

愛 南 町 地 域 防 災 計 画

(風水害等対策編)

令和 2 年 3 月修正

愛南町防災会議

目 次

第1部 総則.....	1
第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 基本方針	2
第5節 計画の修正.....	2
第6節 他の法律との関係.....	2
第7節 計画の習熟.....	2
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1節 愛南町	3
第2節 愛媛県.....	3
第3節 指定地方行政機関.....	4
第4節 自衛隊（陸上自衛隊第14高射特科隊）	6
第5節 指定公共機関.....	6
第6節 指定地方公共機関.....	7
第7節 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	8
第8節 住民・事業者	9
第3章 町の現状.....	10
第1節 自然的条件.....	10
第2節 社会的条件.....	12
第2部 災害予防対策	14
第1章 災害に強いまちづくり	14
第1節 防災構造の強化	14
第2節 建築物の安全性の確保.....	14
第2章 気象予警報等の伝達.....	16
第1節 定義.....	16
第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統.....	17
第3節 気象情報の種類及び伝達	22
第4節 土砂災害警戒情報の発表・伝達	24
第5節 水防警報及び水位到達情報の発表・伝達.....	25
第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達.....	25
第7節 伝達体制の強化	26

第3章 防災思想・知識の普及	27
第1節 町	27
第2節 関係機関	29
第3節 企業防災の推進.....	29
第4節 普及の際の留意点.....	30
第4章 自主防災組織の活動	31
第1節 住民の果たすべき役割.....	31
第2節 自主防災組織の育成強化	32
第3節 自主防災組織の果たすべき役割	33
第4節 自主防災組織と消防団等との連携.....	36
第5節 地域における自主防災活動の推進.....	36
第6節 事業所等における防災対策	36
第5章 ボランティア活動の防災対策	39
第1節 災害救援ボランティアの登録・育成	39
第2節 災害ボランティアセンターが活動する拠点の確保	39
第3節 ボランティアに期待される役割	39
第4節 ボランティア受入れ体制等の整備.....	40
第6章 防災訓練の実施	41
第1節 防災訓練の実施責務又は協力	41
第2節 防災訓練の種別.....	41
第3節 各種訓練への協力.....	42
第4節 訓練の実施時期及び方法	42
第5節 防災・危機管理セルフチェック項目の活用	42
第7章 業務継続計画の策定	43
第1節 業務継続計画の概要	43
第2節 業務継続計画の策定	43
第8章 火災予防対策	44
第1節 防火思想の普及.....	44
第2節 火災予防対策	44
第3節 危険物施設等の防火対策	44
第4節 消防力の充実強化.....	45
第5節 消防水利の整備.....	45
第6節 消火活動における自主防災組織との連携.....	46
第9章 林野火災予防対策	47
第1節 林野の状況.....	47
第2節 林野火災予防思想の普及、啓発	47
第3節 林野火災消防計画の確立	47
第4節 林野火災防止対策	48

第 10 章	水害予防対策	49
第 1 節	危険箇所の把握	49
第 2 節	水防対策	49
第 3 節	治山	49
第 4 節	治水	49
第 5 節	タイムラインの作成	50
第 11 章	台風予防対策	51
第 1 節	火災予防	51
第 2 節	小型船舶の事前避難	51
第 3 節	家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策	51
第 4 節	避難の指示	51
第 5 節	豪雨にともなう浸水被害の防止	51
第 6 節	高潮にともなう浸水被害の防止	52
第 12 章	地盤災害予防対策	53
第 1 節	土砂災害警戒区域で定める事項	53
第 2 節	土砂災害対策	54
第 13 章	竜巻等突風災害対策	56
第 1 節	想定される竜巻等突風	56
第 2 節	情報伝達体制の整備	56
第 3 節	住民等の意識啓発	56
第 14 章	避難体制の整備	58
第 1 節	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	58
第 2 節	避難路の整備	60
第 3 節	住民等への周知のための措置	60
第 4 節	指定避難所の設備及び資機材の配備	60
第 5 節	避難計画	61
第 6 節	防災上重要な施設管理者の留意事項	62
第 7 節	避難所運営マニュアルの策定	63
第 15 章	緊急物資確保対策	64
第 1 節	食料及び生活必需品等の確保	64
第 2 節	飲料水及び生活用水の確保	65
第 3 節	物資供給体制の整備	67
第 16 章	医療救護体制の整備	68
第 1 節	医療救護体制の方針	68
第 2 節	初期医療体制の整備	69
第 3 節	後方医療体制の整備	70
第 4 節	難病患者等の状況把握	70
第 5 節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	70

第 17 章	防疫・衛生、保健衛生活動体制の整備	71
第 1 節	防疫・衛生活動	71
第 2 節	し尿処理の処理体制の確保	71
第 3 節	ごみ処理及び災害廃棄物の処理体制の確保	71
第 4 節	住民が実施すべき事項	71
第 5 節	保健衛生活動体制の整備	72
第 18 章	要配慮者の支援対策	73
第 1 節	町の活動	73
第 2 節	社会福祉施設等管理者の活動	74
第 3 節	在宅者対策	75
第 4 節	外国人等に対する防災対策	75
第 19 章	帰宅困難者の支援対策	77
第 1 節	帰宅困難者に対する防災対策	77
第 2 節	避難施設の確保	77
第 20 章	広域応援体制の整備	78
第 1 節	全県的な消防相互応援体制の整備	78
第 2 節	全県的な防災相互応援体制の整備	78
第 3 節	他の地方公共団体との相互応援体制の整備	78
第 4 節	消防防災ヘリコプターの活用	79
第 5 節	受援計画の策定	79
第 21 章	通信施設の予防対策	80
第 1 節	情報収集・連絡体制の整備	80
第 2 節	通信施設の整備	80
第 3 節	防災情報システムの拡充整備	81
第 4 節	ヘリコプター離着陸場の整備拡充	81
第 22 章	ライフライン災害予防対策	82
第 1 節	水道施設	82
第 2 節	下水道施設	82
第 3 節	電力施設	83
第 4 節	電信電話施設	83
第 5 節	ガス施設	84
第 23 章	公共土木施設等災害予防対策	85
第 1 節	道路施設	85
第 2 節	河川管理施設	86
第 3 節	海岸保全施設	86
第 4 節	港湾・漁港施設	86
第 5 節	砂防施設	87
第 6 節	農地、森林、農林業施設	87
第 7 節	公共建築物	87

第8節	情報システムの安全対策	87
第24章	危険物施設等災害予防対策	88
第1節	予防査察等の強化	88
第2節	予防教育の徹底	88
第3節	防災訓練の実施	88
第25章	海上災害予防対策	89
第1節	町、県等関係機関の活動	89
第2節	宇和海地区大量排出油等防除協議会の活動	89
第26章	資機材等の点検整備	90
第1節	点検整備を要する資機材	90
第2節	実施機関	90
第3節	実施時期	90
第4節	点検整備実施内容	90
第5節	留意事項	91
第27章	孤立対策計画	92
第1節	災害時に孤立のおそれのある地区の把握	92
第2節	孤立の未然防止対策	92
第28章	災害復旧・復興への備え	94
第1節	平常時からの備え	94
第2節	複合災害への備え	94
第3節	災害廃棄物の発生への対応	94
第4節	各種データの整備保全	95
第5節	保険・共済の活用	95
第6節	罹災証明書交付体制の整備	95
第7節	復興事前準備の実施	95
第8節	復興対策の研究	96
第3部	災害応急対策	97
第1章	応急措置の概要	97
第1節	町のとるべき措置	97
第2節	県のとるべき措置	97
第3節	住民のとるべき措置	98
第4節	関係機関のとるべき措置	98
第2章	活動体制	99
第1節	配備動員体制	99
第2節	災害警戒本部	100
第3節	災害対策本部	101
第4節	動員計画	106

第3章	通信連絡活動	109
第1節	通信連絡手段	109
第2節	孤立地域との通信連絡	110
第4章	情報活動	111
第1節	情報活動の強化	111
第2節	情報の収集	112
第3節	情報の伝達	118
第4節	県への被害報告	119
第5章	災害広報活動	125
第1節	広報内容	125
第2節	広報活動の方法	125
第3節	広報実施方法	126
第4節	災害の記録	126
第5節	広聴活動	126
第6節	安否情報の提供	126
第6章	災害救助法の適用	127
第1節	災害救助の実施機関	127
第2節	災害救助法の適用基準	127
第3節	災害救助法の適用手続	128
第4節	救助の種類及び実施期間	129
第5節	災害救助法による救助の基準	129
第7章	避難活動	130
第1節	避難勧告等の発令基準	130
第2節	警戒区域の設定	136
第3節	避難の方法	137
第4節	指定避難所等の開設	139
第5節	指定避難所等の運営	141
第6節	帰宅困難者対策	143
第8章	緊急輸送活動	144
第1節	実施体制	144
第2節	緊急輸送道路の確保	144
第3節	緊急輸送体制の確立	144
第4節	緊急輸送の実施	145
第5節	災害救助法による実施基準	146
第9章	交通応急対策	147
第1節	実施機関	147
第2節	災害発生時の自動車運転手のとるべき措置	147
第3節	道路の交通規制	148
第4節	道路交通確保の措置	149

第5節	緊急通行車両	149
第6節	海上交通の確保	150
第10章	地区の孤立対策	151
第1節	各機関の役割	151
第11章	消防活動	153
第1節	消防活動の基本方針	153
第2節	消防機関の組織	154
第3節	消防機関の活動	154
第4節	警察官との相互協力	156
第5節	消防活動の応援要請	157
第6節	事業所の活動	157
第7節	住民及び自主防災組織の活動	157
第12章	水防活動	159
第1節	水防計画の目的	159
第2節	水防組織	159
第3節	水防倉庫及び資機材の整備	159
第4節	水防活動の内容	159
第5節	水防活動の応援要請	160
第13章	人命救助活動	161
第1節	実施体制	161
第2節	救出活動	161
第3節	救急活動	162
第4節	関係機関への応援要請等	162
第5節	自主防災組織、事業所等の活動	163
第6節	災害救助法による実施基準	163
第14章	食料供給活動	164
第1節	実施体制	164
第2節	食料供給の対象者	164
第3節	食料供給の実施	164
第4節	炊き出しの実施	166
第5節	住民及び自主防災組織等の活動	167
第6節	災害救助法による実施基準	167
第15章	生活必需品等物資供給活動	168
第1節	実施体制	168
第2節	物資供給の対象者	168
第3節	物資供給の実施	168
第4節	住民及び自主防災組織等の活動	169
第5節	災害救助法による実施基準	169

第 16 章	飲料水及び生活用水の確保・供給	170
第 1 節	実施体制	170
第 2 節	飲料水及び生活用水の確保	170
第 3 節	応急給水の実施	171
第 4 節	住民及び自主防災組織等の活動	171
第 5 節	災害救助法による実施基準	172
第 17 章	医療救護活動	173
第 1 節	実施体制	173
第 2 節	医療救護の対象者	173
第 3 節	医療救護班の編成	173
第 4 節	救護所の設置	173
第 5 節	傷病者の搬送	175
第 6 節	日本赤十字社愛媛県支部の医療救護活動	175
第 7 節	住民及び自主防災組織等の活動	176
第 8 節	災害救助法の適用による医療救護基準	176
第 9 節	災害救助法の適用による助産の基準	177
第 18 章	行方不明者の捜索、死体の措置・埋葬活動	178
第 1 節	実施体制	178
第 2 節	応急対策活動	178
第 3 節	行方不明者及び死体の捜索	178
第 4 節	死体の検案	178
第 5 節	死体の収容、安置	179
第 6 節	死体の埋火葬	179
第 7 節	県への応援要請	180
第 8 節	災害救助法による実施基準	180
第 9 節	記録等	180
第 10 節	住民及び自主防災組織等の活動	180
第 19 章	防疫・衛生活動	181
第 1 節	実施体制	181
第 2 節	応急対策活動	181
第 3 節	防疫・衛生活動の実施	181
第 4 節	健康相談等	183
第 5 節	住民の活動	183
第 20 章	保健衛生活動	184
第 1 節	実施体制	184
第 2 節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	184
第 3 節	被災者等への保健衛生活動	184
第 4 節	保健師等の応援・派遣受入	184

第 21 章	廃棄物等の処理	185
第 1 節	実施体制	185
第 2 節	し尿の収集と処理	185
第 3 節	生活系ごみの処理	186
第 4 節	災害廃棄物の処理	187
第 22 章	障害物除去活動	188
第 1 節	道路等の障害物の除去	188
第 2 節	河川の障害物の除去	188
第 3 節	港湾・海岸・漁港における障害物の除去	188
第 4 節	住宅の障害物の除去	189
第 5 節	障害物の保管等の場所	189
第 6 節	災害救助法による実施基準	189
第 23 章	動物管理活動	190
第 1 節	動物管理の応急対策	190
第 2 節	死亡した獣畜（牛、馬、豚等）及び家きんの処理	191
第 24 章	労働力確保対策	192
第 1 節	労働力の確保	192
第 25 章	応急住宅対策	193
第 1 節	実施体制	193
第 2 節	応急的な住宅の確保	193
第 3 節	応急仮設住宅の建設	193
第 4 節	住宅の応急修理	194
第 5 節	建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	195
第 6 節	災害救助法による実施基準	195
第 26 章	要配慮者に対する支援活動	196
第 1 節	情報の収集及び提供	196
第 2 節	避難対策	196
第 3 節	避難所の運営における支援	197
第 4 節	福祉避難所での受入れ.....	197
第 5 節	障がい者及び高齢者に対する支援対策	197
第 6 節	児童に対する支援対策.....	198
第 7 節	応急仮設住宅への優先的入居.....	198
第 8 節	在宅者への支援	198
第 9 節	応援依頼	198
第 27 章	ボランティア活動対策	199
第 1 節	ボランティア支援体制.....	199
第 2 節	ボランティアの活動内容	200
第 3 節	県災害救援ボランティア支援本部との連携	200

第 28 章	広域応援活動.....	201
第 1 節	県に対する応援要請	201
第 2 節	他の市町村長等に対する応援要請.....	202
第 3 節	消防機関への応援要請.....	202
第 4 節	応援要員の受入れ体制.....	203
第 29 章	自衛隊災害派遣要請	204
第 1 節	災害派遣要請事項	204
第 2 節	災害派遣要請の手続	204
第 3 節	自衛隊の救助活動の内容	205
第 4 節	自衛隊の自主派遣	205
第 5 節	災害派遣部隊の受入れ体制	206
第 6 節	災害派遣部隊の撤収要請	206
第 7 節	経費の負担区分.....	206
第 30 章	海上保安庁の支援	207
第 1 節	海上保安庁に対する支援要請.....	207
第 31 章	ライフライン災害応急対策	208
第 1 節	水道施設	208
第 2 節	生活排水処理施設	209
第 3 節	電力施設	209
第 4 節	電信電話施設	210
第 5 節	ガス施設	211
第 32 章	公共土木施設等の確保対策	213
第 1 節	道路施設	213
第 2 節	河川管理施設	213
第 3 節	砂防等施設.....	214
第 4 節	海岸保全施設	214
第 5 節	港湾施設	214
第 6 節	治山等施設.....	214
第 7 節	漁港施設	214
第 8 節	農地、農林業施設	215
第 9 節	情報システム	215
第 33 章	危険物施設等の安全確保.....	216
第 1 節	火薬類の保安対策.....	216
第 2 節	高压ガスの保安対策	216
第 3 節	石油類の保安対策.....	216
第 4 節	毒物劇物等の保安対策.....	217
第 34 章	海上災害応急活動	218
第 1 節	実施責任機関	218
第 2 節	関係機関相互の通報連絡	218

第3節 応急対策活動.....	219
第35章 応急教育活動	223
第1節 実施体制	223
第2節 応急計画の作成	223
第3節 応急措置	223
第4節 応急教育の実施	224
第5節 学用品等の調達及び給与	225
第6節 文化財の保護	226
第36章 災害警備対策	227
第1節 町の活動	227
第4部 災害復旧・復興対策.....	228
第1章 公共施設等復旧対策.....	228
第1節 実施.....	228
第2節 災害復旧事業対策の種類	228
第3節 災害廃棄物の処理.....	229
第4節 激甚災害の指定	229
第5節 緊急災害査定の促進	230
第6節 海上災害復旧・復興対策	230
第2章 復興計画.....	231
第1節 復興計画の作成	231
第2節 大規模災害からの復興に関する法律の活用	231
第3節 防災まちづくりを目指した復興	232
第4節 復興財源の確保	232
第3章 被災者等の生活再建支援.....	234
第1節 被災者に対する資金の貸付等.....	234
第2節 住宅の確保.....	237
第3節 中小企業関係融資	237
第4節 農林漁業関係融資	237
第5節 要配慮者の支援	238
第6節 罹災証明書の発行	238
第7節 義援金等の受入れ及び配分	238
第8節 雇用機会の確保	239
第9節 生活保護	239
第10節 税等の減免	239
第11節 生活再建支援策等の広報	240

第1部 総則

第1章 計画の方針

(全部)

第1節 計画の目的

この計画は、『災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条』の規定に基づき、愛南町の地域にかかる災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害対策においては、県、防災関係機関、民間事業者、住民並びに町それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に積極的に取り組む必要があることから、この計画に基づき、その実践を促進する住民運動を展開する。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、町域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。
- 2 この計画は、町及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。
- 3 この計画は、『災害救助法』に基づき、県知事が実施する災害救助事務のうち、『同法第30条』に基づき町長に委任された場合の計画又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画並びに『水防法』に基づき町が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の構成

1 町地域防災計画の構成

町地域防災計画は、風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編及び資料編で構成する。本編は、そのうちの風水害等対策編である。

2 風水害等対策編の構成

風水害等対策編は、次の4部で構成する。

(1) 第1部 総則

この計画の主旨、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2部 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3部 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4部 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第4節 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な防災対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、災害が発生した際に、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする。また、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び町がこれらを補完する「公助」で取り組むことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、県及び町などの多様な主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力を図りながら、地域の防災力を高めていくことが重要である。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携の強化に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な災害による同時被災の可能性を踏まえ、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結等も考慮する。

第5節 計画の修正

この計画は、『災害対策基本法第42条』の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正する。したがって、防災関係機関は自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出する。

第6節 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、『水防法』、『消防法』、『災害救助法』、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理するものとする。

第7節 計画の習熟

町及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(全部)

本町の地域に係る防災に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 愛南町

- (1) 地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練、防災学習会の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び指定避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急処置
- (12) 被災児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における町有施設及び設備の整備又は点検・整備
- (16) 食料、飲料水、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 災害対策に関する隣接市町間等の相互応援協力
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2節 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の推進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備

- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難勧告、避難指示（緊急）又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3節 指定地方行政機関

1 四国総合通信局

- (1) 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理に関すること。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理に関すること。
- (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
- (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
- (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。

2 四国財務局（松山財務事務所）

- (1) 災害時における財政金融等の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること。

3 中国四国農政局

- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
- (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (6) 災害時の食料の供給に関すること。
- (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

4 四国森林管理局愛媛森林管理署

- (1) 災害応急・復旧対策用木材（国有林材）の供給に関すること。

5 四国経済産業局

- (1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (2) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関する事。
- (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関する事。

6 中国四国産業保安監督部（四国支部）

- (1) 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関する事。
- (2) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関する事。
- (3) 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関する事。

7 四国地方整備局（大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）

管轄する道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- (1) 災害予防に関する事。
 - ア 所管施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (2) 応急・復旧に関する事。
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災公共団体への派遣
- (3) 所掌に係る災害復旧事業に関する事。
- (4) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関する事。
- (5) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関する事。
- (6) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関する事。

8 四国運輸局（愛媛運輸支局）

- (1) 陸上輸送に関する事。
 - ア 輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 自動車運送事業者に対する輸送のあっせん
- (2) 海上輸送に関する事。
 - ア 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立
 - イ 旅客航路事業者の行う災害応急対策の実施指導

9 大阪管区気象台（松山地方気象台）

- (1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関する事。
- (2) 気象及び気象災害に関する啓発活動及び防災訓練に対する協力に関する事。
- (3) 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたときの適切な措置を講じること。

10 第六管区海上保安本部（宇和島海上保安部）

- (1) 防災訓練に関すること。
- (2) 防災思想の普及及び高揚に関すること。
- (3) 調査研究に関すること。
- (4) 警報等の伝達に関すること。
- (5) 情報の収集に関すること。
- (6) 海難救助等に関すること。
- (7) 緊急輸送に関すること。
- (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- (9) 流出油等の防除に関すること。
- (10) 海上交通安全の確保に関すること。
- (11) 警戒区域の設定に関すること。
- (12) 治安の維持に関すること。
- (13) 危険物の保安措置に関すること。
- (14) 広報に関すること。
- (15) 海洋環境の汚染防止に関すること。

第4節 自衛隊（陸上自衛隊第14高射特科隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- (5) 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関すること。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること。

第5節 指定公共機関

1 日本郵便株式会社（四国支社）

- (1) 郵便業務の運営の確保に関すること。
- (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。

2 日本赤十字社（愛媛県支部）

- (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
- (2) 被災者に対する救援物資の配付に関すること。
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
- (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。

3 日本放送協会（松山放送局）

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。

- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
- (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- 4 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備に関すること。
 - (2) 災害時における通信の確保に関すること。
 - (3) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
 - (4) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
 - (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- 5 日本通運株式会社（西予支店）、福山通運株式会社（宇和島営業所）、佐川急便株式会社（大洲店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - (1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- 6 四国電力株式会社
 - (1) 電力施設等の保全に関すること。
 - (2) 電力供給の確保に関すること。
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
 - (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。
- 7 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - (1) 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

第6節 指定地方公共機関

- 1 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
 - (1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- 2 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - (1) 検案時の協力に関すること。
 - (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。
- 3 南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛 株式会社愛媛CATV 株式会社愛媛新聞社
 - (1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。
 - (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - (3) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
 - (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

4 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）

- (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する事。
- (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。

5 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。
- (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

第7節 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

1 町内土地改良区

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 土地改良施設の整備及び保全に関する事。

2 えひめ南農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 組合員の被害状況調査及びその援護対策に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資あつせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせんに関する事。

3 町内漁業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 組合員の被害状況調査及びその援護対策に関する事。
- (3) 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧に関する事。
- (4) 被災組合員に対する融資あつせんに関する事。

4 南宇和森林組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 被災組合員に対する融資あつせんに関する事。

5 愛南町商工会

- (1) 被災商工業者の援護に関する事。
- (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。

6 愛南町社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。
- (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。
- (3) 災害ボランティアセンターに関する事

7 南宇和郡医師会

- (1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事。

8 一般社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 公共土木施設等に係る障害物の除去及び応急復旧に関すること。
- (3) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。

9 愛南町管工事協同組合

- (1) 町が行う応急給水の協力及び上水道・簡易水道施設の応急復旧に関すること。

10 危険物施設管理者、プロパンガス取扱い機関

- (1) 危険物施設等の保全に関すること。
- (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。

11 社会福祉施設管理者

- (1) 施設等利用者の安全確保に関すること。
- (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること。

第8節 住民・事業者**1 住民**

- (1) 自助の実践に関すること。
- (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。
- (3) 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。

2 自主防災組織

- (1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 避難、救助、初期消火その他災害応急対策の実施に関すること。
- (4) 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

3 事業者

- (1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

第3章 町の現状

(全部)

第1節 自然的条件

1 位置、地勢等

本町は愛媛県の最南端に位置し、北は篠山から観音岳を経て由良半島に至る稜線で宇和島市と、東は松田川支流の篠川で高知県宿毛市に接している。

南は太平洋、西は豊後水道に面し、地形は、東西に 28.7 km、南北に 18.3 km で、面積は 238.99k m² となっている。北部には、四国山脈から分岐した篠山山脈を中心とする森林地帯が広がり、これを源流とした僧都川が町の中央部を孤を描くように南北に流れ、この流域に平野部が開け、御荘地区、城辺地区の市街地が形成されている。

太平洋及び豊後水道に面した半島部を有する海岸部は、複雑で変化に富んだ典型的なリアス式海岸の海岸線が広がり、平坦地が少なく海岸まで急傾斜地が迫っている。

■ 地目別面積

(単位:k m²)

地 目	面 積
総 面 積	238.99_k m ²
田	9.34 k m ²
畑	18.14 k m ²
宅 地	4.97 k m ²
池 沼	0.20 k m ²
山 林	112.27 k m ²
原 野	0.75 k m ²
雑 種 地	2.38 k m ²
そ の 他	90.94 k m ²

「全国都道府県市区町村面積調」(H30)国土交通省・国土地理院

「平成31年度固定資産概要調書」愛南町

【資料編：1－1 愛南町地形分類図】

【資料編：1－2 愛南町傾斜区分図】

2 地質

本町南部域は、いわゆる四万十川層群といわれる中生層が分布し、砂岩・泥岩及びそれらの互層から形成されている。一部の岩石は、接触変成作用によりホルンフェルスとなっていることから、マグマなどの熱源によって変成されたことがうかがえる。

東部から西部地域にかかる中央部は、泥岩が多く見られ、北東部地域及び南西部地域においては砂岩が多く産出している。

また、砂岩・泥岩の岩相変化から、西海地域及び城辺地域にかけては、白亜紀において三角州であったとされている。

これらの諸岩石を覆って、城辺地域・一本松地域には、集積低地堆積物と段丘堆積物が広く分布している。

【資料編：1－3 愛南町表層地質図】

3 気象

本町の気候は、山間部と海岸部において若干の相違がみられ、幾分内陸的な山間部は、冬期には降霜及び年に数回の積雪がみられ、年間降水量は2,000 mm程度。一方海岸部は冬期の無霜期間も長く温暖な気候であるが、北西の季節風が強く、年間降水量は1,700～1,800 mm程度と山間部に比べて少ない。

全域で、夏から秋にかけて毎年のように台風に見舞われるが、年間平均気温は17度前後と温暖な気候である。

(1) 気温

2018年の平均気温は16.4度と温暖であり、月別平均気温は、8月が27.6度と最高で、12月が7.0度と最低である。

■ 月別平均気温（2018年1月1日～2018年12月31日）

(資料：消防年報)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	7.2	7.9	9.4	15.7	19.0	21.5	27.0	27.6	23.0	19.1	12.9	7.0

(2) 降水量

2009年から2018年の10年間の年間平均降水量は2,031 mmであるが、年によって大きな変動がみられ、2015年が2,293 mmと最高で、2009年が1,572.5 mmと最低である。また、2018年における月別平均降水量では、10月が418 mmと最も多く、1月が41 mmと最も少ない。

■ 月別総雨量（2018年1月1日～2018年12月31日）

(資料：消防年報)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	41.0	70.5	75.0	207.5	133.0	316.5	110.5	200.0	239.0	418.0	96.0	46.5

■ 年別降水量

(資料：気象庁（御荘観測所）)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
年別降水量 (mm)	1,572.5	2,073.0	2,172.5	2,158.5	1,604.0	2,105.0	2,293.0	2,227.0	1,829.5	2,275.0

4 災害記録

近年の記録に残る主な風水害、洪水、火災、海上災害については、災害記録としてまとめ、資料編に記載している。

【資料編：2－3 災害記録】

第2節 社会的条件

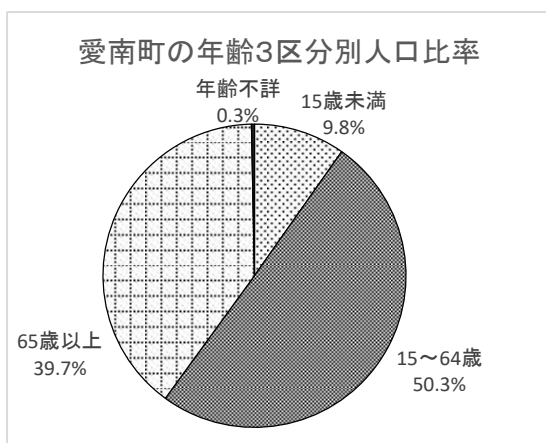
1 人口・世帯

2015年の国勢調査による人口は21,902人で、1985年に比べ11,866人の減少をみせ、減少率は35.1%である。特に近年の減少が顕著であり、前回の2010年に比べると9.0%と大幅な減少率となっている。

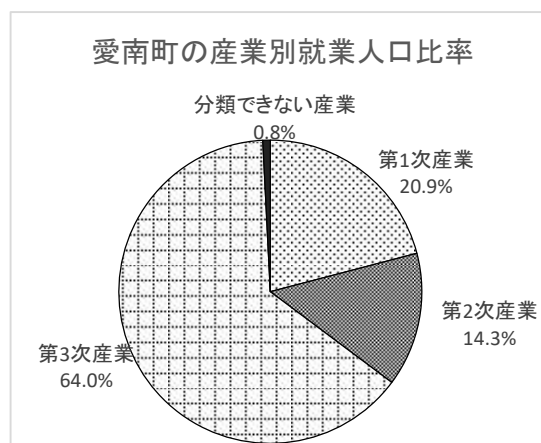
世帯数は、2015年の国勢調査による世帯数は9,410世帯で1世帯当たり人員は2.3人となっている。世帯数は、1985年以降横ばい傾向をみせていたものの、2005年以降は減少傾向となり、前回の2010年から427世帯の減少となっている。また、1世帯当たり人員は、1985年から1.0人の大幅な減少となっており、核家族化が依然進行している。

■ 人口、世帯数の推移

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
人 口	33,768	32,295	31,101	29,331	26,636	21,902
世帯数	10,343	10,252	10,555	10,592	10,238	9,410
1世帯当たり人員	3.3	3.2	2.9	2.8	2.6	2.3



2015年国勢調査



2015年国勢調査

2 交通・情報基盤

本町は、町内市街地間を結ぶ国道56号を中心に、海岸沿いに高知県宿毛市に繋がる主要地方道宿毛城辺線、南側の西海市街地へ繋がり半島の海岸部に延びる主要地方道平城高茂岬線、北部山間地を抜け宇和島市に繋がる主要地方道宇和島城辺線が骨格を形成している。

また、一次緊急輸送路として、一般国道56号、主要地方道宿毛城辺線（愛南町垣内～愛南町蓮乗寺）、主要地方道平城高茂岬線（愛南町御荘平城～愛南町船越）、主要地方道宇和島城辺線（愛南町城辺甲～愛南町城辺甲）等の10路線、二次緊急輸送道路として、主要地方道宿毛城辺線（愛南町脇本～愛南町垣内）、主要地方道宇和島城辺線（宇和島市津島町岩淵～愛南町城辺甲）等の5路線が指定されている。

町内には鉄道は無く、JRでは宇和島駅、土佐くろしお鉄道では宿毛駅が最寄駅となっている。町内の公共交通としては、宇和島自動車が城辺営業所を中心にバス路線を運行しているとともに、愛南町コミュニティバス「あいなんバス」が地域住民の貴重な移動手段となっている。

港湾は、県の管理する地方港湾の御荘港があるほか、漁港は、町の管理する第1種漁港が13港、第2種漁港が4港、第3種漁港が2港ある。

■ 町内の港湾

港 名	港湾法	港湾管理者
御荘港	地方港湾	愛媛県

■ 町内の漁港

漁港名	種 類	所在地	漁業協同組合
網代	第1種漁港	網代	愛南漁協
魚神山	第1種漁港	魚神山	愛南漁協
油袋	第1種漁港	油袋	愛南漁協
家串	第1種漁港	家串	愛南漁協
平落	第1種漁港	平落	愛南漁協
御荘	第1種漁港	御荘菊川、御荘平山	愛南漁協
成川	第1種漁港	防城成川	愛南漁協
赤水	第1種漁港	赤水	愛南漁協
高畑	第1種漁港	高畑	愛南漁協
左右水	第1種漁港	中浦	愛南漁協
猿鳴	第1種漁港	猿鳴	愛南漁協
中玉	第1種漁港	大浜、脇本、中玉	愛南漁協
武者泊	第1種漁港	武者泊	愛南漁協
柏崎	第2種漁港	柏崎、柏	愛南漁協
西浦	第2種漁港	内泊、中泊、外泊	愛南漁協
福浦	第2種漁港	樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦	愛南漁協
船越	第2種漁港	越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家	愛南漁協
中浦	第3種漁港	中浦	愛南漁協
深浦	第3種漁港	柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良	愛南漁協・久良漁協

【資料編：1－4 愛南町道路網図】

【資料編：1－5 町内の漁港施設の位置図】

【資料編：9－1 緊急輸送道路】

第2部 災害予防対策

災害予防対策は、災害の発生を未然に防止するため、防災に関する施設の整備、点検及び防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等とともに、住民の防災意識の高揚が重要であり、本編については、災害の予防活動及び対策について定める。

第1章 災害に強いまちづくり

(建設課、防災対策課、庶務課・消防署)

災害予防における基本的な方策は、まちづくりをしていく上で、災害に強い都市構造の形成を図ることである。

このため、町は、都市構造を防災の観点から見直し、災害に強いまちづくりを目指し、市街地の面的整備や防災空間の整備等による都市機能の強化、適正な土地利用を長期的かつ計画的に推進する。

第1節 防災構造の強化

1 市街地の整備

御荘・城辺地域を中心とした市街地では、木造の家屋が密集し、道路の狭隘な地区も多いため、今後、災害に強い居住基盤の整備に努める。

2 防災空間の整備

幹線道路、都市公園、緑地等は、災害時の避難所や応急仮設住宅の建設用地など防災活動拠点として重要なスペースであり、また、火災の延焼防止を図るための重要な役割を果たすものである。

このため、災害に強いまちづくりの一環として防災空間の整備に努める。

第2節 建築物の安全性の確保

1 建築物の耐震化及び不燃化

建築物の安全性を高めるため、県が実施する『建築基準法』による防災構造上の検査、指導の強化とともに、町は、『愛南町耐震改修促進計画』に基づき、町内の建築物の耐震性を確保するための耐震診断とその診断結果に基づく耐震改修を促進して、建築物の耐震化及び不燃化に努める。

(1) 住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物が倒壊した場合には、居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらすので、これらの危険性に対しては、地域防災対策の観点から自らの問題、地域の問題として取り組む必要がある。

(2) 町の役割

- ア 小中学校等の避難所となる施設や防災拠点となる公共性の高い施設を優先的に、計画的な耐震化を推進する。
- イ 木造住宅及び民間特定建築物の耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備に努める。

2 土砂災害（特別）警戒区域の周知等

『土砂災害防止法』の規定に基づき、土砂災害（特別）警戒区域として、知事が指定した区域については、土砂災害（特別）警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を図る。

第2章 気象予警報等の伝達

(総務課、各支所、防災対策課、庶務課・消防署)

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

第1節 定義

1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。

4 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

5 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、県と松山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表するものをいう。

6 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

7 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

8 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台長が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じる恐れがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

10 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、必要に応じ発表するものをいう。

第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が県内に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

なお、東予（東予東部・東予西部）・中予・南予（南予北部・南予南部）の区域又は市町等によって注意報・警報の発表基準が異なる場合があるが、下表では、本町に該当する基準を示している。

■ 松山地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

種類		発表基準
注意報	大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準 10 以上 土壌雨量指数基準 108 以上
	洪水注意報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準 僧都川流域＝14.8 以上 惣川流域 ＝ 9.1 以上 複合基準※ 僧都川流域＝（7 以上、11.8 以上） 惣川流域 ＝（7 以上、7.3 以上） ※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値
	強風注意報	強風により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 平均風速が 陸上で 12m/S 以上 海上で 15m/S 以上
	風雪注意報	風雪により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 雪を伴い、平均風速が 陸上で 12m/S 以上 海上で 15m/S 以上

第2部 災害予防対策

種類		発表基準
注意報	大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが 平地で5cm以上 山地で15cm以上
	波浪注意報	風浪・うねり等により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 有義波高が2.0m以上
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために発表 具体的には、次の条件に該当する場合 潮位が東京湾平均海面（T P）上1.3m以上
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合に発表
	濃霧注意報	濃霧により、交通機関に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が 陸上で100m以下 海上で500m以下
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が60%以下
	なだれ注意報	なだれにより災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 ①積雪の深さが20cm以上あり降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上あり最高気温が8℃(*)以上又はかなりの降雨
	低温注意報	低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合 平地 最低気温が－4℃以下 山地 最低気温が－8℃以下
	霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合 3月20日以降の晩霜で最低気温が3℃以下
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線の被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さが20cm以上 気温が－1℃から＋2℃
記録的短時間大雨情報		1時間雨量が100mm以上

種類		発表基準
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 (浸水害) 表面雨量指数基準 15以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 160以上
	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準 僧都川流域＝18.6以上 惣川流域＝11.4以上 複合基準※ 僧都川流域＝(7以上、16.7以上) 惣川流域＝(7以上、10.2以上) ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値
	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 平均風速が 陸上で20m/S以上 海上で25m/S以上

種類		発表基準
	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 雪を伴い、平均風速が 陸上で 20m/S 以上 海上で 25m/S 以上
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 12 時間の降雪の深さが 平地で 10 cm 以上 山地で 30 cm 以上
	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 有義波高が 4.0m 以上
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがある場合 具体的には、次の条件に該当する場合 潮位が東京湾平均海面（T P）上 1.5m 以上

種類			基準
特別警報	気象警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により
		高潮	暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合
		波浪	高波になると予想される場合
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	津波・火山・地震	津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
		火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
		地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

- (注) (1) 警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替わる。
- (3) *印は、松山気象台の値であることを示す。
- (4) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (5) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

2 伝達系統

気象等注意報・警報・特別警報の伝達系統は、別表第1及び第2のとおりである。

3 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部 ～ 今治市、上島町の地域

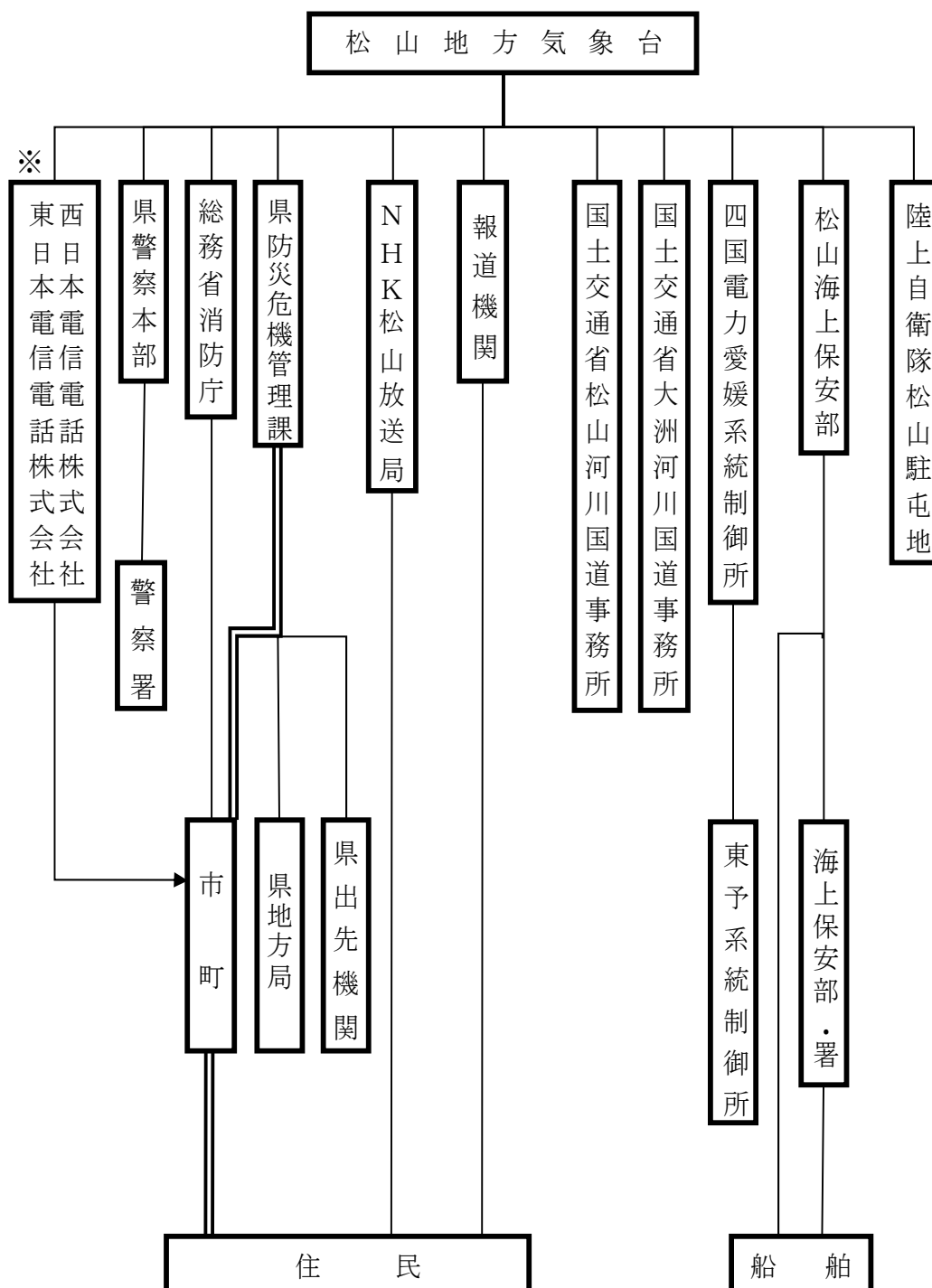
中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

別表第1 気象に関する情報の伝達系統図

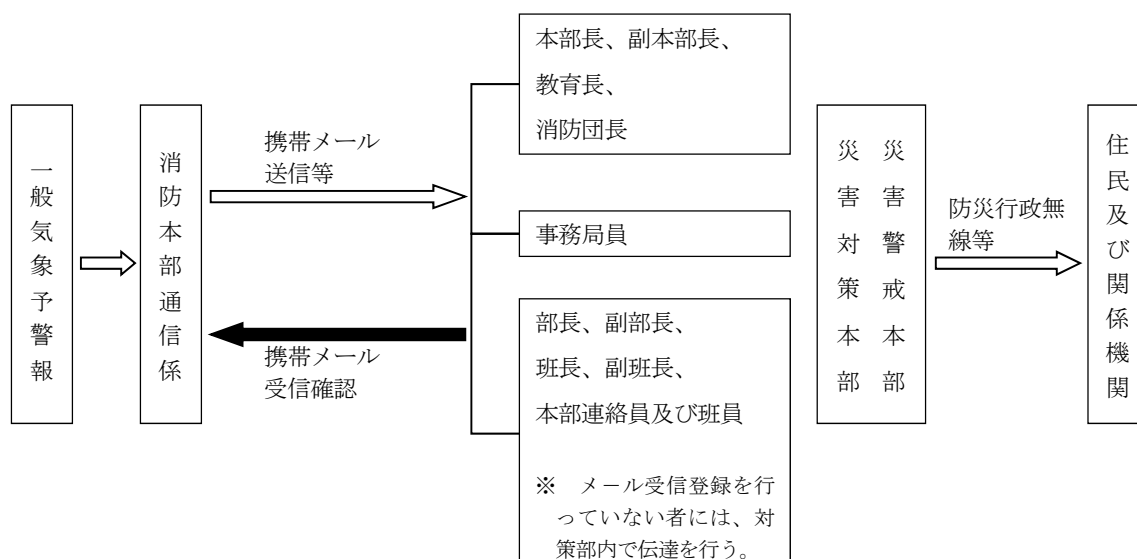
2015.4.1現在



※印は警報のみ。

注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

別表第2 気象に関する情報伝達系統及び手段



第3節 気象情報の種類及び伝達

1 気象情報の種類

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ・全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- ・四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ・愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ・特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
- ・特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。
- ・記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼び掛けるもの。
- ・小雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類

気象情報には、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報^{※1}、竜巻注意情報^{※2}などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には、100mm 以上の1時間雨量を観測または解析した場合に発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

3 防災気象情報と警戒レベル

住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるために、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。

多くの場合、防災気象情報は避難勧告等よりも先に発表されることから、住民への周知を図ることで、自ら避難の判断を行うよう促す。

(防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル)

情報	とるべき行動	警戒レベル
・大雨特別警報 ・氾濫発生情報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
・土砂災害警戒情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報※ ¹ ・氾濫危険情報 ・危険度分布（非常に危険、うす紫）	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
・大雨警報（土砂災害）※ ² ・洪水警報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） ・氾濫警戒情報 ・危険度分布（警戒、赤）	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
・氾濫注意情報 ・危険度分布（注意、黄）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当

情報	とるべき行動	警戒レベル
・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
・早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※1 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

※2 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

参照：気象庁HP

第4節 土砂災害警戒情報の発表・伝達

1 発表

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね、概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町単位で、県と松山地方気象台が協議の上発表する。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

2 利用上の留意事項

（1）土砂災害警戒情報を補足する詳細情報

県が提供する土砂災害警戒情報を補足する詳細情報は、「愛媛県河川・砂防情報システム」において公開されており、5km メッシュの地区ごとに危険度レベルが表示される。危険度レベルの利用にあたっては、危険度レベルが高い地域だけでなく、その周辺地域も含めて確認し、住民の自主避難の参考として活用を促す。

（2）情報の特徴

土砂災害警戒情報は、「土石流」や「集中して発生するがけ崩れ」を対象に発表しているものである。

土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難な斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象ではない。

3 伝達

土砂災害警戒情報は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準じて行い、命に係わる情報であることから住民へ速やかに伝達する。

第5節 水防警報及び水位到達情報の発表・伝達

二級河川僧都川水系僧都川が水防警報を行う河川及び水位周知河川に指定されたことから、愛媛県水防本部から水防警報や水位情報の伝達が行われる。

1 水防警報

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水し水害が発生するおそれがあると認めたとき。

河川名	基準水位 観測所	水防団待機水位 （通報水位） （m）	氾濫注意水位 （警戒水位） （m）
僧都川	御荘	2.00	2.20

河川名	基準水位 観測所	待機	準備	出動	解除
僧都川	御荘	水防団待機水位（通報水位）以上に達すると思われるとき	水位 2.0m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 2.2m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

2 水位情報

水位が氾濫危険水位及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

河川名	基準水位 観測所	避難判断水位 （m）	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位） （m）
僧都川	御荘	2.35	2.45

第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、次のいずれかの場合に行われる。

- （1）実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
- （2）平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

火災気象通報の伝達経路は、気象等注意報・警報の伝達系統に準じる。

2 火災警報

町長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

伝達は、第3部第4章「情報活動」及び第5章「災害広報活動」に準拠する。

第7節 伝達体制の強化

1 伝達体制の強化

町は、県及びその他の防災関係機関とともに、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、そのための伝達体制を確立しておく。

様々な環境下にある住民、職員等に対して、警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線及びIP告知端末機、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、登録制メール、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

- （1）町は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段を定めておく。
- （2）町は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- （3）県、町、その他の防災関係機関は、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達が行なわれるよう、特に留意する。

2 非常時の伝達体制の強化

- （1）県から町への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、町の最寄りの無線局等を通じ非常無線通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。
- （2）町において、住民等への通常の伝達機関が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段については、第3部第4章「情報活動」及び第5章「災害広報活動」による。

第3章 防災思想・知識の普及

(総務課、商工観光課、防災対策課、庶務課・消防署、学校教育課、生涯学習課)

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、町、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、様々な場面にて防災への寄与に努めることが求められる。

このため、風水害等による災害から被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、職員に対し防災知識の周知を図り、相互の密接な連絡体制の確保に努めるとともに、住民等に対し、自主防災思想や災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1節 町

1 町職員に対する教育

町は、職員が日常の業務を通じ的確で円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施できるよう、次の事項について、研修会等を通じ職員教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 町地域防災計画（風水害等対策編）と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識（初動マニュアル）
- (5) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織、動員体制及び任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 自主防災組織の育成強化対策
- (8) 防災対策の課題及びその他必要な事項

なお、上記（4）及び（5）については、毎年度、所属職員に対し、十分周知する。

また、各部局等は、所管事項における防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員、児童・生徒等に対する教育

将来の災害に立ち向かう今の子どもたちが、自分自身を守りお互いに助け合っていける力を育むために、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、主体的に行動する態度を育成するよう安全教育等の指導を徹底する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・役割分担等）を定めたマニュアルを作成する。

さらに、学校、地域、家庭が連携・協力し合って地域社会全体で防災力を向上させていく必要があることから、学校現場のみならず地域と一体となった防災教育を推進する。

- (1) 教育委員会は、町職員に準じて教職員への教育を指導するとともに、町と連携した地域ぐるみの防災教育の総合的な調整を行う。
- (2) 学校においては、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童・生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、適切な行動ができるよう次のように防災教育を行う。
 - ア 関連する教科、特別活動等において、児童・生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を習得させるとともに、風水害等発生時の対策（避難所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。
 - イ 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
 - ウ 中学校等の生徒を対象に、応急手当等の実践的技能習得の指導を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
 - エ 学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

3 住民に対する防災知識の普及

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び関係機関と協力し、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (ロ) 防災関係機関等が講じる防災対策に関する知識
- (ハ) 地域、事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (ニ) 高潮危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (ホ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ヘ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (ト) 応急手当等看護に関する知識
- (チ) 避難生活に関する知識
- (リ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (ニ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (シ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ス) 防災士の活動等に関する知識
- (セ) あらゆる世代の個人、組織等が連携・協力し合う地域防災力向上に関する知識
- (ソ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報あいなんの活用
- (イ) パンフレット、ポスター等の利用
- (ロ) テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- (ハ) 映画、資料映像等の利用

- (オ) 講演会、講習会、ワークショップの実施
- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 防災訓練、防災学習会の実施
- (ク) 総合防災マップ等の利用
- (2) 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、公民館、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識の向上に努める。

 - ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。
 - イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。
- (3) 各種団体を通じての啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体構成員の防災知識の普及を促進させる。
- (4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、県が実施する事業と連携を図りながら、住民への防災に関する啓発に努める。

第2節 関係機関

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第3節 企業防災の推進

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価するなど、企業防災力の向上を図る。

第4節 普及の際の留意点

1 防災マップの活用

現在、町では、総合防災マップ等を作成・配布し、災害危険箇所（土砂災害の危険箇所や南海トラフ地震による津波浸水等）や、指定緊急避難場所、指定避難所等の周知に努めている。

総合防災マップは、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、総合防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も必要である。

引き続き、総合防災マップ等の周知や重点ため池における浸水想定区域図の作成に努めるとともに、今後、愛媛県による僧都川の想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の公表を踏まえ、住民への啓発を図るための洪水ハザードマップの作成に取り組む。

また、今後の総合防災マップの更新に当たっては、住民も参加する等の工夫を行うことにより、住民の災害からの避難に対する理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

2 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第4章 自主防災組織の活動

(商工観光課、防災対策課)

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し、組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、地区等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、町は、自主防災組織の育成を積極的に促進し、その育成強化を図る。

第1節 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災活動及び防災対策を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- (3) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。
- (4) 家屋の補強を行う。
- (5) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (6) 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄を行うとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持ち出しとする。）また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (7) 地域の防災訓練、防災学習会に進んで参加する。
- (8) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (9) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (10) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (11) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (12) 消火器等の消火資機材の準備をする。
- (13) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) まず、我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) がけ崩れ、地すべり、浸水、高潮等に注意する。
- (5) 増水した河川、水路に注意する。
- (6) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (7) 自力による生活手段の確保を行う。
- (8) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

- (9) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (10) 自動車の使用、電話の利用を自粛する。
- (11) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第2節 自主防災組織の育成強化

風水害災害における被害を軽減させるためには、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感と共助の精神に基づき、地区住民による自主的な防災活動を行う体制を確立することが重要である。

住民一人ひとりが災害や防災に関する正しい知識を持ち、日頃から地区の危険箇所の点検や訓練などの防災活動を実践することにより、地域の防災対策をより効果的に推進することができる。

このため、町は、自主防災組織の育成強化に努め、住民の自発的な防災活動を促進する。

1 住民の防災組織の高揚

住民に対する防災意識の普及及び自主防災組織の育成強化を図るため、広報紙への防災関連情報の掲載や防災マップ、パンフレット等啓発資料の作成・配布、講演会、ワークショップ、定期的な町総合防災訓練の実施などについて、積極的に取り組むものとする。

2 組織の編成単位

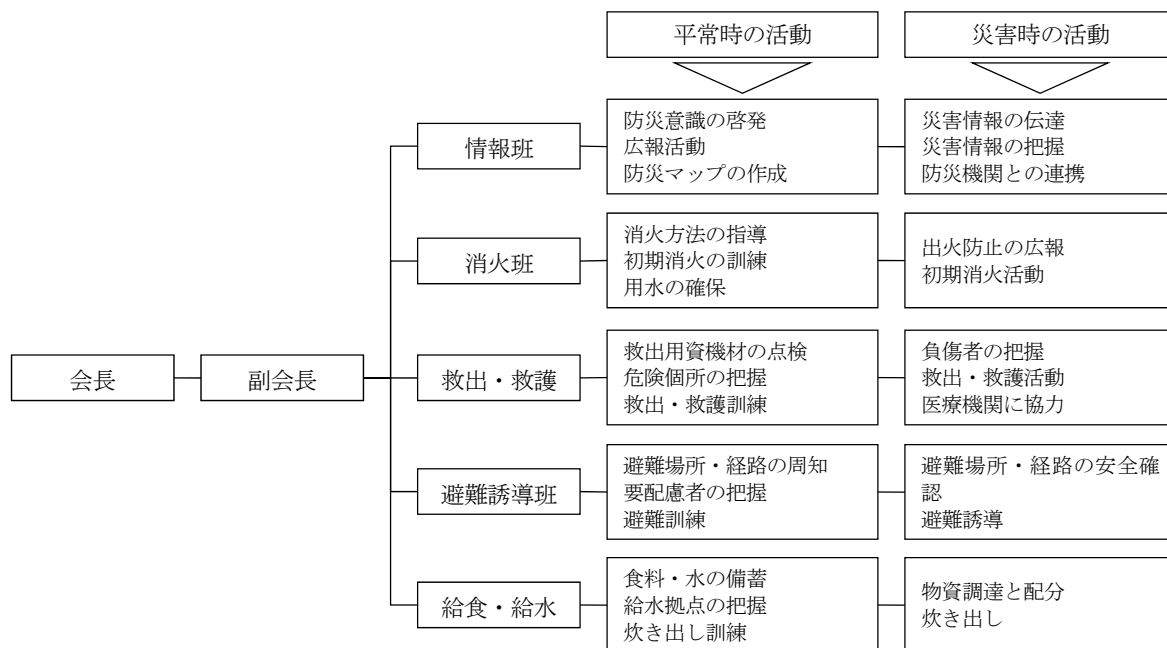
自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、古くからのコミュニティを有する地区を基本的な単位として編成する。

3 組織づくり

既存の地区等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをする。

- (1) 行政協力員等を対象に、リーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。
- (2) 地区等の自治組織に、防災活動を活動の一環として組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 自主防災組織の活動強化のために、防災に関する知識や経験を持った専門家をサブリーダーとして配置する。
- (4) 自主防災組織の編成は役割別の活動ごとの班編成となるが、防災に関する専門の知識や経験を持つ住民を適正配置して、その活動強化を図る。
- (5) 自主防災組織が、災害時に効果的に活動するため、誰が何を受け持つかを決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。また、自主防災組織の編成については、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織されるものであるが、例示すると、次のとおりである。

■ 地区の自主防災組織図（例）



4 活動の促進

町は、自主防災組織等の活動の活性化を促すため、自主防災組織における資機材の整備や各種防災訓練、防災学習会等の活動に対する支援を行う。

また、防災士の資格取得を促すなどにより、地域の防災活動において指導者的役割を担う防災リーダーの育成に努める。

第3節 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であり、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練、防災学習会の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- 主な啓発事項：① 平常時における防災対策
 ② 災害時の心得
 ③ 自主防災組織が活動すべき内容
 ④ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 防災訓練、防災学習会の実施

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から地域の特性を加味した訓練や防災学習会を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。この場合、他の地域の自主防災組織、消防団、防災士、学校や町等と連携を図る。

ア 情報の収集・伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 出火防止及び初期消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出・救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 給食、給水訓練

炊出しを行い、食料や飲料水の配給などを通じて、災害時の給食、給水訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、「防災点検の日」を設けて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備、点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講じることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、初期消火や負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

また、これら資機材は日頃から点検して、非常時に直ちに使用できるようにする。

(5) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(6) 自主防災組織の台帳作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに必要な台帳を整備する。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者支援対策マニュアルに従い、関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者台帳を整備する。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

自主防災組織の台帳への記載事項：① 世帯台帳（基礎となる個票）

② 避難行動要支援者台帳

③ 人材台帳

(7) 自主防災マップの作成

町が作成する総合防災マップ等をもとに、身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表す地図を自主防災組織で作成し、掲示、あるいは各戸に配布することで、住民一人ひとりの防災意識の高揚や災害時の避難行動の的確化を図る。

(8) 地域内の他組織との連携

地域内の事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(9) 避難行動要支援者の避難体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集、伝達

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等の防災機関へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 防災関係機関との連絡先

イ 防災関係機関との連絡手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、指定避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

出火防止のために、家庭に対しては、火の元の始末などの措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出、救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者の救出、救護活動は、救出用資機材を利用して速やかに実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

町長から避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所又は指定避難所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地 …………… 火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ …… がけ崩れ、地すべり

(ウ) 河川、海岸地域 …………… 決壊、浸水、高潮

避難誘導に当たっては、危険防止のため、避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

イ 住民が避難するときは、あらかじめ用意した非常用持出袋等避難行動に支障のない携帯品とするよう注意する。

ウ 避難行動要支援者の避難は、あらかじめ定められた支援台帳による避難方法により、個々の避難行動要支援者の特性に十分配慮して、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食、救援物資の配布及び協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の給与が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても、それぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第4節 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求める。また、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第5節 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第6節 事業所等における防災対策

1 事業所の自主防災活動

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育

- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

2 浸水想定区域内の事業者の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- (2) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止のための訓練の実施に努める。

3 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともに、お互いを助けあう「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、次のような防災措置を行う。

(1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- エ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- オ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- カ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- キ 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ク 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- ケ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- コ 予想される災害に対する復旧計画の策定に努める。

サ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

(2) 災害発生時の実施事項

ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。

イ 地域住民、自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。

ウ 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

オ 事業継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県や町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

4 事業継続計画

町は、企業が災害の発生時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業状況が回復するとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクを回避するための災害時事業継続計画について、町内の企業に策定するよう啓発に努める。

災害時事業継続計画は、事業所の耐震化・耐浪化・耐火性の確保、防災体制の整備、災害種に配慮した対応マニュアルの作成、計画に基づく防災訓練の実施、帰宅困難者対策等があげられる。

(1) 災害時事業継続計画の策定支援

企業を対象に、企業の事業継続に関して災害時事業継続計画策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進する。

(2) 災害時事業継続計画に関する情報の提供

町は、先行事例や関係省庁が作成している指針等の情報を提供し、企業の災害時事業継続計画の策定を促す。

第5章 ボランティア活動の防災対策

(保健福祉課、防災対策課)

大規模な災害の発生時には、消火、救助、救急等の災害応急活動から、被災者の生活の維持、再建等の復旧活動に至るまで、個人やボランティア組織による支援、協力が大きな役割を果たす。

このため、大規模な災害の発生時における効率的かつ効果的なボランティア活動に向け、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、各組織の能力が効果的に発揮されるよう、平常時からボランティア、コーディネータ等の養成や地域のボランティア団体、自主防災組織、NPOのネットワーク化など、幅広いボランティアの体制整備に努める。

第1節 災害救援ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、特に大規模な災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望する多くのボランティアからの申出が予想される。

このため、町社会福祉協議会が中心になって立ち上げる災害ボランティアセンターの活動や運営を行うための体制整備を通じて、このボランティアに関わる個人や団体が被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時からの環境づくりとして、次のような活動を行う。

- 1 広報紙や町ホームページなどを通じて、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- 2 災害が発生した場合に、被災地及び避難所において救援活動を行う災害救援ボランティアを養成、登録する。併せて、ボランティア登録者の個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、希望する活動内容等について把握する。
- 3 ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネータの養成・登録を行う。
- 4 消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃からボランティアの研修への協力、訓練の実施等に努める。
- 5 ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体やNPO相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- 6 ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図り、加入促進に努める。

第2節 災害ボランティアセンターが活動する拠点の確保

町は、災害に備えた指定避難所を指定する際に、あらかじめ災害ボランティアセンターの活動拠点を確保しておくとともに、OA機器等の設備の検討を行うなど活動環境の整備を図る。

また、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても配慮する。

第3節 ボランティアに期待される役割

ボランティアに期待される活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達

- 2 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）の介護及び看護補助
- 3 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- 4 清掃
- 5 炊き出し
- 6 救援物資の仕分及び配布
- 7 消火、救助、救護活動
- 8 保健医療活動
- 9 通訳等の外国人支援活動
- 10 ボランティアのコーディネート

第4節 ボランティア受入れ体制等の整備

組織化されていないボランティアや地域外からのボランティアが、自主防災組織等と連携し、円滑に支援活動を実施するためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要である。

このため、ボランティアコーディネータやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「愛南町災害ボランティアセンター設置運営方針（愛南町社会福祉協議会）」を作成し、円滑な支援活動ができる体制づくりを推進する。

第6章 防災訓練の実施

(全部)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、愛媛県非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後は事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じた改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第1節 防災訓練の実施責務又は協力

- 1 町及び各防災機関は、単独又は他の防災機関等と共同して、必要な防災訓練を行う。
- 2 町及び各防災機関に属する職員及び従業員は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 住民その他関係団体は、町及び各防災機関が行う防災訓練に協力する。

第2節 防災訓練の種別

町及び各防災機関が実施する訓練は、次のとおりである。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	隔年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	防災関係機関（地域住民を含む）
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職団員
通信連絡訓練	〃	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練	県、県警、市町、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	〃	災害関係課、災害担当者の非常招集	県、県警、市町
水防訓練	〃	各種水防工法の実施訓練	国、県、市町等
水防演習	4年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県警、市町、自衛隊、消防機関、防災関係機関

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市町
消防団教養訓練	〃	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	〃	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	〃	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防機関、関係事業所
毒物劇物等事故処理訓練	〃	塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練	県、県警、消防機関、関係製造所、関係運送業者
避難訓練	〃	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	町、学校、事業所
海上保安訓練	〃	海上保安庁防災業務計画による関係機関による救難訓練	海上保安庁、県、県警、自衛隊、漁業関係者、防災関係機関

第3節 各種訓練への協力

町は、国、県、他の市町等が実施する訓練に対し、要請により参加し、関係機関との連携強化に努める。

第4節 訓練の実施時期及び方法

1 実施時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

2 訓練の方法

訓練実施各機関は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を組合わせて、最も効果のある方法で訓練を行う。

また、訓練の実施にあたっては、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

第5節 防災・危機管理セルフチェック項目の活用

町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第7章 業務継続計画の策定

(全部)

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の持続的改善に努めるものとする。

第1節 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、事前に準備しておく対応方針を定めたものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

第2節 業務継続計画の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時における各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめることを目的に策定した業務継続計画の持続的改善を図る。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、地方公共団体の業務継続に重要となる以下の6要素について、適宜、見直しを行い、実行性のある業務継続体制の強化を図る。

- 1 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気、水、食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

第8章 火災予防対策

(防災対策課、庶務課・消防署)

火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、防火思想の普及啓発に努め、防火対象物等に対する予防措置を講じるとともに、消防力の強化を図り、住民の生命、身体、財産を保護し、火災による被害を軽減する。

第1節 防火思想の普及

生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、消防職員及び消防団員に対する防火教育を徹底するとともに、春秋2回の火災予防運動を中心に各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及啓発に努める。

第2節 火災予防対策

1 防火管理体制の整備

消防本部は、大規模店舗、ホテル、病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するとともに、講習会、研修会等を通じて防火管理の徹底を図る。

2 火災予防査察

町長又は消防長は、特に必要と認められるときは、『消防法第4条及び第4条の2』の規定に基づき、防火対象物の予防査察を定期的の実施し、火災危険箇所の改善を指導する。

第3節 危険物施設等の防火対策

1 危険物製造所等の防火対策

消防本部は、『消防法別表』に定める危険物を貯蔵・取り扱う給油取扱い所等の施設に対して、『消防法並びに危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則』に基づき、次に掲げる事項を指導する。

- (1) 位置、構造、設備（消火、警報）等を基準に適合させること。
- (2) 危険物保安監督者の選任及び届け出
- (3) 予防規程の作成、提出
- (4) 取扱い、運搬、管理等について、基準どおり励行させること。
- (5) 自衛消防隊を組織し、予防規程に基づく消防訓練をさせること。

2 少量危険物、指定可燃物の防火体制

『愛南町火災予防条例』に基づき、技術上の基準に適合させる。

3 圧縮アセチレンガス等の防火対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある圧縮アセチレンガス等の物質を貯蔵し、又は取り扱う者にあらかじめ届け出させる。

第4節 消防力の充実強化

大規模火災等が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に抑えるため、定期的な消防計画の見直しを行うとともに、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するなど、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

『消防組織法』に基づき、より具体性のある消防計画を次のとおり策定する。

(1) 警防計画

災害時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職・団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

(3) 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域及び消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

2 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を図り、有事の即応体制を確立する。

(1) 消防施設等の整備

ア 消防本部は、消防ポンプ自動車等日常火災に対する施設を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

ウ 建築物の密集地域においては、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

(2) 消防団の育成

ア 消防団は、災害時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団の活用により、地域住民への防災指導を推進する。

第5節 消防水利の整備

大規模火災発生時には、水道施設の被害による水圧の低下等により、消火栓の使用が困難になり、また、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用促進を図るほか、河川やプールなどによる水利等の確保をより一層推進する。

2 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

3 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。

【資料編：5－6 消防水利の現況】

第6節 消火活動における自主防災組織との連携

火災に対処して、通報、初期消火の必要性、緊急自動車の優先通行等の主旨を普及啓発し、消火活動について、消防機関と自主防災組織との連携を図る。

第9章 林野火災予防対策

(農林課、防災対策課、庶務課・消防署)

林野火災の発生を未然に防止するために、森林保護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野巡視の強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進し、健全な森林の保全を図る。

第1節 林野の状況

本町における林野面積は18,297ha、林野率76.6%と林野の占める割合が多くなっている。

林野火災は、ひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがあり、こうした、本町の立地的環境を考慮した林野火災の予防対策を進め、土砂災害防止に向けた林野の保全を図る。

■ 林野面積

単位：ha

林野面積	利用土地種類別面積		所有形態別面積			
	森林	森林以外の 草生地	国有	民有		
				独立行政法 人等	公有	私有
18,297	18,297	－	2,968	342	2,628	12,359

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

第2節 林野火災予防思想の普及、啓発

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

そのため、森林保護精神の高揚、火災予防思想の普及、啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意を喚起する標識等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立て看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

第3節 林野火災消防計画の確立

町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

(1) 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

(2) 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

(3) 資器材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

(4) 啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立て看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

(5) 林野火災防御訓練の実施計画

町単独もしくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

第4節 林野火災防止対策

1 林野巡視

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、指導啓発を併せて行う。

2 林道網の整備

林道は、合理的な林業運営を図る重要な施設であるとともに、林野火災の初期消火作業道、また、防火帯としての役割も果たすため、その整備を図る。

3 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

4 林野所有（管理）者に対する指導

町は、林野所有（管理）者に対し、防火帯の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導するものとし、火入れに際しては、『森林法』に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分に取り、安全を期するよう指導する。

5 空中消火体制の整備

大規模林野火災発生時において、本町のみで対応できないときは、「消防相互応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

第10章 水害予防対策

(農林課、水産課、建設課、各支所、防災対策課、庶務課・消防署)

洪水、高潮等による水害を防止するため、危険箇所の把握に努めるとともに、河川及び海岸管理の強化及び水防体制の整備等を推進する。

第1節 危険箇所の把握

水害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、河川、海岸等の実態を調査・把握する。
なお、水防区域の指定は、「愛南町水防計画」によるものとする。

第2節 水防対策

1 河川改修事業

河川、水路等の改修に当たっては、水系、水路ごとに総点検を実施し、抜本的改修を促進するとともに、緊急を要する箇所については、災害時を考慮して優先して実施する。

2 水防資器材の点検整備

水防活動が必要とされる場合は、あらかじめ水防倉庫の格納資器材の点検を行い、出水状況に応じて、水防作業に便利な位置に配置する。

■ 水防倉庫

所在地	内海地域	御荘地域	城辺地域	一本松 地 域	西海地域	計
倉庫棟数	8	1	1	1	1	12

3 避難準備措置の確立

河川の出水状況により、溢水（水があふれる）又は破堤（堤防の決壊）によって直接被害を受けるおそれのある場合は、その地域の居住者に対し、立退きの準備を指示する。

なお、避難措置については、第3部第7章「避難活動」に準拠する。

4 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理者は、当該施設の点検と所要の予防対策を行う。

第3節 治山

国や県による治山事業の計画的な推進により、災害の未然防止に努める。

第4節 治水

1 治水事業

国や県による河川改修等の計画的な推進等により、災害の未然防止に努める。

また、出水期前には重要水防箇所等の重要区間を重点的に異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

2 水位周知河川

(1) 氾濫危険水位等

県は、水防法に基づき指定した水位周知河川である僧都川にて、水位が氾濫危険水位及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(2) 浸水想定区域

県は、水位周知河川である僧都川において、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表するとともに、町長に通知する。

町は、浸水想定区域の指定を受け、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水防警報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

3 中小河川

水位周知河川等に指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

4 避難確保計画の作成促進

町長は、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行い、正当な理由がなく指示に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

第5節 タイムラインの作成

風水害等の進行型災害に対し、県、町、防災関係機関が速やかに連携を図ることができるよう、発生前の気象状況等に応じて各機関が取るべき行動を時系列で整理した「タイムライン」を共同で作成し、互いに共有することによって連携を深め、より迅速な警戒態勢の強化を図る。

第11章 台風予防対策

(総務課、水産課、建設課、防災対策課、庶務課・消防署)

台風に対する災害予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変の対応をとるものとし、その対策については、次のとおりとする。

第1節 火災予防

第2部第8章「火災予防対策」及び第9章「林野火災予防対策」により行う。

第2節 小型船舶の事前避難

- 1 船舶の所有者等に対して、台風情報等により、あらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のために出航を見合わせる等の連絡を徹底する。
- 2 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発表時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制を確立し、無線通信による警告、標識による警報等所要の対策を図る。

第3節 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策

家屋その他建築物の倒壊防止及び緊急対策として、その所有者及び管理者は、次の事項の徹底を図る。

- 1 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- 2 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱（つかえ柱）を取付け、ロープ張り、大きな筋かいの打ちつけ等を行う。
- 3 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- 4 電力引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに最寄りの四国電力（株）送配電カンパニー宇和島支社城辺お客さまセンターに連絡する。

第4節 避難の指示

前節各号の措置によっても、被害の防止が困難な急迫事態に際しては、当該家屋等の居住者に対し、避難のための立退きを指示し、別に定める避難所に収容する。

第5節 豪雨にともなう浸水被害の防止

第2部第10章「水害予防対策」により行う。

第6節 高潮にともなう浸水被害の防止

1 海岸保全施設の整備促進

台風による高潮及び波浪による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、被害が生じるおそれのある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、国や県と連携を図りながら海岸保全施設の整備促進に努める。

2 被害状況の調査、報告

海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、台風時及び台風通過後において、施設の被災状況を調査し、県等関係機関に報告する。

第12章 地盤災害予防対策

(農林課、建設課)

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の調査及び把握を行うとともに、災害防止のための対策を推進する。

また、危険箇所等の崩壊に対する警戒、避難体制の整備を進める。

第1節 土砂災害警戒区域で定める事項

1 警戒避難体制

『土砂災害防止法』の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域として知事が指定した区域では、県と連携を図りながら、以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用しているものの円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (7) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

町長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項など、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

2 要配慮者施設の避難確保計画

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を行い、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、町内各保育所やあいなん幼稚園、愛南町養護老人ホーム南楽荘では、災害発生時の対応と防災管理について必要な事項を定めたマニュアルを作成し、園児や入所者及び職員の生命・身体との保護と、危機管理体制の強化に努めており、マニュアルに基づく訓練の実施や適宜見直し等に努める。

第2節 土砂災害対策

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域を、町長の意見を聞いて、県知事が指定する。町は、家屋が密集し危険度の高い箇所については、地元の協力を得た上で、県に危険区域の指定を要請する。

町には、急傾斜地崩壊危険箇所が383か所存在する。こうした急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合には、『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』により、県は町と協議の上、急傾斜地崩壊防止工事を施行する。このため、町は、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう積極的に県に要請する。

【資料編：4－8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表】

【資料編：4－9 急傾斜地崩壊危険箇所一覧】

2 地すべり対策

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止対策を重点的に推進するなど、災害防止に必要な地すべり防止等の諸施策を実施する。

地すべり防止区域については、『地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条』の規定により指定される。

【資料編：4－7 地すべり防止区域指定箇所一覧】

3 土石流対策

土石流危険渓流とは、保全対象人家又は公共施設のある区域に流入する谷型の渓流で、渓流勾配3度以上の渓流をいう。

町には、ランクⅠ（保全対象人家5戸以上又は公共施設あり）が216か所、ランクⅡ（保全対象人家1～4戸）が80か所存在する。こうした土石流危険渓流については、県と連携を図りながら、砂防堰堤工、渓流保全工などの防止対策を重点的に推進し、土石流等による災害の防止を図る。

【資料編：4－4 土石流危険渓流一覧】

4 山地災害対策

近年、開発が逐次山地に向かって進んでいるため、山地荒廃に起因する人家、公共施設等についての自然気象による災害が多発する傾向にある。この災害は、台風や集中豪雨に伴って発生することが多い。

町では、山腹崩壊危険地区が91か所、崩壊土砂流出危険地区が168か所あり、これらの災害を未然に防止するため、警戒避難体制の強化を図る。

【資料編：4－5 山腹崩壊危険地区一覧】

【資料編：4－6 崩壊土砂流出危険地区一覧】

5 農地保全及び治山対策

風水害等の自然災害に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

また、林地の保全に係る治山施設の整備を図ることによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

6 予防対策の指導

危険が予想される区域内の土地及び施設の所有者、管理者又は占有者に対しては、維持管理の徹底と保安対策を講じるよう行政指導を行う。

7 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため、防災工事を施工することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により、崩壊防止工事が実施できるので、関係団体等との連携を密にし、その実施の促進を図る。

第13章 竜巻等突風災害対策

(総務課、防災対策課、庶務課・消防署)

竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命や建築物のみならず、交通機関等へ甚大な被害をもたらす場合があるため、被害を最小限に抑えられるよう、情報伝達や住民の意識啓発に努める。

第1節 想定される竜巻等突風

1 種類

(1) 竜巻

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい大気中の渦巻きが地上に達しているものであり、漏斗状又は柱上の雲を伴うことがある。

(2) ダウンバースト

積雲や積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。

(3) ガストフロント

積乱雲の下で形成された冷たく重い空気の塊が、その重みにより温かく軽い空気の側に流れ出すことによって発生するものである。

2 規模

竜巻等突風の規模を表す指標として、藤田スケール（Fスケール）が用いられる。

■ Fスケール

F 0	17～ 32m/s (約 15 秒間の平均)
F 1	33～ 49m/s (約 10 秒間の平均)
F 2	50～ 69m/s (約 7 秒間の平均)
F 3	70～ 92m/s (約 5 秒間の平均)
F 4	93～116m/s (約 4 秒間の平均)
F 5	117～142m/s (約 3 秒間の平均)

第2節 情報伝達体制の整備

町は、県から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、関係機関及び住民等にその情報を的確に伝達することができる体制を整備する。

第3節 住民等の意識啓発

町は、住民等が竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために取り組むべき以下の事項について意識啓発を行う。

- (1) 住民は、その所有又は管理する住宅等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根、外壁、窓、アンテナ、樹木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊するおそれがある際には、その補強等を行うよう努める。
- (2) 住民は、気象情報や町の広報等に十分注意し、竜巻等突風の発生のおそれがある場合には、頑丈な建物内への避難を行うなど、身の安全を確保するよう努める。

第14章 避難体制の整備

(全部)

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等の防災上重要な施設の管理者は、災害時において、住民が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、町は、避難計画の作成に当たり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、避難所を指定し、住民に周知徹底を図るとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。あわせて、避難勧告、避難指示（緊急）のほか、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

なお、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第1節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の災害の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、確保する。

また、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と、避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報の共有を図る。

町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合は、県との情報共有及び連携強化を図る。

さらに、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、総合防災マップ等を活用し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保のほか、被災時の男女のニーズの違いへの配慮や、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

【資料編：7－1 避難所一覧】

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりとする。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等によっては、必要に応じて近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (1) 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、地区や自治会等の単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 指定避難所

指定避難所は、被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりとする。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

さらに、本町の指定避難所は、休校・廃校となった学校施設等もあることから、現況の利用状況等を踏まえて、指定避難所としての利用可能性の確認や利用方法の明確化等に努める。あわせて、各指定避難所における運営マニュアルの策定等を通じて、適正な収容人員等の確認を行う。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とする。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に受入れできること。

3 福祉避難所

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を備えた福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所開設・運営マニュアルに基づき福祉避難所の運営体制の充実を図る。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された社会福祉施設とし、「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定」の締結を行い、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、大規模災害時には、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足することが想定されることから、町内の社会福祉施設を管理運営する一部事務組合や社会福祉法人等との連携の

下、要配慮者等の受入れ体制の強化や施設利用に関する協定の締結等を促進する。

なお、福祉避難所の設置に当たっては、以下の点に留意することとする。

- (1) 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- (2) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (3) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとることができるように、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。
- (4) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短期間とすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、早期退所が図られるように努める。

第2節 避難路の整備

町は、指定緊急避難場所・指定避難所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて、避難路を選定し、必要な整備を行う。

なお、河川周辺や沿岸地域等危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発物等の危険の大きい工場等がないよう配慮するものとする。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第3節 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所とを相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等について、日頃から住民等への周知に努める。

第4節 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮の上、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき速やかに配備できるよう準備する。

- (1) 衛星携帯電話等・無線LAN、西日本電信電話株式会社事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品等

第5節 避難計画

1 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるものとする。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）、災害発生情報を発令する客観的な基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設にともなう被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の給与
 - エ 衣料、生活必需品の給与
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する相談業務

- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適宜、更新する。

なお、更新に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別ごとのリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害の特定
 - 洪水、土砂災害等の災害種別ごとに、過去の災害や想定される災害を確認し、避難勧告等を発令する対象となる災害を特定
- (2) 避難勧告等の対象とする区域
 - 災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難勧告等の客観的な発令基準
 - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
 - イ 避難すべき区域ごとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の客観的な発令基準を策定
 - ウ 国又は県に避難勧告等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定
- (4) 避難勧告等の伝達方法
 - ア 災害種別ごとの避難勧告等の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとに取るべき避難行動がわかるように設定
 - イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
 - ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達する
- (5) その他留意すべき災害特性
 - ア 想定される災害種別ごとの特性（危険性）の周知
 - イ 災害時の状況等に応じ、「近隣の安全な場所への避難」や「屋内安全確保」をとる必要があることを平時から周知しておく必要があること
 - ウ 同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること

第6節 防災上重要な施設管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、避難の万全を図る。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所等の受入方法をあらかじめ定める。
- (2) 学校及び教育行政機関は、義務教育及び高等学校等の児童・生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第7節 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、指定避難所ごとの個別の避難所運営マニュアルを策定するよう努める。

避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心として行うことを基本とし、マニュアルの策定に、自主防災組織や地域住民、施設の管理者等の参画を促すよう努める。

また、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第15章 緊急物資確保対策

(町民課、水道課、各支所、防災対策課)

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から、備蓄計画をもとに、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進し、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備に努める。

備蓄を行うに当たっては、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、物資等の輸送に関しては、「大規模災害時における物資集積・配送マニュアル」に基づき、県と連携を図りながら、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）を踏まえて、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を確保し、各指定避難所に緊急に必要な食料や生活必需品等を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

町は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

さらに、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

第1節 食料及び生活必需品等の確保

1 備蓄物資の整備

災害発生時の被災者に対し、食料及び生活必需品等を円滑に供給するため、次のとおり備蓄を行う。

(1) 備蓄場所

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄倉庫の整備を行う。

備蓄倉庫は、別紙資料編のとおりである。

【資料編：8－6 備蓄倉庫】

(2) 備蓄品目

備蓄物資の種類、数量は、別紙資料編のとおりである。

備蓄中の物資については、保存期間の年数により、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検を実施して、品質管理及び機能維持に努める。

【資料編：8－7 備蓄品状況（食品）】

【資料編：8－8 備蓄品状況（生活用品）】

2 流通在庫等による緊急調達体制の整備

町の備蓄と併せ、流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者との協定締結等を促進し、災害時の物資確保に努める。

3 食料、生活必需品の確保

町備蓄物資、流通在庫の確保以外に県の緊急援護物資、近隣市町への応援要請についての協定の締結を促進する。

また、災害が発生した場合の生活を確保するため、次の事項に留意しながら、平常時から食料及び生活必需品等の確保に取り組む。

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 物資集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

4 住民への周知

町は、被災後、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄、うち3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備しておくよう、広報、リーフレット等を通じて住民に対し周知、啓発に努める。

第2節 飲料水及び生活用水の確保

1 飲料水等の確保

災害時における飲料水及び生活用水は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要であるため、迅速に飲料水及び生活用水を確保し、配給できる給水体制を整備する。

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事事業者等との協力体制を確立する。

2 飲料水の備蓄

災害発生時の被災者に対する飲料水を確保するため、備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。なお、備蓄倉庫の場所は、本章第1節「食料及び生活必需品等の確保」に準じる。

備蓄中の飲料水については、保存期間の年数により、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施して、品質管理及び機能維持に努める。

また、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の作成や住民及び自主防災組織等に対して貯水や応急給水に関する啓発、水道工事事業者等との協力体制の確立を行う。

【資料編：8－7 備蓄品状況（食品）】

3 給水体制の整備

（1）給水目標

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日3リットル程度とし、4日目以降は水道施設の復旧状況に応じて必要水量を確保する。

（2）給水用資機材の整備

給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク、トラック等応急給水用資機材の整備・充実に図る。

（3）民間との協力体制の整備

「災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定」により、愛南町管工事協同組合と災害時の協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

【資料編：10－22 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書】

4 各家庭での飲料水及び生活用水の確保

各家庭においては、災害に備え、次のように飲料水及び生活用水の確保に努める。

- （1）家族数に併せて、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする（うち3日分程度を非常用持出用として準備）。
- （2）貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
- （3）貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- （4）風呂の残り湯をとっておくなど断水時の生活用水に備える。

5 自主防災組織等の活動

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、住民がお互いに協力し合い、地域全体で日頃から備えておくよう住民及び自主防災組織等に対して貯水及び給水に関する指導・啓発を行う。

- （1）応急給水を円滑に実施するために、給食給水班を編成する。
- （2）災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽の水は、水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- （3）応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

6 緊急調達体制の整備

災害時において、町の活動で対応できないときは、県や自衛隊等関係機関への応援要請を行うとともに、民間関係業者の流通在庫を緊急調達するために、協定締結等を促進し、災害時の飲料水確保に努める。

【資料編：10－32 災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定書】

第3節 物資供給体制の整備

1 物資集積・配送マニュアルに基づく体制の強化

災害時における物資供給体制や手順等を定めた「大規模災害時における物資集積・配送マニュアル」に基づき、支援物資の受入れ体制や配送等の体制整備に取り組む。

2 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に、各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備として、次の措置を行う。

特に、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送については、物流事業者等との協力体制の構築に努める。

- （1）地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- （2）指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- （3）被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- （4）緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- （5）公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用促進

第16章 医療救護体制の整備

(保健福祉課、高齢者支援課、国保一本松病院、庶務課・消防署)

大規模災害発生時には、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により、必要な医療救護体制を整備する。

第1節 医療救護体制の方針

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、町を応援・補完する立場から、町から要請があった場合又は医療救護の必要があると認められた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 県と町は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材の確保等に係る体制の充実に努める。
- (4) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 災害医療コーディネータの設置

(1) 県における災害医療コーディネータ

県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それらを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを設置する。

区分	二次医療圏等	区 分	病 院 名
総括コーディネータ	全 県	災害基幹拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ	宇和島	災害拠点病院	市立宇和島病院
公立病院コーディネータ	宇和島	公立病院	鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

(2) 南宇和郡医師会における医療コーディネータ

一般社団法人南宇和郡医師会により選任された医療コーディネータは、発災後直ちに災害対策本部に出向し、医療救護活動の総合調整を図る。また、町と連携をとりながら、一般社団法人南宇和郡医師会が編成する医療救護班に対する指揮、命令等を行う。

第2節 初期医療体制の整備

災害発生後の電話や、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、初期医療体制を確立する。また、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方法等について検討を行う。

なお、被災地の町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

県との連携強化や情報共有として、医療機関の被災状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況等を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・緊急医療情報システム（えひめ医療情報ネットワーク）の活用を図るなど、情報収集・連絡体制の充実に努める。

また、住民への速やかな周知及び関係機関への連絡についてなどの連絡体制の整備に努め、初期医療の確保に努める。

2 救護班の編成

災害発生時には、医療機関の協力により、医療救護班を迅速に編成できるよう、救護体制を整備する。

救護班の編成は、おおむね医師1名、保健師・看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

3 救護所の指定、整備

救護所の設置箇所をあらかじめ定め、住民に周知徹底を図るとともに、医療救護用の資機材を備蓄する。

4 医薬品等の確保

初期医療活動や避難生活に必要な医薬品及び医療資機材について、南宇和郡医師会や薬剤師会宇和島支部の協力を得て、有効な備蓄の場所及び管理の方法を定め、必要な医薬品等とその数量を計画的に備蓄して確保を図る。

5 家庭看護の普及

緊急蘇生法などの家庭看護の普及を図るとともに、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護等に関する啓発に努める。

6 自主防災組織による応急救護の普及

自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護の普及、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

第3節 後方医療体制の整備

救護所等に配置された救護班の医療で対処できない中等症者、重症者については、救護所等の責任者の要請により、後方の収容医療機関へ搬送を行う。搬送は、救急車、町所有車等により行うが、状況により、県、警察署、自衛隊等に協力を要請する。また、道路の不通時や遠隔地については、県消防防災ヘリコプター、県警察本部、自衛隊等のヘリコプター、ドクターヘリコプターの出動を要請する。

(1) 災害（基幹）拠点病院

県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1か所指定している。災害拠点病院は、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害に耐えられる機能や構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有するものである。

また、県は、災害基幹拠点病院を県に1か所指定している。災害基幹拠点病院は、災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものである。

■ 指定病院

区 分	二次医療圏等	病 院 名
災害基幹拠点病院	全 県	県立中央病院
災害拠点病院	宇和島	市立宇和島病院

(2) 重症者の搬送

町は、町内医療機関又は救護所での処置において、対処が不能な場合には、県で定めた拠点病院への搬送を行い、人命の確保に当たる。

第4節 難病患者等の状況把握

平常時の保健医療活動及び避難行動要支援者支援台帳の整備を通じて、難病患者や精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第5節 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

第17章 防疫・衛生、保健衛生活動体制の整備

(保健福祉課、環境衛生課、防災対策課)

災害の発生に伴う防疫・衛生、保健衛生等の活動等を迅速・的確に行うための体制を確保する。

第1節 防疫・衛生活動

大規模災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止し、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

- 1 災害発生時において、迅速に防疫活動ができる体制を整備する。
- 2 防疫実施計画を作成する。
- 3 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- 4 住民が行う防疫及び保健活動について普及啓発を図る。

第2節 し尿処理の処理体制の確保

災害の発生に伴う仮設トイレの設置やし尿処理について、災害時の円滑な対応に向けた体制の整備に努める。

- 1 仮設トイレの資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。
- 2 し尿の応急処理計画を定め、し尿の運搬、処理体制を確保する。

第3節 ごみ処理及び災害廃棄物の処理体制の確保

災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興等を進めるための対応及び手順等を示した「愛南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

- 1 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- 2 清掃のための資材について調達体制を整備する。
- 3 地震災害時に大量の発生が予想されるごみ等の仮置場について、候補地等を検討し、必要な準備を行う。
- 4 地震災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。
- 5 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。

第4節 住民が実施すべき事項

- 1 ごみ・し尿の自家処理に必要な器具の準備を行う。
- 2 自主防災組織の清掃班が中心となり、仮設トイレ等の資機材の点検を行うとともに、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。
- 3 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場の選定を行うとともに、ごみ処理資材を準備する。

第5節 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第18章 要配慮者の支援対策

(保健福祉課、高齢者支援課、防災対策課)

町及び社会福祉施設管理者は、外国人（旅行者等含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備する。また、町の防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

さらに町は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

第1節 町の活動

1 避難行動要支援者の支援体制の確立

町は、防災担当部局と福祉担当部局等が、町社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の協力を得て、個人情報の取扱いにも配慮の上、自主防災組織や地区等の範囲ごとの避難行動要支援者名簿により、平常時から連携して支援対策の検討を行うとともに、災害発生時に有効的な支援を行う体制を確立する。

また、社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ組織体制の整備や動員計画、緊急連絡体制の整備を図り、町及び他の類似施設や地域の自主防災組織等との連携の下に災害時の協力体制づくりを推進する。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

避難行動要支援者とは、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。災害時において、避難行動要支援者の所在や安否を確認し適切な支援を的確に行うために、避難行動要支援者名簿を整備する。

- (1) 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 町は、避難支援等に携わる関係者である消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- (4) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 情報伝達・緊急連絡体制

町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

また、避難行動要支援者が指定避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

4 避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を、避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

5 防災教育・訓練の実施

要配慮者及び家族等その関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及・啓発に努めるとともに地域の防災訓練や防災学習会等への積極的参加を呼びかける。

なお、防災訓練の実施に当たっては、個々の要配慮者の特性に配慮する。

第2節 社会福祉施設等管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

2 緊急連絡体制の整備

町と協力しながら、緊急時における情報伝達の手段と方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 防災教育・訓練の実施

町と協力しながら、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努める。

4 施設防災機能整備

社会福祉施設等管理者は、施設利用者の大半が、ねたきり高齢者、障がい者及び傷病者等のいわゆる要配慮者であることから、スプリンクラー、非常通報装置等の整備に努めるとともに、施設のバリアフリー化を図る。また、災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行なうとともに、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 周辺市町との連携強化

南予地区老人福祉施設連絡協議会災害時相互応援協定をはじめ、周辺市町の福祉施設等との相互応援体制の強化等に努める。

第3節 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

在宅の要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練や防災学習会等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

2 的確な情報伝達活動

要配慮者、町の防災・福祉担当部局等は、在宅の要配慮者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努める。

3 避難誘導・救出・救護体制の確立

避難行動要支援者の支援者、町の防災・福祉担当部局等は、支援台帳に基づき、災害時に適切な避難誘導、救出、救護を行うため、事前に自主防災組織などと連携し、地域ぐるみの避難誘導等の方法や関係者との実効性のある協力体制を具体的に定め、避難所の周辺やその経路の危険物の点検や調査、改善を図っていくとともに、防災マップによる情報の収集と管理を行う。

その際、町は、避難行動要支援者のプライバシーに十分配慮するとともに、ひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

また、避難所の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、避難行動要支援者の利便性や安全性にも十分配慮する。

4 安否確認

避難行動要支援者の支援者、町の防災・福祉担当部局等は、支援台帳に基づき、災害時に在宅の確認や避難所への避難の確認などの適切な安否の確認を行うため、日頃からの訓練等を通じて効果的な安否確認手段の検討を行う。

第4節 外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災訓練や防災学習会への参加の促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。

1 防災知識の普及啓発

(1) 外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成し配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 在住外国人に対して、防災訓練や防災学習会への参加を呼びかける。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第19章 帰宅困難者の支援対策

(総務課、防災対策課)

災害の発生時に、観光での訪問、出張等さまざまな理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握し、どのような支援を実施するべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保等について定める。

第1節 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずるものとする。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集、伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

第2節 避難施設の確保

帰宅困難者は、地域住民等を受入れる指定避難所への受入れを基本とするが、指定避難所においては、住民の避難している場所とは別の空間を確保して受入れる。また、旅館、民宿、ホテル等と協議し、帰宅困難者の一時的な受入れ等の対応を検討する。

第20章 広域応援体制の整備

(総務課、防災対策課、庶務課・消防署)

町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した場合、円滑な広域応援活動が行えるよう各関係機関とあらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実行性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制を確立しておく。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第1節 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。

また、協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援実施計画」において定めている。

県外の消防相互応援協定については、隣接する高知県宿毛市及び四国西南地域との間で、火災その他の災害に際して消防相互応援を定めた協定を締結している。

「愛媛県消防広域相互応援協定」及びその他協定は、別紙資料編のとおりである。

【資料編：10-5 宿毛市、愛南町消防相互応援協定書】

【資料編：10-6 四国西南地域消防相互応援協定書】

【資料編：10-8 愛媛県消防広域相互応援協定書】

第2節 全県的な防災相互応援体制の整備

愛媛県及び県内市町の長は、災害が発生し、被害を受けた市町が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するため、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」を締結している。

災害時に備え、カウンターパート関係となる県内市町との平常時からの関係性を構築することで、災害時における実効性の確保に努める。

【資料編：10-14 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書】

【資料編：10-15 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル】

第3節 他の地方公共団体との相互応援体制の整備

大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体との応援・協力活動が円滑に行われるよう、町は災害時の相互応援協定及び広域一時滞在に関する協定の締結等に努め、その体制を整備する。

相互応援協定等の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

町が締結している協定は、別紙資料編のとおりである。

【資料編：10－11 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（篠山市）】

【資料編：10－12 四国西南サミット災害時相互応援協定】

【資料編：10－13 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定】

第4節 消防防災ヘリコプターの活用

町は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。

（1）災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 住民への災害予防の広報

（2）災害応急対策活動

- ア 被災状況の把握
- イ 被災地への救援物資、消防用資機材の輸送及び要員の搬送
- ウ 住民への災害情報の伝達

（3）救急救助活動

- ア 被災した負傷者の救急搬送
- イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
- ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
- エ 中高層建築物にとり残された被災者の救助

【資料編：10－10 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定】

第5節 受援計画の策定

町は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や他の地方公共団体からの職員を受入れ、効果的な応急・復旧対策の推進を図るため、愛媛県広域防災活動要領との整合を図りながら、支援受入れの基本的な体制や手順等を定める受援計画を策定する。

第21章 通信施設の予防対策

(総務課、防災対策課、庶務課・消防署)

町及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ正確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第1節 情報収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

- (1) 町防災行政無線及び IP 告知端末機をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- (4) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (5) 被災者等への情報通信手段として、公衆無線 LAN 環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

【資料編：3－6 防災行政無線の設置状況】

【資料編：3－11 災害時優先電話一覧】

第2節 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、防災上重要な通信施設、設備等については、災害応急対策時の通信機能を確保するために、点検、整備等を行う。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線及び IP 告知端末機の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線機については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

第3節 防災情報システムの拡充整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ伝送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める

第4節 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

1 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

町は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における、緊急輸送施設としても活用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておく。

第22章 ライフライン災害予防対策

(総務課、建設課、環境衛生課、水道課、防災対策課)

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、ライフラインの事業者は、必要な災害予防措置を講じる。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施する。

第1節 水道施設

町は、災害によって被災する箇所が生じても、それによって設備全体の機能が麻痺することのないよう水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な体制の整備を図る。

- 1 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- 2 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- 3 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- 4 『日本水道協会中四国地方支部相互応援対策要綱』等に基づき、他の水道事業体との相互協力体制を整備する。
- 5 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- 6 町は、宇和島市の給水区域として運営されている、網代地区から須ノ川地区までの地区の災害時の応急給水、応急復旧活動及び住民への広報体制について、「宇和島市水道局愛南町区域の経営に関する協定書」に基づき、宇和島市との連携体制の整備を図る。
- 7 町は、大久保山ダム施設における災害予防のため、ダム本体、分土工等の附属施設について、日常から定期点検等を実施するとともに防災訓練の実施等により安全管理を図る。

【資料編：8－2 大久保山ダムの概要】

第2節 下水道施設

町は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、災害対策資材の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

1 早期復旧体制の整備

町は、生活排水処理施設が損傷を受け、汚水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧と応急処理体制の整備を図るとともに、計画的な生活排水処理施設の整備に努める。

2 広報体制の整備

町は、災害時における住民への広報体制及び情報伝達体制を整備する。

第3節 電力施設

四国電力株式会社は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を確保する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視・点検並びに調査を行い、保安の確保に努める。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4節 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平常時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

第5節 ガス施設

LPガス事業者は、災害予防のため、ガス施設・器具等について、災害に配慮した整備を行うとともに、日常から定期点検等の実施、応急資機材の整備、消防等関係機関との共同防災訓練の実施等により、災害予防対策を推進する。

第23章 公共土木施設等災害予防対策

(総務課、企画財政課、農林課、水産課、建設課、防災対策課)

道路、河川、海岸、港湾・漁港、農地・農林業施設等の公共土木施設等は、住民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧活動の根幹となる施設である。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

第1節 道路施設

道路施設は、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路・橋りょう等道路施設の整備及び補修を推進するとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行う。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去等の応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、関係機関等との協力を図りながら、体制の整備に努める。あわせて、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。

2 施設の改修・整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急度の高い路線及び箇所から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(1) 道路

斜面の崩壊、路面の損壊、道路施設の形状・破壊等の被害が予想される危険箇所について、補強対策を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋及び側道橋等について、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや照明灯など付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

5 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第2節 河川管理施設

河川管理者は、災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進を図る。また、定期的に既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から防災対策を実施する。

第3節 海岸保全施設

海岸管理者は、老朽化した施設や堤防の嵩上げ等、暴風、高潮・波浪等による被害が生じるおそれのある地域において、海岸保全施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から防災対策を実施する。

第4節 港湾・漁港施設

1 港湾施設

町には、県の管理する地方港湾の御荘港があり、災害発生時における避難、救助及び緊急物資・復旧資材の運送に利用される事などが想定されるとともに、暴風、高潮等による災害を防止する上で大きな役割を果たしている。

このため、港湾管理者と連携し、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施するよう同管理者に要望し、計画的な施設の整備を図る。

2 漁港施設

町内には、町の管理する第1種漁港が13港、第2種漁港が4港、第3種漁港が2港あり、これらの漁港において、暴風、高潮等による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、計画的に漁港施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

また、災害発生時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の普及等の実施または指導を行う。

さらに、各漁港施設の状況を把握するとともに、可能な限り維持管理費の縮減を図りながら、予防保全等の対策を計画的に進めるため、海岸堤防等長寿命化計画の策定に努める。

第5節 砂防施設

町には、砂防指定地が82か所存在する。

砂防施設における被害は、山腹斜面等の崩壊が中心となるため、砂防施設の管理者は、施設の防災機能を高め、土砂災害危険箇所の解消を図るべく防災施設の整備促進を図るとともに、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。また、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

【資料編：4-10 砂防指定地一覧】

第6節 農地、森林、農林業施設

1 農地

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により、基盤整備を行う。

2 農林業施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

農林道については、危険箇所の改良、整備事業等を実施する。

3 ため池

町には、防災重点ため池が68か所存在する。

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく緊急に整備を要するため池について、漏水量や堤体の変状などの緊急性に応じ、農業農村整備事業や地域ため池総合整備事業等により、整備を行う。

【資料編：4-11 防災重点ため池一覧】

4 森林

水源涵養機能低下による集中豪雨被害等の発生を未然に防止し、国土保全に資するため、森林の整備及びその促進に関する施策等を実施する。

第7節 公共建築物

庁舎、病院、学校、公民館、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助、公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の防災機能の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

第8節 情報システムの安全対策

町は、自ら保有する各種情報システムについて、大規模災害時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、データセンターの利用等により重要データの複製を遠隔地に保管する。

第24章 危険物施設等災害予防対策

(庶務課・消防署)

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進するものとする。

第1節 予防査察等の強化

県及び消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、取扱所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、『火薬類取締法』、『高圧ガス保安法』、『液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律』並びに『消防法』等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

【資料編：8-17 危険物等取扱所一覧】

第2節 予防教育の徹底

- 1 県及び消防本部は、危険物の製造所、取扱所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱い者に対し、保安講習等の教育を受けるよう指導する。
- 2 県及び消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させる。

第3節 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、県、町、関係機関、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

第25章 海上災害予防対策

(水産課、防災対策課、庶務課・消防署)

海上における災害を予防するため、国の機関並びに県、町及び関係機関は、災害予防活動について、次の予防措置を実施する。

第1節 町、県等関係機関の活動

町、県、警察、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部等関係機関は、互いに連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努める。

【資料編：8－19 吸着マット等保有状況】

5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

第2節 宇和海地区大量排出油等防除協議会の活動

宇和海地区大量排出油等防除協議会は、大量の油等排出事故が発生した場合の防除活動について、あらかじめ必要事項を協議し、事故発生時においてはそれぞれの立場で相互に連携を推進すること及び広域防除活動の実施を推進する機関としての役割を果たす。

1 宇和海地区大量排出油等防除協議会の業務

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

第26章 資機材等の点検整備

(農林課、水産課、建設課、保健福祉課、国保一本松病院、水道課、
防災対策課、庶務課・消防署)

町及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資機材及び施設等について、災害時にその機能を有効使用できるよう、常時点検整備を行う。

第1節 点検整備を要する資機材

- 1 水防用備蓄資機材
- 2 食料及び飲料水
- 3 救助用衣料生活必需品
- 4 救助用医薬品及び医療器具
- 5 防疫用薬剤及び用具
- 6 警備用装備資機材
- 7 通信資機材
- 8 災害対策用資機材
- 9 油災害対策用資機材
- 10 給水用資機材
- 11 消防用資機材
- 12 その他電気、ガス、水道、生活排水処理施設の復旧に必要な資機材
- 13 交通施設等の復旧に必要な資機材

【資料編：5－4 愛南町消防団現有消防力】

【資料編：8－7 備蓄品状況（食品）】

【資料編：8－8 備蓄品状況（生活用品）】

【資料編：8－19 吸着マット等保有状況】

第2節 実施機関

資機材を保有する各機関とする。

第3節 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、点検整備を実施する。

第4節 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

1 資機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替

- (2) 薬剤については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

第5節 留意事項

- 1 実施結果は、記録しておく。
- 2 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- 3 数量に不足が生じている場合は、補充などの措置を講じる。

第27章 孤立対策計画

(防災対策課、庶務課・消防署)

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある半島部や山間地区の集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

そのため、町及び県、防災関係機関等と自主防災組織等地区が一体となった取組を推進することにより、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第1節 災害時に孤立のおそれのある地区の把握

町は、次のような道路状況及び通信手段の状況を調査して、災害時に孤立が予想される地区の事前把握に努めるとともに、孤立の危険性に関して住民への周知を図る。

1 道路状況

- (1) 地区につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 地区につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (3) 地区につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

2 通信手段

空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

第2節 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、町、防災関係機関及び自主防災組織等地区等は連携しながら、次のような対策に取り組み、対応を推進する。

また、孤立対策に必要な施策を適切に進めるため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

- 1 孤立のおそれのある地区においては、地区の代表者（自主防災会長、行政協力員、消防団員等）を災害情報連絡員として委嘱する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。また、未整備の地区の自主防災組織を育成・強化し、孤立に関する危険性や備蓄の必要性などの住民への周知を行うことにより地区内の防災力の向上に努める。
- 2 地区内に学校や駐在所等の公共的機関、四国電力株式会社、西日本電信電話株式会社等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- 3 アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- 4 町は、孤立のおそれのある集落の災害情報連絡員への衛星携帯電話の配備や西日本電信電話株式会社による特設公衆電話の事前設置等、連絡手段の多様化を検討する。

- 5 船舶を活用した孤立時における緊急輸送を円滑に実施するために、町内漁業協同組合等関係機関への緊急輸送活動の応援要請体制及び災害協定の整備を図る。
- 6 孤立のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための臨時ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- 7 孤立のおそれのある地区においては、愛媛県自主防災マニュアルなどを参考に、自主防災活動計画を作成し、災害時における自主防災対策を示し、地区住民及び関係機関の周知徹底を図る。
- 8 孤立のおそれのある地区に対する避難勧告、避難指示（緊急）の検討を行う。
- 9 孤立を想定した食料等の備蓄を行う。

第28章 災害復旧・復興への備え

(全部)

第1節 平常時からの備え

町及び防災関係機関は、県、国、他の地方公共団体等や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2節 複合災害への備え

町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

さらに、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害廃棄物の発生への対応

町は、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応、手順等の必要事項を示した「愛南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の強化に努める。

そのため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な広さの仮置場・処分場の確保に努める。

また、町は、県内で一定程度の余裕を持った処理能力施設を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第4節 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

また、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、データセンターの利用等により重要データの複製を遠隔地に保管する。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

第6節 罹災証明書交付体制の整備

1 交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

また、県と連携を図りながら、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用を図る。

2 交付状況の把握、課題共有等に関する体制の整備

対応する職員によって調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、平常時から県が開催する研修会等への参加等に努める。

また、被害が複数の市町にわたる災害が発生した際に、県と連携を図りながら、被災市町間での課題の共有や、対応の検討について調整を図る体制の整備に努める。

第7節 復興事前準備の実施

県及び町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第8節 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3部 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命及び身体の損傷など多くの被害を被ることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、町及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を策定し、それぞれの計画に基づき迅速かつ確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1章 応急措置の概要

(全部)

町、県、住民及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりとする。

第1節 町のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- 2 気象に関する予警報等の周知徹底
- 3 被災調査、被害状況その他の情報の収集及び県に対する報告並びに必要な事項の住民への通報、周知
- 4 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び被災住民の受入れ
- 5 消防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- 6 警戒区域の設定と避難措置
- 7 指定避難所等の設置・運営
- 8 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び地域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- 9 救援物資の配布
- 10 被災者収容施設の供与
- 11 応急文教対策の実施
- 12 被災箇所の応急復旧
- 13 水難救護法による遭難船舶の救護
- 14 その他応急措置

第2節 県のとるべき措置

- 1 町及び関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- 2 町及び関係機関からの災害発生等の報告受理
- 3 被害状況の把握及び情報の収集
- 4 関係機関への被害状況の通報

- 5 関係機関との応急対策の協議・調整
- 6 放送機関への緊急放送要請
- 7 自衛隊の災害派遣要請
- 8 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- 9 緊急援護備蓄物資の供給
- 10 救援物資の調達、輸送
- 11 応急仮設住宅の建設
- 12 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- 13 応急文教対策の実施
- 14 被災地の警備、交通の確保及び規制
- 15 人心安定のための広報
- 16 被災地の応急復旧
- 17 ボランティアへの支援
- 18 その他応急対策の実施

第3節 住民のとりべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の町、警察署又は海上保安部に対する通報
- 2 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- 3 救援隊の救助作業に対する協力
- 4 避難所など安全地域への避難

第4節 関係機関のとりべき措置

- 1 災害情報の県、町等に対する通報
- 2 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- 3 県、町の要請に基づく救援の実施
- 4 応急復旧作業の実施
- 5 その他関係機関の事務分掌に従った災害救援措置

第2章 活動体制

(全部)

町域に災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合には、「災害対策本部設置・運営マニュアル」に基づき、速やかに災害対策本部等の組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、災害応急対策を実施するための活動体制を整備する。

第1節 配備動員体制

1 第1配備（事前配備）

(1) 基準

ア 南予南部に『気象業務法』に基づく大雨又は洪水注意報が発表されたとき。

イ 南予南部に『気象業務法』に基づく波浪、高潮又は大雪警報が発表されたとき。

(2) 内容

少人員による情報収集活動及び警戒に当たる配備

(3) 要員

消防本部職員

2 第2配備（警戒配備）

(1) 基準

ア 南予南部に『気象業務法』に基づく警報が発表されたとき（波浪、高潮及び大雪警報を除く。）。

イ 町域に、比較的軽微な規模の災害が発生したとき。

ウ 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす災害が発生するおそれがあるとき。

エ その他の状況により、町長が必要と認めるとき。

(2) 内容

情報を収集し、講ずべき防災の手段等警戒体制をとるとともに、軽微な規模の災害に対処し、災害の拡大を防止する配備

(3) 要員

ア 消防本部職員

イ 部長又は副部長

ウ 対策部が必要とする班長、本部連絡員及び部員

(4) 本部体制

災害警戒本部を設置する。

3 第3配備（非常配備）

(1) 基準

ア 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす災害が発生したとき。

イ 町域の広範囲にわたり、大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

ウ その他の状況により、町長が必要と認めるとき。

(2) 内容

災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施し、事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請する配備

(3) 要員

- ア 全消防職員
- イ 部長
- ウ 副部長
- エ 対策部が必要とする班長、本部連絡員及び部員

(4) 本部体制

災害対策本部を設置する。

4 第4配備（緊急非常配備）

(1) 基準

- ア 南予南部に『気象業務法』第13条第1項に基づく特別警報が発表されたとき（波浪、高潮及び大雪警報を除く。）。
- イ 町域の広範囲にわたり、大規模な災害が発生したとき。
- ウ 町域の広範囲にわたり、大規模な災害の発生する事態が切迫しているとき。
- エ その他の状況により、町長が必要と認めるとき。

(2) 内容

大規模な災害に対し、町の全機能を挙げて対処するとともに、関係機関の応援を要請する配備

(3) 要員

全職員

(4) 本部体制

災害対策本部を設置する。

第2節 災害警戒本部

1 災害警戒本部の組織及び編成

災害対策本部設置前においても、常に気象状況等に注意し、比較的軽微な災害が発生したとき又は住民の生命及び身体に危険を及ぼす災害が発生するおそれがあると予測されるときは、次により、災害警戒本部の体制を整える。

(1) 基準

第2配備が発令されたとき。

(2) 組織及び運営

災害警戒本部の組織及び事務分掌等は、災害対策本部の組織及び事務分掌等を準用する。

(3) 廃止基準

- ア 町災害対策本部が設置されたとき。
- イ 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
- ウ 災害が発生するおそれなくなったとき。

第3節 災害対策本部

町域に住民の生命及び身体に危険を及ぼす災害が発生したとき又は町域の広範囲にわたり、大規模な災害が発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うために必要と認めるときは、『災害対策基本法』及び『愛南町災害対策本部条例』並びに『愛南町災害対策本部規程』に定めるところにより、直ちに災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置基準

第2配備、第3配備及び第4配備が発令されたとき。

(2) 廃止基準

町長が、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止の通知等

ア 設置の通知等

町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県知事、愛南町防災会議構成機関及びその他関係機関に報告、通知及び公表する。

イ 廃止の通知等

町長は、災害対策本部を廃止したときは、設置したときに準じて行う。

(4) 設置の場所

災害対策本部の設置場所は、原則として愛南町役場3階大会議室に設置する。

ただし、災害の状況等によっては、愛南町消防本部庁舎2階大会議室、その他町長が決定する施設に代替場所を選定する。

2 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策本部長は町長とする。町長不在及び連絡が取れない場合の意思決定者は、次の順位のとおりとする。

ア 第1順位 災害対策副本部長（副町長）

イ 第2順位 災害対策副本部長（消防長）

ウ 第3順位 災害対策本部事務局長（防災対策課長）

エ 第4順位 総務対策部長（総務課長）

オ 第5順位 総務対策副本部長（企画財政課長）

(2) 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部は、災害対策本部長の総括の下に、災害対策副本部長及び災害対策本部員を置く。

ア 災害対策副本部長には、副町長及び消防長をもって充てる。

イ 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 総務課長

(イ) 建設課長

(ウ) 保健福祉課長

(エ) 環境衛生課長

(オ) 学校教育課長

(カ) 消防庶務課長

- (キ) 内海支所長
- (ク) 御荘支所長
- (ケ) 一本松支所長
- (コ) 西海支所長
- (サ) 上記に掲げるもののほか、災害対策本部長が指名する者

ウ 災害対策本部に、別表第1に掲げる対策部を置く。

エ 対策部の事務を分掌するために、別表第2に掲げる班を置く。

(3) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策の総合的な基本方針を協議するため、災害対策本部長が招集する。

ア 災害対策本部会議の構成

災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び災害対策本部長が必要と認める班長その他対策部の部員を構成員とする。

イ 協議事項

- (ア) 災害の応急対策及び緊急復旧に関すること。
- (イ) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (ウ) 自衛隊、海上保安部、県、他市町及び公共機関への応援の要請に関すること。
- (エ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関すること。
- (オ) 指定避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (カ) 災害対策本部の配備体制の切替え及び解散に関すること。
- (キ) その他災害対策の重要事項に関すること。

(4) 事務局

ア 災害対策本部に、別表第1に掲げる事務局を置く。

イ 事務局は、別表第2に掲げる事務を分掌する。

(5) 本部連絡員

ア 災害対策本部に、本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、災害対策本部長の指示、命令等を所属の対策部に伝達するとともに、対策部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報を取りまとめて災害対策本部との連絡に当たるものとする。

ウ 本部連絡員は、対策部長が所属部員の中から指名する。

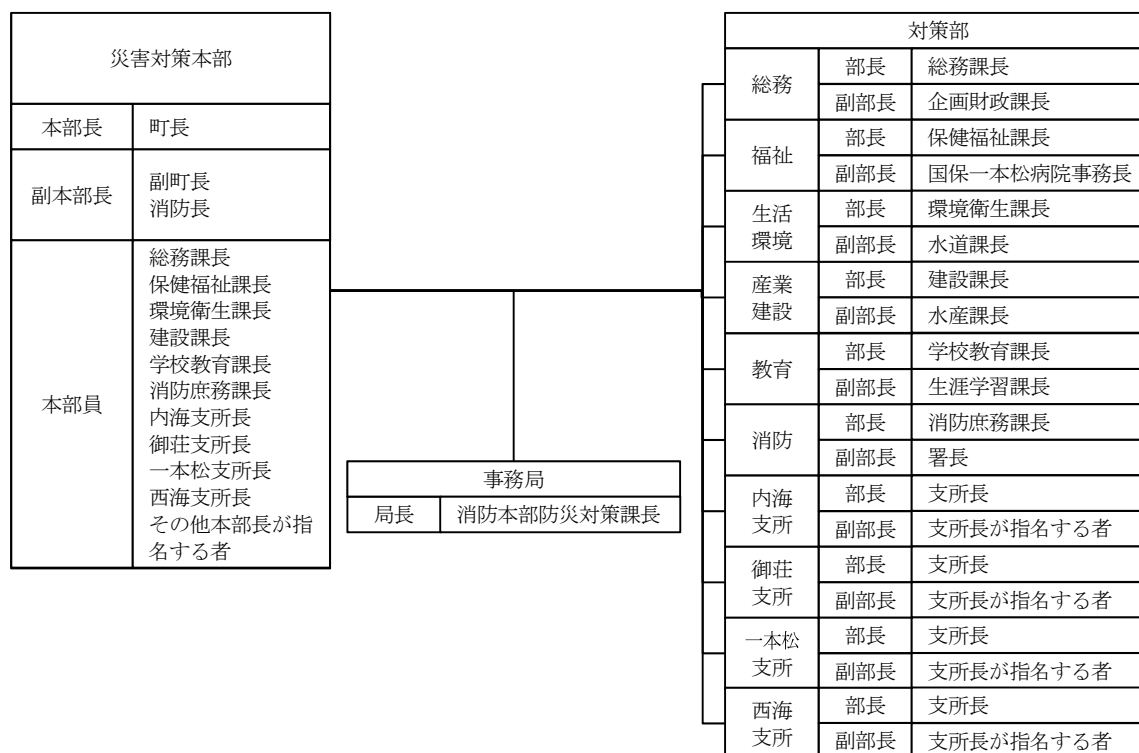
(6) 現地災害対策本部

ア 災害対策本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部長は、あらかじめ災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

別表第1 災害対策本部体制図



別表第2 事務局及び各対策部の所管事務

名称	班 名	所 管 事 務
対策部に共通するもの		1 対策部の災害応急対策マニュアルの策定に関すること。 2 事務局及び他対策部の連絡調整に関すること。 3 部員の動員計画に関すること。 4 所管する施設の災害予防及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 5 所管する業務に関連する事項の警戒パトロールに関すること。 6 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 7 本部長の特命事項にすること。 8 他対策部の応援及び協力に関すること。
事務局		1 災害状況の把握に関すること。 2 応急対応に係る指示及び命令に関すること。 3 災害対策本部の総合調整に関すること。 4 災害対策本部事務局の開設及び運営に関すること。 5 災害情報の収集及び検討に関すること。 6 気象情報等の収受伝達に関すること。 7 災害情報及び気象情報の取りまとめに関すること。 8 避難に関すること。 9 罹災証明に関すること。 10 被害情報の集計に関すること。 11 県、国等への報告に関すること。 12 災害広報全般に関すること。 13 被害情報等の受理及び応急対応の検討に関すること。 14 対策部の対応状況の把握に関すること。 15 災害対策本部の指示・命令の徹底に関すること。 16 防災行政無線の管理及び運営に関すること。 17 本部長の特命事項に関すること。

名称	班 名	所 管 事 務
総務対策部	総務班	1 被災地及び避難場所・避難所の安全対策に関すること。 2 住民への災害情報の提供及び報道機関への情報の提供に関すること。 3 時間外勤務に関すること。 4 電話等通信手段の確保及び配備に関すること。 5 公用負担に関すること。 6 公務災害補償に関すること。 7 被災職員の把握に関すること。 8 災害対策本部の給食に関すること。 9 災害の記録及び撮影に関すること。 10 災害対策本部等の庶務に関すること。 11 公共交通、電気及び電話の被害状況及び復旧情報の把握に関すること。 12 その他他の対策部に属さない事項に関すること。
	管財班	1 町有財産の緊急使用に関すること。 2 緊急輸送用町有車両の確保及び配車計画に関すること。 3 庁舎の安全確保及び管理に関すること。 4 応急対策用資機材の調達及び輸送に関すること。 5 自衛隊派遣部隊の受け入れに関すること。
	町民班	1 災害に関する住民の相談に関すること。 2 罹災者の把握に関すること。 3 罹災者の安否問い合わせに関すること。 4 住宅被害調査に関すること。 5 救援物資の仕分け及び配布に関すること。 6 炊き出しの実施に関すること。 7 生活物資、食料、飲料水等備蓄物資の配布に関すること。
	支援班	1 一般被害の調査及び情報収集に関すること。 2 災害情報の受理及び伝達に関すること。 3 災害財政計画に関すること。 4 支所対策部の応援に関すること。 5 議会との連絡調整に関すること。 6 災害見舞い及び視察に関すること。 7 義援金及び見舞金の出納に関すること。 8 救援用物資の出納に関すること。
福祉対策部	福祉班	1 所管する施設入所者の避難誘導等安全の確保及び健康管理に関すること。 2 要配慮者支援対策に関すること。 3 避難生活が困難な要配慮者等の緊急施設入所に関すること。 4 保育園児の避難及び応急保育に関すること。 5 福祉団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 6 町災害時ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。 7 医療機関との連絡調整に関すること。 8 救護所の開設に関すること。 9 被災者の健康管理等に関すること。 10 防疫に関すること。 11 災害見舞金に関すること。
	医療班	1 医療に関すること。 2 救護班の編成及び救護活動に関すること。 3 緊急医薬品、衛生材料等の確保に関すること。

名称	班 名	所 管 事 務
生活環境 対策部	環境班	1 災害廃棄物の仮置場の設置、処理等に関する事。 2 仮設トイレの設置、し尿の収集処理等に関する事。 3 遺体収容所の開設及び埋火葬に関する事。 4 獣畜の死がい処理に関する事。 5 犬、猫等愛がん動物の管理に関する事。
	給水班	1 飲料水の確保及び応急給水の供給に関する事。 2 町管工事協同組合等関係機関への応援要請に関する事。 3 水質検査及び水質の保全に関する事。
産業建設 対策部	建設班	1 被災者の住宅の確保に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 4 町道等の被害拡大防止に関する事。 5 愛南土木事務所等関係機関との連絡調整に関する事。 6 一般社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部等との連絡調整及び協力要請に関する事。 7 応急対策の実施による交通の確保に関する事。 8 急傾斜地の崩壊対策に関する事。
	農林班	1 農地、林地、農林道及び農林業施設の被害拡大防止に関する事。 2 農林業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 3 家畜伝染病の予防対策に関する事。
	水産班	1 水産関係の被害拡大防止に関する事。 2 水産業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 3 海上障害物の除去及び漂流物の処理に関する事。 4 海難事故の連絡及び船舶の停泊及び避難に関する事。 5 流出油の防除に関する事。
	商工班	1 商工観光施設等の被害拡大防止に関する事。 2 商工観光団体との連絡調整に関する事。 3 観光客等の被害状況の把握に関する事。 4 町有船舶による海上輸送に関する事。
教育対策部	教育班	1 児童、生徒及び園児の避難に関する事。 2 罹災児童、罹災生徒及び罹災園児の救護に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。 4 応急教育に関する事。 5 応急給食の実施に関する事。 6 休校及び休園の措置に関する事。 7 社会教育団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 8 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 9 避難者への炊き出しの協力に関する事。
消防対策部	消防班	1 災害危険区域等の巡視、警戒及び応急対策に関する事。 2 災害情報、被害情報、気象情報等の収受及び報告に関する事。 3 災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事。 4 消火活動に関する事。 5 人命救助及び救急活動に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 避難に関する事。 8 防災資機材、食料等の調達及び輸送に関する事。 9 車両による災害広報に関する事。 10 消防職員及び消防団員の動員及び配備計画に関する事。 11 消防団員の災害現場活動に関する事。 12 消防防災関係機関への協力要請に関する事。 13 自主防災組織との連携に関する事。 14 消防団員の公務災害補償に関する事。 15 危険物の保安に関する事。 16 消防応援に関する事。 17 その他災害対策活動に関する事。

名称	班 名	所 管 事 務
支所対策部	支所班	1 支所管内の災害情報、被害情報、気象情報等の収受及び報告に関する こと。 2 支所管内の住民への災害情報の提供に関すること。 3 避難所との連絡調整に関すること。 4 避難者の搬送に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 災害の電話応接及び窓口相談に関すること。 7 被災職員の把握に関すること。 8 関係機関等への連絡及び協力要請に関すること。 9 支所の管轄地域の消防団との連携に関すること。 10 自主防災組織との連携に関すること。 11 炊き出しに関すること。 12 支所避難所の開設及び運営に関すること。 13 他対策部との連携に関すること。 14 その他支所管内の災害対策活動に関すること。

第4節 動員計画

災害の発生と拡大を防止するため、職員の動員体制については次のとおりとする。

1 動員

(1) 動員の指示

- ア 事務局長は、災害警戒本部又は災害対策本部の配備が必要な気象に関する情報及び町域に災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある災害情報を入手した場合には、直ちに町長、副町長、消防長に報告する。
- イ 町長は、気象予警報の発表状況や被害状況等により、災害警戒本部及び災害対策本部の設置が必要と認めるときは、必要な配備を指示する。
- ウ 配備の指示を受けた事務局長は、各対策部長に配備指示を伝達するとともに、事務局職員を配備する。
- エ 配備の指示を受けた対策部長は、配備の指示に基づき副部長、班長、副班長、本部連絡員及び班員を配備する。
- オ 消防対策部長（消防庶務課長）は、派遣が必要と認める場合は、町消防団方面隊長及び町消防団副方面隊長を本庁及び支所へ派遣する。
- カ 事務局長は、事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手したときには、町長への報告を行うとともに、関係対策部長に対して、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう速やかに伝達する。

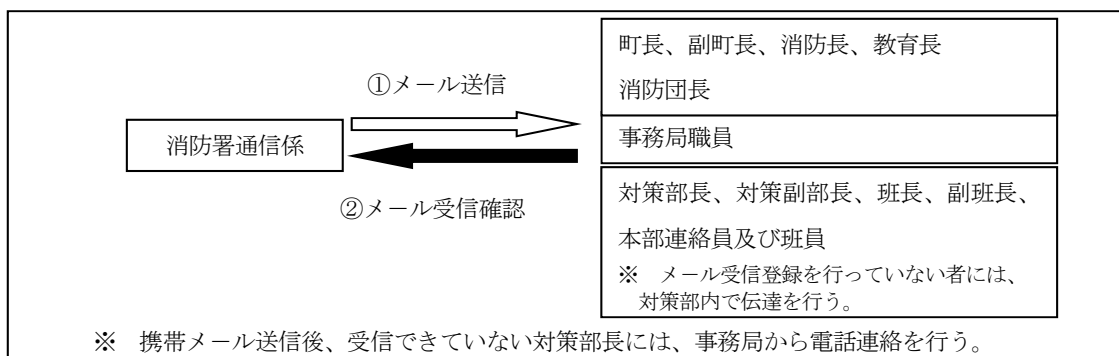
2 参集

(1) 参集の伝達

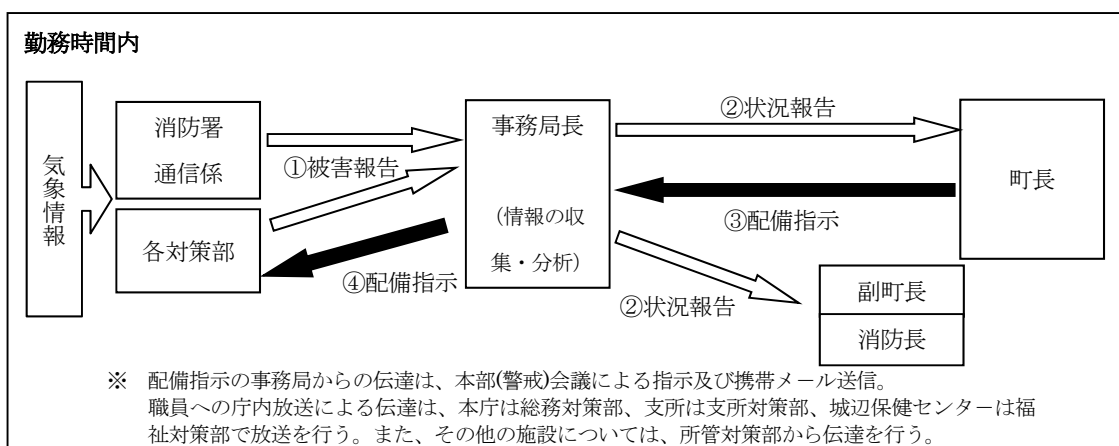
- ア 事務局長は、次の事項を明確にして配備の伝達を実施する。
 - (ア) 災害対策本部の配備区分
 - (イ) 災害警戒本部及び災害対策本部の開設又は招集の時間
 - (ウ) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所

イ 勤務時間内

(ア) 気象に関する情報の発表時

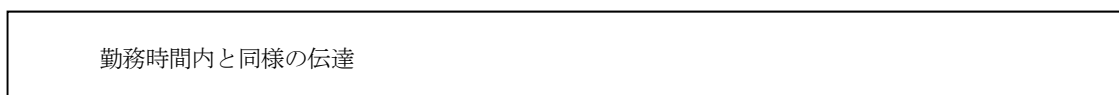


(イ) 災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき

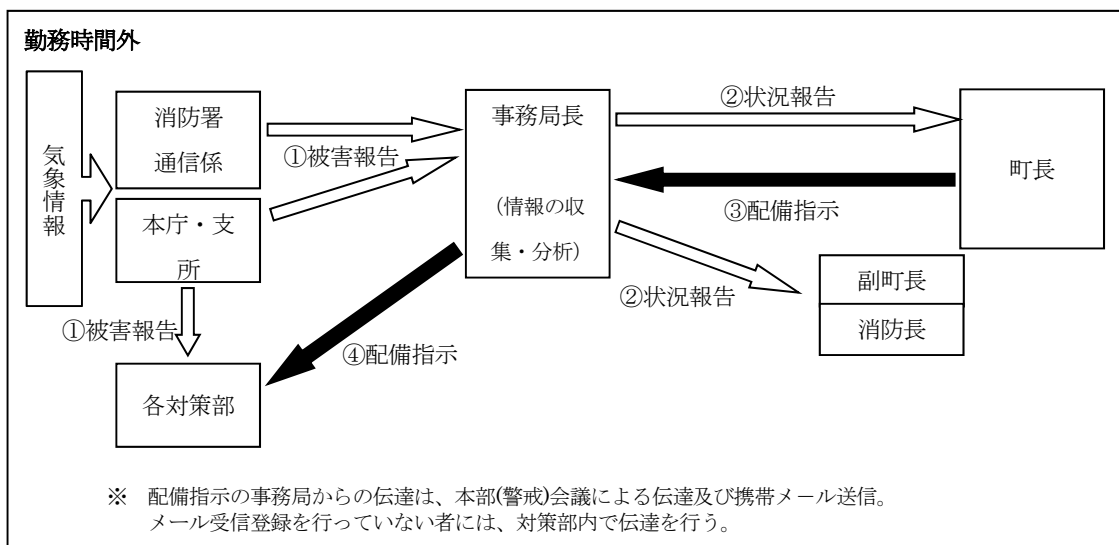


ウ 勤務時間外

(ア) 気象に関する情報の発表時



(イ) 災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき



エ 留意事項

職員は、休日及び勤務時間外における参集において、次の事項に留意して速やかに参集する。

- (ア) 勤務時間外において配備指令を受けたときは、直ちに参集する。
- (イ) 電話が不通になるなど、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、配備指令を待たず、自ら参集する。
- (ウ) 交通機関の不通や道路の決壊等により参集できない場合、本人及び家族等に係る重大な被災があった場合には、所属する対策部の部長又は副部長若しくは班長に連絡し、その指示を受ける。
- (エ) 参集途上においては、道路等の状況、建物の倒壊及び損傷の状況、火災の発生及び消火活動の状況、被災者及び救助活動の状況、ライフラインの状況について情報を収集し、参集時に所属する対策部の部長又は副部長若しくは班長に報告する。
- (オ) 参集途上において、火災の発生及び人身事故等に遭遇したときは、町災害対策本部に報告するとともに、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぐこととする。

第3章 通信連絡活動

(総務課、各支所、防災対策課、庶務課・消防署)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

第1節 通信連絡手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、次の手段のほか、衛星携帯電話やインターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合は、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

1 防災行政無線及びI P告知放送システム

(1) 同報系防災行政無線

町本庁・支所及び消防本部に設置したI P告知放送システムから屋外拡声子局及びI P告知端末機を通して防災情報の通信伝達を行う。

(2) 移動系防災行政無線

町本庁・支所に設置した無線通信施設から車載可搬型及び携帯型無線局を通して防災情報の通信伝達を行う。

2 消防無線

消防本部に設置した消防無線から、防災情報の通信伝達を行う。

3 県防災通信システム

衛星系及び地上系防災通信システムを併用することにより、県、他市町及び消防機関との防災情報伝達を行う。

4 災害時優先電話

災害時優先電話とは、災害の発生等により電話回線が輻輳し、一般電話がかかりにくい場合においても、西日本電信電話株式会社が行う発信規制の対象とされない電話である。

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備えて、平常時から西日本電信電話株式会社に要請し、災害時優先電話の指定を受けておく。

災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

【資料編：3-11 災害時優先電話一覧】

5 他の機関の専用通信設備の利用

『災害対策基本法第57条、同61条の3、同79条』、『災害救助法第11条』、『水防法第27条』、『消防組織法第41条』の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

(1) 警察通信設備

(2) 国土交通省無線設備

(3) 電力通信設備

- (4) 自衛隊通信設備
- (5) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (6) 市町防災行政無線（近隣市町）

6 非常通信の利用

『災害対策基本法』に基づく各防災機関は、『電波法第52条、第74条』の規定により、無線局を開設しているものに対し、非常通信を依頼することができる。

7 放送の要請

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難勧告、避難指示（緊急）の発令、屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、『災害対策基本法第57条、同61条の3』、『災害対策基本法施行令第22条』の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は、直接町長が要請し、要請後速やかに県に報告する。

(1) 放送要請事項

- ア 町の地域の大半にわたる災害に関するもの。
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの。

(2) 放送要請の内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ その他必要な事項

(3) 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行うものとする。

8 インターネットの利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難勧告、避難指示（緊急）の発令、屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、『災害対策基本法第57条、同61条の3』、『災害対策基本法施行令第22条』の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

第2節 孤立地域との通信連絡

第3部第10章「地区の孤立対策」に準拠する。

第 4 章 情報活動

(全部)

町及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに住民、県、関係機関に伝達する。

第 1 節 情報活動の強化

1 災害発生直後の被害の第 1 次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信途絶等により、県へ連絡できない場合、あるいは、「直接即報基準」に該当する火災等が発生した場合の第一報（覚知後 30 分以内）の報告は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

なお、消防本部は 119 番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県へ連絡するものとし、県へ連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、地域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

■ 愛南町

愛 南 町	総務課
	県 防 電話：地上特番－620-22～620-23 F A X：地上特番－620-21
	N T T 電話：0895-72-1211 F A X：0895-72-1214
	0895-72-0131(直通)
	①——愛媛県庁（防災危機管理課）
	②……愛南警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課）
	③……愛南町消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）
	④……宇和島自動車(株)城辺営業所——宇和島自動車(株)松山営業所……愛媛県庁（防災危機管理課）
	⑤……四国電力(株)城辺営業所～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）
	⑥……愛南町消防本部（衛星携帯電話）——愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

■ 愛媛県南予地方局

南予地方局	総務県民課	防災対策室	
	県 防	電話：地上特番－504-0-207	F A X：地上特番－504-21
	N T T	電話：0895-28-6103	F A X：0895-22-3065

■ 愛媛県

愛媛県	防災危機管理課		
	県 防	電話：地上特番－500-0-2318	F A X：地上特番－500-201～203
		500-1-2318	500-211～214
			500-221～224
			500-231～234
	N T T	電話：089-912-2318	F A X：089-941-2160
		089-912-2335	

■ 総務省消防庁

区 分		平日（9:30～17:45） 総務省消防庁広域応援室	左記以外（夜間休日） 総務省消防庁宿直室
N T T回線	T E L	03－5253－7527	03－5253－7777
	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553

2 情報活動の連携強化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と地方本部（南予地方局）、地方本部（南予地方局）と町災害対策本部の相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

3 報道機関等との情報活動の連携

町は、各報道機関に対し、迅速かつ正確に情報を提供し、他地域の情報の収集も行うとともに、住民への周知徹底の必要のある事項について速報を依頼する。なお、報道機関の活動が災害応急対策活動の妨げとならないよう、プレスセンターの設置や定期的に発表時間を定めるなど、緊密な連絡体制をとる。

第2節 情報の収集

1 災害情報等の受理・伝達・周知

- （1）県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災対策課）において受理する。
- （2）受理した情報については、防災行政無線及びI P告知端末機、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、登録制メール、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して住民に対して周知徹底を図る。

2 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集

災害発生直後において、災害の発生、拡大状況及び二次災害の危険性で、災害応急対策を実施する上で必要な収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握に努め、町職員の現地派遣を行うほか、あらかじめ消防団員及び自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者を定めるなど、迅速かつ正確な情報収集体制の確立に努める。

- ア 建物被害の状況
- イ 人命の危険性及び人的被害の発生状況
- ウ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況
- エ 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- オ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難状況
- カ 住民の動向
- キ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- ク 道路交通状況
- ケ 公共施設等の施設・設備の損壊状況
- コ 気象庁が発表する二次災害防止のための気象情報等
- サ 物資の価格、役務の対価状況
- シ 金銭債務処理状況及び金融動向
- ス 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- セ 観光客等の状況
- ソ その他災害の発生拡大措置上必要な事項

3 予警報等の収集

（1）気象予警報等の収集の系統及び方法

ア 伝達系統

伝達系統は、本部第2章「活動体制」により、気象注意報、警報等の定義は、第2部第2章「気象予警報等の伝達」による。

イ 伝達方法

（イ）内部への伝達

- ① 気象予警報等は、総務課及び消防本部において収受する。
- ② 事務局長は、収受した気象の予警報等により、災害対策を必要と認める場合には、災害対策本部長に報告する。

（イ）外部への伝達

- ① 事務局長は、収受した気象予警報等について、町防災行政無線放送及びI P告知放送等により住民への伝達を適時実施する。

（2）水防警報の伝達系統及び方法

町水防計画による。

4 雨量に関する情報収集

（1）雨量情報の収集先

- ア 松山地方気象台（防災気象情報提供システム）
- イ 国土交通省（川の防災情報システム）

ウ 県（河川・砂防情報システム）

（2）町の雨量観測体制

集中豪雨等の場合、その予測が困難な場合もあるので、町が所有する雨量計により局地的な雨量情報を収集する。

5 河川水位に関する情報収集

（1）河川水位に関する収集先

災害対策本部事務局は、県管理特定水位観測所の警戒水位及び指定水位に関する水位情報を収集する。

ア 国土交通省（川の防災情報システム）

イ 県（水位観測所水位計、河川・砂防情報システム、えひめ河川メール）

（2）町の河川水位観測

消防対策部及び町消防団は、関係対策部と連携し、河川の警戒パトロールを実施する。

6 土砂災害警戒情報に関する情報収集

（1）土砂災害警戒情報を補足する詳細情報に関する情報先

ア 県（土砂災害警戒情報を補足する詳細情報）

7 災害危険箇所等に関する情報

（1）災害危険箇所の警戒

町は、「愛南町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める、特に災害発生のおそれが高い土砂災害、水害及び高潮災害の災害危険箇所を重点的に、災害危険箇所の警戒パトロールを実施する。なお、災害危険箇所等の状況等を迅速に把握するため、関係機関からの通報や自主防災組織など周辺住民からの通報による情報収集の強化に努める。

ア 急傾斜地崩壊危険区域等

『急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条』の規定に基づく国土交通省の総点検箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）及び法律指定された区域（急傾斜地崩壊危険区域）

【資料編：4－8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表】

イ 地すべり防止区域

『地すべり防止法第3条』に基づく国土交通省、農林水産省及び林野庁による総点検箇所（地すべり危険箇所）及び法律指定された区域（地すべり防止区域）

【資料編：4－7 地すべり防止区域指定箇所一覧】

ウ 土石流危険渓流

『土石流等発生による災害危険箇所の見直しについて（昭和51年2月1日）』に基づく国土交通省の総点検箇所

【資料編：4－4 土石流危険渓流一覧】

エ 山地に起因する災害危険箇所

林野庁の総点検による災害危険箇所（山地崩壊危険地区、崩壊土石流危険地区、地すべり危険地区）のうち、『森林法第25条及び第41条』に基づき「保安林」「保安施設地区」として法指定された区域

【資料編：4－5 山腹崩壊危険地区一覧】

【資料編：4－6 崩壊土砂流出危険地区一覧】

オ 河川

洪水（浸水）危険区域、重要な水防区域等

カ 海岸

『海岸法第3条』に基づき法律指定された保全区域内の危険箇所

キ ため池

【資料編：4-11 防災重点ため池一覧】

ク 宅地造成工事規制区域

法律指定 — 『宅地造成規制法第3条』

ケ 建築基準法による災害危険区域

法律指定 — 『建築基準法第39条』

コ その他

(2) 災害危険箇所等に関する情報の内容

災害危険箇所等に関して、災害の態様に応じ、次により、情報を収集する。

ア 洪水災害

現在水位と警戒水位（氾濫注意水位）までに達するのに要する時間、河川の上流の水位、堤防の決壊、浸水区域の拡大状況

イ 土砂災害

(ア) 斜面上の亀裂の発生と拡大

(イ) 斜面上の湧水の濁り、枯渇

(ウ) 樹木の根がさける音や地鳴り

(エ) ため池、水田等の急激な減水

(オ) 斜面の局所的崩壊

(カ) その他

8 被害状況等に関する情報の収集

(1) 把握すべき事項

ア 災害の状況

(ア) 災害が発生した場所

(イ) 災害が発生した日時

(ウ) 災害種別及び概況

イ 被害の概況

ウ 応急対策の状況

エ その他必要事項

(2) 発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象（著しい降雨、異常水（潮）位、地すべり、火災等）を発見した者は、速やかに連絡する。

(ア) 愛南町役場本庁（TEL 72-1211）

(イ) 愛南町消防本部（TEL 72-0119）

(ウ) 愛南警察署（TEL 72-0110）

(エ) 宇和島海上保安部（警備救難課）（TEL 0895-22-1256）

イ 発見者により通報を受けた機関は、調査できるものについては直ちに調査するとともに、県（南予地方局）、松山地方气象台、警察、その他の防災関係機関に通報する。

(3) 災害発生状況、危険性

災害の発生状況、危険性を早期に把握し、適切な応急対策を行うために、これらの情報が集まる消防機関、警察、水道、電気、NTT等との情報連絡方法についての強化に努める。

(4) 職員参集途上時の情報収集及び報告

職員は、参集途上において、次のような被害状況等について情報を収集する。

ア 収集情報

- (ア) 道路等の状況
- (イ) 建物の倒壊及び損傷の状況
- (ウ) 火災の発生及び消火活動の状況
- (エ) 被災者及び救助活動の状況
- (オ) ライフラインの状況

イ 報告

職員は参集時に、所属する対策部の部長又は副部長若しくは班長に報告するとともに、速やかに事務局に報告する。

(5) 被災調査及び調査方法

ア 被災調査

- (ア) 対策部長は、所管する業務に関連する事項の被害情報を収集するために、必要に応じ被災調査を実施する。
- (イ) 事務局長は、本部長の指示を受け、一般被害調査、住宅被害調査及び本部長の特命による被災調査の実施を関係対策部に伝達し、これら被災調査を実施する。
- (ウ) 総務対策部長及び支所対策部長は、衛星携帯電話により、孤立地区の被害情報を収集する。
- (エ) 事務局長は、航空機による被害情報の収集が必要な場合には、本部長に報告し、関係機関に応援要請して被災情報を収集する。

イ 調査方法

- (ア) 被害情報の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。特に初期の情報は、町消防団及び自主防災組織等を通じて、直ちに町に通報する。
- (イ) 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能なとき又は専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を求め、実施する。
- (ウ) 情報収集及び調査は、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

ウ 被害項目と調査担当課

(ア) 人的被害

消防対策部を中心に、必要に応じて対策部からの応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施する上で最も重要な情報であるため、最優先に収集することとし、関係機関や自主防災組織等の協力も求め、迅速かつ正確な把握に努める。

(イ) 住家等被害

住家等被害は、『災害救助法』の適用や各種援護措置を実施する上で基礎になるものであり、人的被害の次に優先して収集する。

(ウ) 産業関係被害

次に掲げる産業関係の被害情報は、激甚災害の基礎等となるものであり、関係機関等に協力を求めるなど必要な措置を行って収集する。

① 農業関係被害

産業建設対策部が土地改良区や農業協同組合の協力を得て調査実施する。

② 水産業関係被害

産業建設対策部が漁業協同組合等の協力を得て調査実施する。

③ 林業関係被害

産業建設対策部が森林組合等の協力を得て調査実施する。

④ 商工業関係被害

産業建設対策部が商工会等の協力を得て調査実施する。

なお、商工関係の被害総額の算定は難しく、不統一傾向があるので、事前に十分調整しておく。

⑤ 土木関係被害

産業建設対策部が被害地域におもむき調査実施する。

また、南予レクリエーション都市公園施設等の状況についても愛南土木事務所、南レク（株）を通じて情報収集を行う。

⑥ 教育関係施設被害

教育対策部が学校長など施設管理者の協力を得て調査実施する。

⑦ その他の被害

電気通信、町有財産の被害については、関係対策部が各施設の管理者の協力を得て調査実施する。

9 情報の分析

- (1) 事務局は、収集情報について、浸水状況や住民避難情報及び被災調査結果等の集計情報を含めて分析を行い、本部長に報告する。
- (2) 事務局は、収集した公共施設・設備の損壊状況及び火災状況並びに道路交通状況等の分析を行い、被災が著しい避難所等施設の代替施設の検討及び被災のため使用しない施設の検討を行うために、本部長に報告する。
- (3) 事務局は、県及び関係機関への応援要請の検討のために必要な情報の分析を行い、本部長に報告する。

第3節 情報の伝達

1 伝達手段

情報の伝達は、通信施設・設備の被災状況に応じて、次の手段を併用して実施する。

通信施設・設備の軽微な被災時	通信施設・設備の大規模被災時
○携帯メール ○電話 ○ファクシミリ ○パソコン通信 ○Lアラート ○町防災行政無線 ○IP告知端末機 ○消防無線 ○県防災行政無線 ○庁内放送 ○広報・消防車両 ○地区放送設備 ○掲示板 ○職員の派遣 ○総合案内所及び相談所の開設	○衛星携帯電話 ○災害時優先電話 ○広報・消防車両 ○掲示板 ○職員の派遣 ○総合案内所及び相談所の開設 ○放送局に対する放送要請 ○他機関専用通信設備 ○近隣市町防災行政無線 ○アマチュア無線設備

2 関係機関への情報の伝達

(1) 実施責任者

関係機関への情報伝達は、事務局長及び関係対策部長が行うものとする。

(2) 伝達方法

災害時に防災関係機関の対応が遅れることのないよう、防災関係機関が地域内の異常現象等災害の発生状況や危険性を把握した場合は、これらの情報を消防機関、警察等他の応急対策実施機関に直ちに伝達する。

■ 主な伝達先

非常通報受付場所			備考
名 称	所在地	電話番号	
愛南町消防本部	蓮乗寺 473 番地	72-0119	
南予地方局	宇和島市天神町 7 番地 1	0895-22-5211	
愛南警察署	御荘平城 2982 番地 2	72-0110	
宇和島海上保安部	宇和島市住吉町 3-1-3	0895-22-1256	

3 報道機関への情報伝達

(1) 実務担当者

報道機関への情報伝達は、総務対策部が行う。

(2) 報道機関に対する発表並びに依頼事項

災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難勧告、避難指示（緊急）、注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
- イ 災害対策本部の設置又は解散
- ウ 気象に関する情報
- エ 河川、港湾、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）
- オ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- カ 浸水状況（発生箇所、被害状況等）
- キ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- ク 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- ケ 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
- コ 医療救護所の開設状況
- サ 指定避難所等（避難所の位置、経路等）
- シ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- ス 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- セ 防疫状況と注意事項
- ソ 住民の心得等人心の安全及び社会秩序保持のための必要な事項

4 住民への情報の伝達

本部第5章「災害広報活動」により行う。

第4節 県への被害報告

1 報告すべき災害

報告すべき災害は、『災害対策基本法第2条第1号』に定める次の災害とする。

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

- (1) 『災害救助法』の適用基準に合致するとき。
- (2) 県又は町が対策本部を設置したとき。
- (3) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大発展するおそれのあるとき、又は2市町以上にまたがるとき。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政、援助を要するとき。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるとき。
- (6) その他特に県から報告の指示をされたとき。

【資料編：10－53 災害情報報告】

2 報告事項

町災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

- (1) 災害対策本部の設置又は解散
- (2) 災害の概況
- (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）
- (4) 指定避難所の開設状況
- (5) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) 防疫に関する事項
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 被災者等の安否情報
- (10) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (11) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (12) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (13) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (14) 災害復旧の見込み

3 報告の内容と時期

報告については、別表第1 災害の被害認定基準により、次のとおり行う。

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町長及び防災関係機関が発生を覚知したとき直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、概況を「様式1 災害発生報告」に示す事項について、迅速に報告する。特に人的被害及び住家被害を優先して報告する。

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「様式2 中間・最終報告（共用）」で定める事項について、判明した事項から順次報告する。

既報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。また、報告の基準については、「被害認定基準」による。

なお、報告に当たっては、警察署等と密接な連絡を取りながら行う。

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後10日以内に「様式2 中間・最終報告（共用）」により行う。

(4) その他既報事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

ア 町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。

イ 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。

ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行ったとき。

【資料編：10－53 災害情報報告】

4 報告系統

「発生報告」、「中間報告」及び「最終報告」は、南予地方局を経由して、県防災危機管理課に報告する。

5 報告手段

報告は、別表第2 報告通報系統図により、次の方法で行う。

ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝言により報告する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

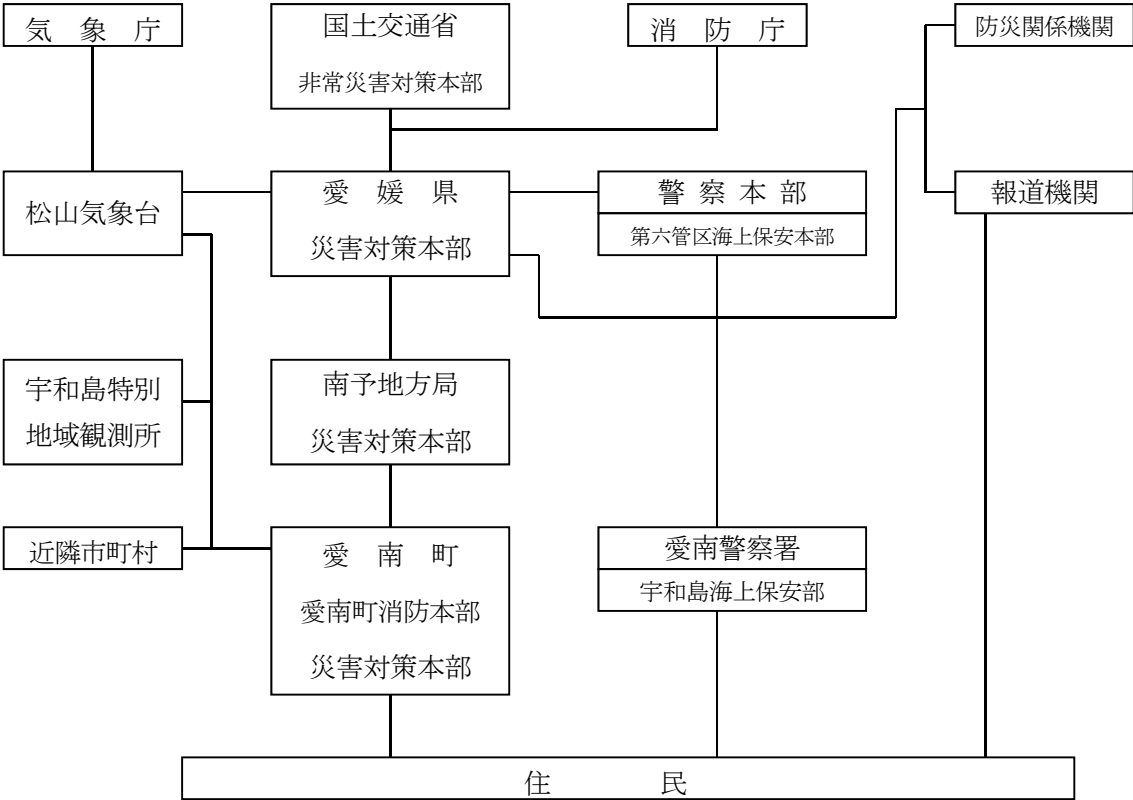
- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 電話
- (3) 県災害情報システム
- (4) インターネット

別表第1 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。同一住家内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも、とすること。
	一部破損	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が量を超えた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物をいう。
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水の浸かったもの。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	損壊	損壊 国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
		冠水 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能 道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要となったものとする。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他	河川	河川法が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止め、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	堤防決壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものであるとする。
	港湾	港湾法に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災者世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵庫その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する町長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
施設の被害	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設をいう。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をいう。
その他	農業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害をいう。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立ち木、苗木の被害をいう。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害をいう。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害をいう。

別表第2 報告通報系統図



第5章 災害広報活動

(総務課、各支所、防災対策課、庶務課・消防署)

町及び防災関係機関は、相互の連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第1節 広報内容

町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、防災関係機関と連携して、次に掲げる住民生活に密接に関係ある事項を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。

なお、町は、地域住民における第一義的な広報機関として積極的な広報を行い、発生後の時間の経過とともに、適宜内容を変えて実施する。

- 1 災害対策本部の設置又は解散
- 2 気象に関する情報、水位・潮位等観測情報及び注意の喚起
- 3 火災の発生箇所及び被害状況
- 4 浸水の発生箇所及び被害状況
- 5 自主避難の呼びかけ等被害を最小限にとどめるための事前対策
- 6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- 7 指定緊急避難場所及び指定避難所の状況
- 8 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の被害状況、復旧状況及び注意事項
- 9 交通機関の運行状況、道路の不通箇所や復旧状況等交通の状況
- 10 橋りょう等土木施設の被害状況及び復旧状況
- 11 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 12 ごみ・し尿処理に関する状況
- 13 給食・給水及び生活必需品の供給に関する事項
- 14 防疫に関する状況と注意事項
- 15 医療機関の診療実施状況及び医療救護所の開設状況
- 16 被災者等の安否情報
- 17 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- 18 住民の心得等人心の安全及び社会秩序のために必要な事項
- 19 自主防災組織に対する活動実施要請
- 20 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 21 災害復旧の見込み
- 22 被災者生活支援に関する情報

第2節 広報活動の方法

(1) 被害発生前の広報

町は、災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、町防災行政無線及びIP告知端末機、広報車等により広報活動を行う。

(2) 被害発生後の広報

町は、被害の推移、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、応急措置の状況が確実に行き渡るように広報活動を行う。

第3節 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、町は、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して、有効、適切と認められる方法による広報を行うものとする。

その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行う。特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

なお、情報伝達手段は、本部第4章「情報活動」第3節「情報の伝達」1「伝達手段」に準ずる。

第4節 災害の記録

町は、災害に関する被害状況や復旧状況を、記録用資料（写真）として記録しておく。

ただし、交通途絶等により、広報広聴担当を現地に派遣できない場合は、あらかじめ現地の住民に撮影を依頼する。

第5節 広聴活動

町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

第6節 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6章 災害救助法の適用

(防災対策課、庶務課・消防署)

町域において一定規模以上の災害が発生した場合に、『災害救助法（昭和22年法律第118号）』の適用により、応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

第1節 災害救助の実施機関

1 知事の行う救助

『災害救助法』が適用された場合、『災害救助法』で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとされている。したがって、『災害救助法』に基づく救助の部分については、町長が知事から権限の一部を委任され、又は知事を補助して行う。

ただし、災害の事態が切迫して、『災害救助法』に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、自ら救助に着手する。

2 町長の行う救助

上記1により、知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、『災害救助法』が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、町長の責任において実施する。

第2節 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

町における『災害救助法施行令』の適用基準は、次のとおりである。

適用基準	基準世帯数
ア 住家が滅失した世帯数が、右の基準世帯数以上に達したとき。	50世帯
イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、右の基準世帯数以上に達したとき。	25世帯
ウ 被害世帯がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町の被害世帯数が多数であり、特に救助を必要とするとき。	—
エ 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救助が著しく困難であり、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。	—
オ 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	—

2 滅失世帯数の算定方法

世帯の被害の程度	1被害世帯とみなす世帯数
全壊、全焼、流失した世帯	1世帯
半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯

第3節 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

町域における被害が『災害救助法』の適用基準のいずれかに該当した場合、又は該当する見込みであるときは、南予地方局を通じて、次に掲げる事項について、口頭又は電話で要請し、後日、文書により、改めて処理する。

(1) 発生報告

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害の状況
- エ 対応措置及び今後の対応
- オ その他必要な事項

(2) 中間報告

- ア 救助の種類別実施報告
- イ 災害救助費概算額調
- ウ 救助費の予算措置の概況

(3) 確定報告（応急救助の完了後）

『災害救助法』による救助が完了した時に行う。内容は中間報告と同じ。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、『災害救助法』の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して、県知事の指揮を受ける。

第4節 救助の種類及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救助項目	実施期間	備考
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	
福祉避難所の設置	災害発生の日から7日以内	
応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）	災害発生の日から20日以内着工	
応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）		
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	
医療及び助産	医療：災害発生の日から14日以内 助産：災害発生の日から7日以内	
被災者の救出	災害発生の日から3日(72時間)以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1か月以内の完了	
学用品の給与	災害発生の日から 教科書1か月以内 文房具及び通学用品15日以内	
埋葬	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索・処理	災害発生の日から10日以内	
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助項目ごとの救助期間中	

第5節 災害救助法による救助の基準

『災害救助法』による救助の程度、方法及び期間は、資料編に示すとおりである。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第7章 避難活動

(全部)

大規模災害発生時には、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、土砂災害や水害、高潮被害等の災害の特性、収集した情報を踏まえ、「愛南町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づく避難勧告の発令等の措置をとることにより、住民の生命、身体及び財産の安全確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

第1節 避難勧告等の発令基準

避難の勧告等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

なお、町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令について、河川管理者等の協力を得ながら、土砂災害や水害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や避難所、避難手段をあらかじめ定め、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難勧告等の実施責任者

実施責任者	内 容	根拠法令等
町長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する。	災害対策基本法 第56条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 ○危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。なお、実際に災害が発生していることを把握した場合には、可能な範囲で、命を守るための最善の行動をとるように災害発生情報を提供する。 ○避難のための立退きを行うことが危険なときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	災害対策基本法 第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条
知 事	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法 第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が警戒区域の設定ができなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法 第73条
警察官又は 海上保安官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法 第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条第2項

実施責任者	内 容	根拠法令等
警 察 官	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場に在る者を避難させることができる。	自衛隊法94条

(注) 「勧告」とは、その地域の住民を拘束するものではないが、住民がその趣旨を尊重することを期待して避難のための立退きを促す行為であり、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるものである。

2 水害における避難勧告等の判断基準

(1) 運用にあたっての留意事項

- ア 愛南町における河川の水位に関する情報は、僧都川観栄橋付近と蓮乗寺川久保橋付近のテレメータのみであることから、愛南土木事務所との情報交換を密にするとともに、松山地方気象台との情報交換も行いながら、その他河川の水位を参考にすること。
- イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部の雨量状況、暴風域の近況、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域避難行動の難易度等（夜間や暴風の中での避難）、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

(2) 避難勧告等の発令判断基準

避難勧告等は以下の基準により、河川管理者や気象台からの助言を踏まえ、河川特性等に応じて避難勧告等を発令する。

■ 発令基準

情報区分	発令基準
警戒レベル3 ＜避難準備・高齢者等避難開始＞	1：僧都川の御荘水位観測所の水位が避難判断水位である 2.35m に到達した場合 2：僧都川の御荘水位観測所の水位が 2.2m（氾濫注意水位）を超えた状態で、次の①、②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①僧都川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②僧都川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、1時間雨量が 80 mmあるいは3時間雨量が 140 mm以上となる場合） 3：その他河川等については、次のいずれかによる場合 ①洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②その他河川等上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、1時間雨量が 80 mmあるいは3時間雨量が 140 mm以上となる場合） 4：軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 ＜避難勧告＞	1：僧都川の御荘水位観測所の水位が氾濫危険水位である 2.45m に到達した場合 2：僧都川の御荘水位観測所の水位が 2.35m（避難判断位）を超えた状態で、次の①、②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①僧都川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②僧都川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、1時間雨量が 80 mmあるいは3時間雨量が 140 mm以上となる場合） 3：その他河川等については、次のいずれかによる場合 ①洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②その他河川等上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、1時間雨量が 80 mmあるいは3時間雨量が 140 mm以上となる場合） 4：異常な漏水・浸食等が発見された場合 5：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
＜避難指示(緊急)＞ 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	1：僧都川の御荘水位観測所（観栄橋付近）の水位が堤防高である 3.2m に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 2：異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
警戒レベル5 災害発生情報	1：決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）

3 高潮災害における避難勧告等の判断基準

(1) 運用にあたっての留意事項

ア 愛南町における潮位に関する情報は、愛媛県潮位情報提供システムにより、御荘港（長崎）の潮位情報のみであるが、海岸水防区域における目視による海面観測を併せて参考にすること。

イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、台風の動き、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

(2) 避難勧告等の発令判断基準

避難勧告等は以下の基準により、台風の接近、満潮時間、その他の気象予測や海岸巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。

■ 発令基準

情報区分	発令基準
警戒レベル3 ＜避難準備・高齢者等避難開始＞	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が愛南町にかかる予想されている、又は台風が愛南町に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4 ＜避難勧告＞	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
＜避難指示(緊急)＞ 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	1：水門、陸閘等の異常が確認された場合
警戒レベル5 災害発生情報	1：海岸堤防等が倒壊した場合 2：異常な越波・越流が発生した場合

4 土砂災害における避難勧告等の判断基準

(1) 運用にあたっての留意事項

ア 「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、気象官署、砂防関係機関との間で、相互に情報交換をすること。

イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行いつつ、「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報により、土砂災害の可能性が大きい警戒基準雨量を突破する恐れがあるのか、暴風域はどのあたりまで接近しているのか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

ウ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、「土砂災害警戒情報」補足する詳細情報による詳細な危険度情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域分布、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

エ 近年の集中豪雨や局地的大雨は、急な強い雨が何時間にもわたって降り続くことから、早急な対策本部の設置と的確な避難勧告等の判断を行うこと。

（2）避難勧告等の発令判断基準

避難勧告等は以下の基準により、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効活用し、臨機応変に発令する。

■ 発令基準

情報区分	発令基準
警戒レベル3 ＜避難準備・高齢者等避難開始＞	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 4：強い雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 ＜避難勧告＞	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
＜避難指示(緊急)＞ 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）した場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 4：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
警戒レベル5 災害発生情報	1：土砂災害が発生した場合

5 避難勧告等の実施

(1) 避難勧告等の伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、町は直ちに当該地域の住民に対して、防災行政無線及びIP告知端末機、広報車等により伝達を行うとともに、消防団員、自主防災組織、警察官、自衛官等の協力を得て、組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問等により、避難勧告又は避難指示（緊急）等の徹底を図る。

さらに、避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営事業者等に協力を求める。

なお、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示する時間的余裕がない場合は、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所等）
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品等
- カ 避難行動における注意事項

6 避難勧告等の報告

(1) 町長が避難勧告等の発令を行った場合

町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員及び避難所等を南予地方局を通じて県へ報告するとともに、警察署等関係機関に連絡する。

(2) 町長以外が避難勧告等を行った場合

町長以外が避難勧告又は避難指示（緊急）の発令を行った場合は、町長は（1）に準じて知事等へ連絡する。

7 避難勧告等の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちに「5 避難勧告等の実施（1）避難勧告等の伝達」方法に準じて、住民に伝達するとともに、「6 避難勧告等の報告（1）町長が避難勧告等の発令」を行った場合に準じて、県へ報告する。

第2節 警戒区域の設定

『災害対策基本法第63条』に基づき、町長は、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

1 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容（ 要 件 ）	根 拠法令
町長	災 害 全 般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知 事	災 害 全 般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町長が警戒区域を設定することができなくなったとき。 この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	災 害 全 般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合において、町長若しくは町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。 この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知する。	災害対策基本法第63条第2項
警 察 官	火災、洪水、高潮	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要請があったとき。 水防上緊急の必要がある場合において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要請があったとき。	消防法第36条において準用する同法第28条 水防法第21条第2項
消防吏員 又は 消防団員	火 災	火災の現場において。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、 水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長若しくは町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り。	災害対策基本法第63条第3項

2 警戒区域設定の注意事項

- (1) 町長の警戒区域設定権は、『地方自治法第153条第1項』の規定に基づいて、町職員に委任することができる。
- (2) 警戒区域内への立入り禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議して定めておく。
- (3) 実際に警戒区域を設定した場合は、なわ張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておくものとする。

(4) 「警戒区域の設定」と「避難指示（緊急）」の相違点

ア 「避難指示（緊急）」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

イ 「警戒区域の設定」は、災害が、より急迫している場合に行使される。

ウ 「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される（『災害対策基本法第116条第2項』）のに対し、「避難指示（緊急）」については罰則がない。

3 警戒区域の設定の実施及び伝達方法

本章第1節5「避難勧告等の実施」及び本章第1節6「避難勧告等の報告」に準じる。

第3節 避難の方法

1 避難の区分及び基準

(1) 事前避難

暴風、洪水、高潮又は地すべり等の被害のおそれがある場合は、あらかじめ居住者、滞在者を安全な場所へ避難させる。自主防災組織等は、指定避難所を中心に、避難者の救出、救護などの支援を実施するとともに、消火活動や情報収集等の支援活動に努める。

(2) 緊急避難

事前避難の時間がなく、火災、洪水又は高潮等の被害により、著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

(3) 収容避難

指定緊急避難場所から、必要に応じ、緊急避難者又は救出者を指定避難所に収容避難させる。

2 避難誘導の順位

避難誘導は、まず負傷した被災者の救助を実施し、乳幼児のいる世帯、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を優先的に行う。

3 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次のことがらを周知徹底するものとする。

(1) 徒歩での避難を基本とするが、要配慮者の避難手段等として自主防災組織において車利用のルールを明確にしている場合は利用を可能とする。

(2) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。

(3) 大雨又は台風期には、災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を二階に移動させること。

(4) 携行品は、現金、貴重品、食料3日分程度、飲料水、懐中電灯、タオル等の日用品、救急薬品、携帯電話等とし、必要最小限にする。

(5) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの。）を準備すること。

(6) 服装は軽装とし、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行すること。

- (7) 各号のうち、平素から用意しておける物品等は、「非常持ち出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにすること。
- (8) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (9) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児等を収容している施設にあっては、あらかじめ避難計画を立て、町や防災機関等との連絡体制を確保する。
町内各保育所やあいなん幼稚園、愛南町養護老人ホーム南楽荘では、災害発生時の対応と防災管理について必要な事項を定めたマニュアルを作成し、園児や入所者及び職員の生命・身体の保護と、危機管理体制の強化に努めており、マニュアルに基づく訓練の実施や適宜見直し等に努める。
- (10) 大型スーパー等の不特定多数の利用者がある施設にあっては、あらかじめ避難計画を立て、町や防災機関等との連絡体制を確保する。

4 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 避難誘導は、自主防災組織の要配慮者支援者のほか、町職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難誘導に当たっては、要配慮者を優先的に行う。なお、ボランティア等とも連絡を取り、協力を求める。
- (2) 避難誘導等に従事する者は、自らの命を守ることを基本とし、安全確保を前提として避難誘導等を行うものとする。
- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じ、船艇、ロープ等の資材を配置するなど、誘導の安全を図る。

5 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、船艇等により行う。

なお、被災地が広域で、町単独では措置できない場合、災害対策本部長は、県災害対策本部（災害警戒本部）に対し、避難者移送（避難のための移送）を要請する。

6 避難路の確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避け、町職員の派遣及び道路管理者、警察官、自主防災組織等の協力により、避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

7 避難の後の警備等

避難した後、地域住民の財産等の保護は、避難民の民生安定に寄与するところが大きいのので、警察署等と協議の上、警察官若しくは災害対策本部長の指定した者がその対策に当たる。また、指定避難所における秩序保持も同様に実施する。

8 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 学校等における避難対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所を指定する町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- ア 危機管理マニュアルの作成
- イ 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- ウ 保護者、地域、関係機関との連携
- エ 防災上必要な設備等の整備及び点検
- オ 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- カ 適切な応急手当のための準備
- キ 指定緊急避難場所等の確認
- ク 登校・下校対策
- ケ 学校待機の基準と引渡しの方法

(2) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等における避難方法等については、次のとおり対象者の活動能力等を配慮して定めておく。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置（車の活用による搬出等）
- オ 指定緊急避難場所、指定避難所の設定及び収容の方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡し方法
- ク 避難誘導者名簿

第4節 指定避難所等の開設

1 基本方針

町は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や被災時の男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

2 避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、町営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 設置場所

町は、「愛南町地域防災計画」に定めた場所に指定避難所を設置する。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

- (1) 高潮や山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。
- (2) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物
 - イ あらかじめ協定した民間の建築物
 - ウ 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- (3) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。
- (5) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

【資料編：7－1 避難所一覧】

4 受入れ対象者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

5 設置期間

『災害救助法』及び『同法施行令』による救助の期間は、災害発生の日から7日以内である。

ただし、気象情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、町長は県と協議の上、設置期間を決める。

6 避難状況の報告

災害対策本部は、指定避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について、南予地方局を經由して県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ、警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所

- (2) 避難所の開設数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

また、指定避難所ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む指定避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

第5節 指定避難所等の運営

1 指定避難所等の運営

指定避難所等の運営は、あらかじめ避難所施設ごとの避難所運営マニュアルの策定に取り組み、避難者（地域や自主防災組織等）が主体となった避難所運営体制の確立を促すこととし、関係機関やボランティア団体等の協力のもと、町が適切な支援を行う。

- (1) 町は、避難者、住民、自主防災組織や学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 指定避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営に当っては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- (5) 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (6) 町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、ごみ・し尿処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 町は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保に努める。
- (9) 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- (10) 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

- (11) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、町営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- (12) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓症・肺血栓塞栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- (13) 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- (14) 被災後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、被災者の心理的な障害について専門的なカウンセリングなどによる負担軽減に努める。
- (15) 県や国際交流協会等と連携し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

2 避難所等への町職員等の配置

町が設置した指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

3 避難所における町職員等の役割

（1）町職員の役割

指定避難所に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する食料及び飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ

（2）運営方法

指定避難所に派遣された町職員は、避難所（学校では体育館等）を確保するなど、受入れ準備を行い、おおむね次の手順により、避難所の運営を行う。

- ア 避難者名簿の作成
- イ 避難時の情報収集及び報告
- ウ 避難者の居住区域の割り振り及び世話人代表の選出
- エ 不足物資等の把握、請求、受取、配布
- オ 避難生活が困難な要配慮者の把握及び対処
- カ 避難所日誌の作成及び運営状況の報告
- キ 各種情報の収集及び提供

（3）避難所の所有者又は管理者

町が設定した指定避難所を所有し又は管理する者は、指定避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

第6節 帰宅困難者対策

災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して、町、県及び民間事業者で連携し、適切な情報提供や指定避難所での受入れなどにより、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 町は、災害発生後、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。
- 3 町は、帰宅困難者の不安を取り除き、パニックを防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。
- 4 町は、代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- 5 町は、徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。
- 6 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供、その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定の締結等に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第8章 緊急輸送活動

(総務課、水産課、建設課、防災対策課)

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を復旧の各段階に応じて的確に行う。

第1節 実施体制

被災者や災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行う。

ただし、実施機関が地域内で処理できないときは、町長は、南予地方局を通じて県に車両、その他の確保又は輸送移送の応援等を要請する。

第2節 緊急輸送道路の確保

町は、県が選定した緊急輸送道路につながる町道の復旧等を最優先で実施し、緊急輸送道路の確保に努める。

【資料編：9－1 緊急輸送道路】

第3節 緊急輸送体制の確立

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

2 輸送に当たっての優先順位

輸送は、次の項目について行うが、輸送に当たっての優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難のための対策要員及び被災者の輸送
- (2) 医療、助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送
- (3) 被災者救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送
- (4) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (5) 飲料水の供給のための輸送
- (6) 救助物資の輸送
- (7) 死体の捜索及び処理のための輸送
- (8) 埋葬のための輸送

3 緊急輸送の段階別対応

(1) 被災直後（第1段階）

被害の拡大防止のための人員及び資機材、災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品、無線中継基地や無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材等を中心に輸送を行う。

(2) 被災後7日程度の間（第2段階）

第1段階の輸送を続行するとともに、緊急処置を必要とする負傷者、食料等生命の維持に必要な緊急物資、輸送路確保のための必要な人員及び資機材等の輸送を行う。

(3) 被災後7日目程度以降（第3段階）

陸上及び海上からの輸送を中心に災害復旧に必要な人員、資機材、生活必需品等の大量輸送を行う。

第4節 緊急輸送の実施

1 輸送車両等の調達

(1) 町保有車両の把握

総務対策部は、輸送活動に調達可能な町保有車両の状況について把握するとともに、災害対策本部長の指示に基づき、町保有車両を総合的に調整し、配分する。

(2) 事業者等との協定

町は、町保有車両で必要な車両を確保することが困難な場合や特殊車両を必要とする場合は、運送業者等とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などを図り、災害時には事業所等に応援を要請して、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

(3) 応援の要請

町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町に對し、調達又はあつせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

2 緊急輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲により、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

(1) 車両による輸送

災害の種別、程度により、道路交通が不能となる場合以外は、車両により、迅速確実に輸送を行う。

緊急輸送にあつては、知事又は公安委員会の発行する標識及び証明書の交付を受けて、指示又は携行させる。

【資料編：9－2 緊急通行車両等事前届出一覧】

(2) ヘリコプターによる輸送

地上輸送が不可能な場合は、県及び関係機関に要請し、ヘリコプター輸送を行う。ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。

(3) 海上輸送

陸上輸送により難しい場合で、船舶等による輸送が効果的な場合には、町有船舶及び「大災害時における緊急輸送活動に関する協定」に基づく協定締結渡船組合等への協力要請並びに町内漁業協同組合等関係機関への応援要請による緊急海上輸送を実施する。なお、特に町の活動で事態を収拾することが困難な場合は、四国運輸局愛媛運輸支局長の協力により一般船舶の応援を求める。海上保安庁への支援要請については、本部第30章「海上保安庁の支援」による。

【資料編：10-33 大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（愛媛県遊漁船協同組合）】

【資料編：10-34 大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（西海南部渡船組合）】

【資料編：10-35 大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（宇和海中泊渡船組合）】

(4) 人力による輸送

災害により、機動力による輸送が不可能な場合は、賃金職員等による人力の輸送を行う。
労務の確保は、本部第24章「労働力確保対策」による。

3 ヘリコプターの利用

(1) ヘリコプター利用の基本方針

ヘリコプターは、時期に応じて、次の用途に利用する。

ア 発生直後の利用

(ア) 被害情報の収集

(イ) 重症者の搬送

イ 応急活動時の利用

(ア) 重症者の搬送

(イ) 緊急物資の輸送

(ウ) 災害対策要員及び医療従事者の搬送

(2) ヘリコプターの離着陸場

事前に届け出を行っているヘリポート適地の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。また、孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

【資料編：7-3 飛行場外離着陸場一覧】

(3) ヘリコプターの支援要請

要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づいて行う。

【資料編：10-10 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定】

第5節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」による。

【資料編：10-55 災害救助法の適用について】

第9章 交通応急対策

(総務課、水産課、建設課、防災対策課)

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

第1節 実施機関

道路管理者等は、次に掲げる事項に該当する場合、交通規制等を実施する。

1 道路管理者

- (1) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

2 公安委員会、警察署

- (1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認める場合
- (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合
- (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

3 港湾及び漁港管理者

- (1) 水域施設（漁港、泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規制
- (2) 港湾・臨港道路の使用に関し必要な規制

第2節 災害発生時の自動車運転手のとるべき措置

- 1 走行中の車両の運転手は、できる限り安全な方法により、車両を道路の左側端に停止する。
- 2 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- 3 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外へ移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままする。所持しているだけでドアの施錠や開錠、エンジンスタートなどができる電波式キーレスエントリーキーの場合は、車内の目立つ場所に置く。また、窓を閉め、ドアロックはしないこと。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- 4 交通規制が行われたときは、速やかに車両を道路外に移動するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。
- 5 通行禁止区域等において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第3節 道路の交通規制

公安委員会、警察署等は、災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、交通情報提供装置の活用や、道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、交通規制の内容等の周知に努める。

1 公安委員会の交通規制

- (1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めたときは、『道路交通法第4条』の規定に基づき、道路における交通の規制をすることができる。
- (2) 公安委員会は、県内又は隣接する県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、『災害対策基本法第76条』の規定に基づき、道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の車両の交通規制をすることができる。

2 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、『道路交通法第5条又は第114条の3』の規定に基づき、適用期間の短い道路における交通規制を行うことができる。

3 警察官の交通規制等

- (1) 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特に必要があると認めるときは、『道路交通法第6条又は第75条の3』の規定に基づき、必要な限度で交通規制を行うことができる。
- (2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあるとき、『災害対策基本法第76条の3』の規定に基づき、当該車両その他の物件の移動等、必要な措置をとることを命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置を取り、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

4 自衛官及び消防吏員の措置命令、措置等

自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、『災害対策基本法第76条の3』に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、車両その他の物件の移動等、必要な措置をとることを命ずることができる。この場合、自衛官等の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、自衛官等が自らその措置を取り、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

5 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、早急に道路の被害状況を把握するとともに、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、『道路法第46条』の規定に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて交通規制を行うことができる。

また、道路管理者等は、『災害対策基本法第76条の6』に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第4節 道路交通確保の措置

1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

2 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、（一社）愛媛県建設業協会の協力を得て、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた、効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

3 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して、交通安全施設の応急復旧を行う。

4 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の道路啓開による除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、協力して所要の措置を講ずる。

除去した障害物は、あらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、駐車場等集積する。また、適当な集積場所がない場合は、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等集積する。

第5節 緊急通行車両

車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

1 町の保有する災害対策用車両については、「緊急通行車両の事前届け出制度」による届け出済証を警察署に持参し、『災害対策基本法施行規則第6条』に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

2 町の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、町が車検証等必要書類を愛南警察署に持参し、正規の手続きをとる。

第6節 海上交通の確保

1 情報の収集

町は、運輸局、海上保安部、自衛隊、県、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾・漁港施設の被害状況等に関する情報の収集を行う。

2 海上交通規制

- (1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲と日時を定めて船舶の交通を制限、又は禁止する。
- (2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ、又は勧告を行う。
- (3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ、船舶交通の整理・指導を行う。

3 海上交通確保の措置

- (1) 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾・漁港について、障害物の除去や応急修理等、輸送確保のための応急処理を講じる。
- (2) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱いの規制及び火災・海難等への適切な措置を講じる。
- (3) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置するなど、船舶交通の安全を確保する。
- (4) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講じる。
- (5) 町長は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、知事に海上自衛隊等の応援を要請する。

第10章 地区の孤立対策

(防災対策課、庶務課・消防署)

大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した地区に対して、町、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第1節 各機関の役割

町、県、関係機関等は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難や支援物資の搬送など必要な対策を行う。

1 町

- (1) 一般電話、衛星携帯電話等により、孤立が予想される地区の確認を行う。
- (2) 通信手段が遮断された場合は、被災調査の実施による道路状況等の確認を行うとともに、県等関係機関へのヘリコプターや船舶による情報収集の応援を要請する。
- (3) 孤立した地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに報告する。
- (4) 指定避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保するとともに、支援物資の搬送手段を確保する。
- (5) 孤立地域の状況によっては、住民の集団避難の勧告・指示の検討を行う。なお、住民の集団避難の勧告・指示を行った場合は、関係機関と連携を図りながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。
- (6) 船舶等による海上輸送が効果的な場合の被災者等の搬送や災害応急対策活動は、本部第8章「緊急輸送活動」第4節「緊急輸送の実施」2「緊急輸送の方法」(3)「海上輸送」に準ずる。
- (7) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 町からの孤立情報を受けて、県防災ヘリコプターの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握や救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請や災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するなど、孤立した地区との連絡手段の確保に努める。
- (2) 被災した通信中継局や通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づく（一社）愛媛県建設業協会南宇和支部等の協力を得て、道路の応急復旧等を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 警察署

安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第11章 消防活動

(防災対策課、庶務課・消防署)

火災は、一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、県や消防機関は、他の機関等との連携を取りつつ、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

第1節 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度及び消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救助救急活動を次の方針に基づき行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び安全を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して、可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命救助の最優先

消防署及び消防団は、町消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

3 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難道路確保の消防活動を行う。

4 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

5 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消防活動を優先して行う。

6 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

7 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

8 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者は、できる限り自主的又は住民による応急措置を行わせる。

9 火災現場付近要救助者優先

火災が多発し、延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救助救急活動を行う。

10 多発の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救助救急が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救助救急活動を行う。

第2節 消防機関の組織

1 消防組織の編成

町の消防組織は、次のとおりである。

【資料編：5－2 愛南町消防本部組織】

2 消防組織・業務内容

町の消防組織における業務は、次の表に示すとおりである。

消防本部	庶務課	庶務係	消防職員人事・研修・公務災害、消防関係条例・規則等改廃、消防表彰、消防予算など
		予防係	火災予防、危険物施設許認可、消防広報、火災原因調査、県知事委任事務など
		消防団係	非常備消防(消防団)など
		救急救助係	救急救助計画、救急車、救急資機材、医療関係機関との調整など
消防署	防災対策課	防災対策係	地域防災計画、防災訓練計画、自主防災組織に関することなど
		第1小隊	火災予防、水火災、地震等警戒・防ぎよ・鎮圧、救助・救急・通信業務、消防署庶務など (24時間勤務3交代制)
		第2小隊	
		第3小隊	

3 消防団の編成

町の消防団の編成は、次のとおりである。

【資料編：5－3 愛南町消防団組織】

【資料編：5－4 愛南町消防団現有消防力】

第3節 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

町内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

- イ 自主防災組織の活動状況
 - ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
 - エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
 - オ 要救助者の状況
 - カ 医療機関の被災状況
- (2) 消防活動の留意事項
- 消防活動に当たっては、次の事項に留意する。
- ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等、人命の安全を最優先した消防活動を行う。
 - イ 危険物の漏えい等により被害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
 - ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
 - エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
 - オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
 - カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携や、指導に努める。
- (3) 救急救助活動の留意事項
- 要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急措置を次により行い、安全な場所へ搬送する。
- ア 災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等、被災状況に即して柔軟な対応を行う。
 - イ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、保健所や医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら、救急救助活動を行う。
 - ウ 道路交通の確保を図り、必要に応じて、消防署等に配備している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して、次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

(1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

(2) 避難誘導

避難勧告・避難指示（緊急）が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

(3) 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範にわたる場合は、住民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急対策に当たる。

3 警報

(1) 火災等の予警報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき又は関係機関より予警報の通知を受けたとき、若しくは火災等災害を発見した場合は、次の要領により、通報するものとする。

ア 火災等の予、警報

各地区に対する連絡は、あらかじめ定めた連絡所へ電話又は伝令により通報する。

通報を受けた関係者は、直ちに防災行政無線及びI P告知端末機、サイレン、掲示板、口頭をもって住民に周知する。また、分団長は、適宜人員を配備させる。

イ 火災等の予、警報の解除

解除通報も発表と同要領によって行う。

(2) 招集及び出動

関係者の招集は、前記信号等により行う。

消防団員が電話、サイレン若しくはその他によって火災を覚知したときは、所属分団の定位置へ緊急招集に応じ、出動計画に基づいて配備につく。

4 機械器具の点検等

(1) 通常点検

方面隊長の責任において、毎月1回以上の定期的な機械器具の点検、手入れ、放水試験等を実施する。

(2) 特別点検

消防長は、年1回以上分団ごとに実施する。

5 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防長等に精神科医等の専門家の派遣を要請し、職員等の惨事ストレス対策に努める。

第4節 警察官との相互協力

警察署及び消防本部は、放火又は失火絶滅のため、互いに協力するとともに、その他の災害による被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり相互協力する。

- 1 消防事務のため、警察通信を使用すること。
- 2 消防機関及び警察は、災害防御措置について、事前あるいは状況に応じて協力すること。
- 3 消防職員及び消防団員は、必要に応じ消防警戒区域設定について警察官に対し、その要求ができる。
- 4 火災現場にある上席消防職員及び消防団員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域設定について、援助の要求ができる。

第5節 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援

町長又は消防長は、火災が発生し、町の消防力のみでは火災の防衛が困難又は困難が予想される規模の場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（『消防組織法第39条』）を速やかに行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づく応援要請等については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

2 愛媛県消防防災ヘリコプターに対する支援要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

3 他県への応援要請

大規模火災により大規模な被害が発生し、他県の消防機関に対し応援要請（『消防組織法第44条』）を求める場合は、県内の消防応援における応援要請の手続き及び応援隊の受入体制に準じて、知事に要請する。

第6節 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火を速やかに実施し、危険物及び高圧ガス等の供給の遮断を確認する。また、危険物・ガス・毒劇物等の流出等の異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 災害拡大防止措置

危険物を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- (2) 警察、最寄りの消防機関等に電話又は伝令等、可能な手段により、直ちに通報する。
- (3) 事業所内への立入り禁止、避難誘導等、必要な防災措置を講じる。

第7節 住民及び自主防災組織の活動

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

2 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器や可搬消防ポンプ等を活用して、初期消火に努める。

3 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指示に従う。

4 要配慮者等の救助・救出

地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第12章 水防活動

(農林課、水産課、建設課、防災対策課、庶務課・消防署)

洪水や高潮等による水害を警戒し、防御するなど、万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「愛南町水防計画」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

第1節 水防計画の目的

この計画は、『水防法第32条』に基づき、洪水や高潮等による水害の警戒、防御又はこれによる被害を軽減するため、町内の各河川やため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び避難等の誘導並びに水防に必要な器具や資材の整備と運用を円滑にすることを目的とする。

第2節 水防組織

町の水防組織は、別途「愛南町水防計画」に定める。

第3節 水防倉庫及び資機材の整備

町は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資機材を備え付けるよう努める。

第4節 水防活動の内容

町は、次に示す基準により、消防団にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、消防団の水防活動を適切に行わせる。

1 出動準備

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- (2) 豪雨、地震等により、破堤（堤防の決壊）、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

2 出動

- (1) 河川の水位が警戒水位（氾濫注意水位）に達したとき。
- (2) 潮位が異常を示し、高潮等のおそれがあるとき。
- (3) 台風が本町若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により、水防団の出動を要すると認めるとき。

第5節 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき、応援を要請する。

第13章 人命救助活動

(防災対策課、庶務課・消防署)

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、消防本部及び消防団が関係機関との緊密な連携を取りつつ、迅速かつ的確に行う。

特に、災害発生当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

なお、人命救助活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保を十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努めることとし、消防機関では、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

第1節 実施体制

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として町長が行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき、町長が行う。

第2節 救出活動

1 対象者

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次に該当する者とする。

- ア 火災の際に火中に取り残された者
- イ 水害の際に、水に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- ウ 山崩れ、地すべりなどにより、生き埋めになった者
- エ 海難、交通事故、河川における遭難等により、救出を要する者
- オ その他これらに類する者

(2) 災害のため生死不明の状態にある者で、次の状態にある者とする。

- ア 行方不明の者で、生存していると推定される者
- イ 行方はわかっているが、生死が明らかでない者

2 救出隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、災害対策本部長の指示により、消防対策部に救出隊を設置するものとする。

- (1) 救出隊の人員は、災害の規模により、消防対策部長が指示する。
- (2) 救出隊は、消防本部職員及び消防団員をもって構成する。
- (3) 救出隊に捜索班と収容班を設置する。

3 救出の方法

- (1) 被災者の救出作業は緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業に当たる。

- (2) 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察署、海上保安部及びその他防災関係機関の協力を得て救出に当たる。

- (3) 救出後は速やかに医療機関への収容等、救出者の救護に当たる。

(4) 救出活動

消防対策部長は、災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、搜索班及び収容班を指揮して被災者の搜索及び収容を行わせるとともに、搜索及び収容の現況や氏名、人員を調査の上、災害対策対策本部長に報告する。

ア 搜索班

消防長の指揮のもとに、被災現場における救出者の搜索を行う。

搜索は発見に努めるのみにとどまらず、災害時の河川、海にある者を岸辺に、また、交通事故等により救出を要する者を搬出し、収容班に引き渡す。

イ 収容班

救出された者を収容し、医療等を要する場合は、本部第17章「医療救護活動」に定める町内の病院、その他近くの病院等へ収容し、救護措置を行う。また、死亡と確認された者については、警察官において検死を行った後、災害対策本部長が指示する場所へ転送し、環境班において死体の措置を行う。

第3節 救急活動

1 実施方法

(1) 対象者

災害により負傷し、あるいは救護・治療を要し、医療機関等へ搬送すべき者又は現場で応急処置を行う必要のある者

(2) 救急の方法

救急搬送に当たっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておく。また、現場で応急処置を行う必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておく。

第4節 関係機関への応援要請等

町長は、救出活動の実施が困難な場合、県消防防災ヘリコプターの出動を要請するほか下記のとおり関係機関に応援等を要請する。

1 県等への応援要請

町長は、自らにおいて負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする機関
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

2 自衛隊派遣要請依頼

緊急に救出を要する住民が多人数に及び、救出隊において救出困難と認められるときは、町長は、県を通じて自衛隊の派遣要請を行う。

3 他市町への応援要請

広域的な支援を必要とする場合は、「愛媛県消防広域相互応援協定」等に基づいて、他市町・消防一部事務組合に対して応援の要請を実施する。要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

第5節 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等は、組織内の被害状況を迅速に把握し、負傷者等の早期発見を行い、救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。

自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し、早期救出を図る。

また、救出を行うときは、可能な限り、消防機関、警察と連絡を取り、その指揮を受けるものとする。

第6節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」による。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第14章 食料供給活動

(町民課、防災対策課)

町及び関係機関は、備蓄食料等を迅速に供給するとともに、炊き出しを実施する。また、被災者に対する食料等の供給量が不足する場合は、協定を締結した事業者、近隣市町、県及びその他関係機関の応援を得て実施する。

緊急食料等の配分に当たっては、事前に町民に対し広報を行い、自主防災組織等関係団体の協力を求め、公平の維持に努める。

第1節 実施体制

食料の供給及び炊き出しの実施は町長が行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき、町長が行う。

第2節 食料供給の対象者

- 1 指定避難所に収容された者
- 2 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水などで炊事ができない者
- 3 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- 4 旅行者、滞在者、通勤通学者で、他に食料を得る手段のない者
- 5 災害対策活動従事者
- 6 その他災害対策本部長が必要と認める者

第3節 食料供給の実施

1 需要の把握

- (1) 指定避難所については、それぞれの指定避難所で数量を把握する。
- (2) 在宅の給食困難者については、原則として指定避難所へ届け出するものとするが、場合によっては地区等の協力を得て調査する。

2 食料の確保

(1) 備蓄食料の供給

ア 災害発生直後で食料の調達が困難なときは、町の備蓄食料を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。

イ 町の備蓄食料で不足するときは、県に緊急援護備蓄食料の供給を要請する。

(2) 食料の調達方法

ア 米穀等の主食については、町内の供給業者から調達する。米穀等が不足する場合は、知事に対し必要量を申請し、知事又は中国四国農政局の指示を受けて調達する。

イ 副食物については、必要に応じ、町内販売業者から調達する。ただし、地域内で調達ができない場合は、県にあつせんを依頼する。

ウ 「災害時における物資供給協力に関する協定」等に基づく関係業者へ協力要請を行い、食料の確保に努める。

【資料編：8－7 備蓄品状況（食品）】

【資料編：10－30 災害時等における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ）】

【資料編：10－32 災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）】

3 物資供給体制の整備

大規模災害時における物資集積・配送マニュアルに基づき、物資供給体制の整備を図る。

（1）緊急物資調達輸送チームの立ち上げ

支援物資の調達、配送の役割を持つ「緊急物資調達・輸送チーム」を立ち上げる。

（2）被害状況等の把握・収集

ア 町内の被災状況や道路、港湾等の被害状況等の把握を行う。

イ 物資集積場所の被災状況を把握し、適切な物資集積場所を開設する。

ウ 物資に関する協定締結先の被災状況等の確認を行う。

（3）物資ニーズの把握、一元化

指定避難所や自主防災組織等からの不足物資状況の情報収集、整理を行う。

（4）物資の調達要請

県に対する支援要請や物資に関する協定締結先への支援要請を行い、必要な物資を調達する。

（5）物資輸送手段等の確保

輸送に必要な車両、運転手及び燃料の確保を行う。

（6）物資の配分、供給

ア 指定避難所等から物資要請に関する具体的な情報把握を行う。

イ 指定避難所等からの物資要請と調達可能な物資の内容を踏まえ、配分計画を策定する。

ウ 配布先と道路の被害状況等から、輸送に使用が可能な配送ルートを整理する。

エ 物資集積場所にて支援物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送等を行う。

4 食料の集積場所

町において調達した食料及び県から給与を受けた食料は、あらかじめ町が定めた物資集積場所に集め、指定避難所等への輸送が効率的に行われるよう総括する。

物資集積場所は、災害の規模及び発生の地域、必要な物資ニーズ等に応じ、必要かつ適切な公共施設又は民間物資拠点を選定する。

5 食料の輸送

備蓄食料等の物資集積場所から指定避難所への輸送は、総務対策部が実施する。また、県等からの緊急援護物資については、搬送場所を明示して供給を受ける。

6 食料の供給

（1）避難所での供給

ア 指定避難所に届けられた食料は、指定避難所の管理責任者が避難者に供給する。

イ 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも供給の協力を要請する。

（2）在宅給食困難者への配給

指定避難所の管理責任者は、在宅の給食困難者の届け出を受け、指定避難所で供給する。

第4節 炊き出しの実施

災害のために被害を受け自宅で炊飯することができず、日常の食事に支障が起こった場合、臨時的に被災者の食生活を保護するための炊き出しを行う。

1 実施時期

町内の全域に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊き出しの体制が整い、かつ、炊き出しの実施を希望する指定避難所から実施する。

2 炊き出しの方法

- (1) 炊き出しの必要があるときは、公民館、地区、婦人会、青年団及び自主防災組織等各種団体に応援を求めて、既存の給食施設を利用して行う。
- (2) 炊き出しの現場には、責任者（総務対策部の部員）を配置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。
- (3) 献立は栄養価等を考えて定めなければならないので、町栄養士を派遣し、指導するが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰の副食物等を配給する。
- (4) 町災害対策本部において直接炊き出しをすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して供給する。
- (5) 炊飯が困難な場合は、乾パン又は生パンを給与する。

3 炊き出しの費用及び期間

炊き出しのために支出できる費用及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」に準じて行う。

4 応援等の手続き

炊き出し等食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときは、次により、応援要請する。

- (1) 町長は、応援が必要と認めるときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。
 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急食料の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡対策部及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項

5 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具・容器を確保し、備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける・

- (4) 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
- (6) 炊き出し施設は、学校などの給食施設又は公民館等の既存施設を利用する。

第5節 住民及び自主防災組織等の活動

- 1 食料の確保は、家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、なお不足する場合は、町に供給を要請する。
- 2 自主防災組織は、町が行う食料の供給及び炊き出しの実施に協力する。
- 3 住民は、必要な食料の確保及び供給に協力する。

第6節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第15章 生活必需品等物資供給活動

(町民課、防災対策課)

町及び関係機関は、災害時における衣服、寝具、その他生活必需品等物資の確保及び迅速な供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第1節 実施体制

災害時における生活必需品等物資の供給は町長が行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき、町長が行う。

第2節 物資供給の対象者

災害により、住家が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）又は床上浸水（土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態になったものを含む。）若しくは生活上必要な家財を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

第3節 物資供給の実施

1 需要の把握

前章第3節の1に準じる。

2 調達物資の種類

『災害対策基本法』に定められている日常生活用品の供給を実施するとともに、町が必要に応じて衣類、寝具、日用品、光熱材料、医薬品等その他の物資を調達し供給する。

また、県等の関係機関と連携を図りながら、町役場や指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料について、安定供給体制の整備に努める。

3 物資の確保

(1) 備蓄物資の供給

前章第3節の5に準じる。

備蓄物資がなお不足する場合は、日本赤十字社愛媛支部が備蓄する救援物資の供給を要請する。

(2) 物資の調達

ア 災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、大規模店舗等に協力を要請する。

イ 緊急援護物資に関する協定の締結を促進し、緊急物資保有者から調達する。

ウ 町内において所要物資の調達が困難な場合は、南予地方局にあつせんを依頼する。

エ 「災害時における物資供給協力に関する協定」等に基づく関係業者へ協力要請を行い、物資の確保に努める。

【資料編：8－8 備蓄品状況（生活用品）】

【資料編：10－29 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（コメリ）】

【資料編：10－31 災害時等における物資供給協力に関する協定（ダイキ株式会社）】

4 物資供給体制の整備

前章第3節の3に準じる。

5 物資の集積場所

前章第3節の4に準じる。

6 物資の輸送

前章第3節の5に準じる。

7 物資の供給

前章第3節の6に準じる。

第4節 住民及び自主防災組織等の活動

前章第5節に準じる。

第5節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」による。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第16章 飲料水及び生活用水の確保・供給

(水道課、防災対策課)

災害のため飲料水及び生活用水が枯渇し、又は汚染し、あるいは給水施設の被害等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水の供給を行い、被災者の生活を保護する。

第1節 実施体制

被災者に対する飲料水及び生活用水の供給は町長が行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき、町長が行う。

第2節 飲料水及び生活用水の確保

1 水道施設等

(1) 水道用水源地

生活環境対策部は、大規模災害が発生した場合は、直ちに水源地（配水池）、ポンプ、連絡管等の異常を調査し、配水量を把握する。

【資料編：8－1 水道施設一覧】

(2) 受水槽、プール等

その他状況により、受水槽、小中学校プール等を補給用水源として使用する。この場合、機械的处理（ろ過器等）、薬剤投入を施すなど、安全性に留意する。

2 備蓄飲料水の供給

(1) 飲料水の確保が困難な地域に給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水車等により応急給水を行う。

(2) 災害発生直後に応急的に供給する飲料水は、備蓄飲料水を使用する。

(3) 備蓄飲料水で不足する場合は、県に備蓄飲料水の供給を要請する。また、「災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定」に基づく関係業者へ協力要請を行い、飲料水の確保に努める。

【資料編：8－7 備蓄品状況（食品）】

【資料編：10－32 災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）】

3 応援要請

町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して、県に飲料水の調達あっせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

(5) 給水車のみ借上げの場合は、その必要台数

第3節 応急給水の実施

1 需要（被害状況）の把握

生活環境対策部は、災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域及び給水活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。また、愛南町管工事協同組合に応援を求めて、被害調査を行う。

2 給水目標

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日3リットル程度とし、災害発生後約8日を目標に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。

なお、飲料水の供給期間は、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

給水の目標は、次のとおりとする。

災害発生からの日数	目 標 水 量	給 水 の 内 容
災害発生 ～3日まで	3 ^{リットル} ／人・日	生命維持に必要な水
～8日まで	20 ^{リットル} ／人・日	生活上必要最低限の水
～28日まで	25 ^{リットル} ／人・日	通常の生活に必要な水

3 給水方法

飲料水及び生活用水は、次の方法により供給し、又は確保する。

(1) 応急ろ過装置によるろ過給水

ア 水道施設が損壊した場合は、供給人員、範囲等を考慮した上、比較的汚染の少ない地下水の給水拠点を選定し、応急ろ過装置によりろ過した後、消毒を行い飲料水を給水する。

イ ろ過消毒した水は、給水車又は容器により搬送し、飲料水を給水する。

(2) 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源池から給水車又は容器により搬送し、飲料水及び生活用水を給水する。

(3) 仮設共用栓等の設置

災害発生後8日を目標に仮設共用栓等を設置し、飲料水及び生活用水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、給水目標に準じた水量とし、飲料水及び生活用水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

【資料編：8－4 給水車一覧】

第4節 住民及び自主防災組織等の活動

- 1 災害発生後3日間は、貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- 2 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織等による給水及び町の応急給水により、飲料水及び生活用水を確保する。
- 3 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水及び生活用水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払う。

- 4 町の実施する応急給水に協力し、飲料水及び生活用水の運搬、配分を行う。

第5節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第17章 医療救護活動

（保健福祉課、高齢者支援課、国保一本松病院、庶務課・消防署）

町、県、南宇和郡医師会等関係機関は、緊密に連携し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。次同じ。）又は救護を行う。

第1節 実施体制

災害時の医療救護は、町長が実施する。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事が行う。

第2節 医療救護の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者を対象とする。

第3節 医療救護班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、町長は「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、南宇和郡医師会に医療救護班の派遣を要請する。

1 南宇和郡医師会医療救護班

南宇和郡医師会会長は、町長の要請があったときは、町長の指定する場所に、医療救護班を派遣する。

医療救護班の編成（1班）は、おおむね医師1名、看護師・保健師4～5名、事務職員1～2名とする。

2 県に対する派遣要請

町長は、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて、県に医療救護班の派遣を要請する。

- （1）派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の人員）
- （2）必要な救護班数
- （3）医療救護活動を必要とする期間
- （4）救護班の派遣場所
- （5）その他必要事項

第4節 救護所の設置

町は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置する。

1 設置場所

救護所は、次の場所に設置する。

- （1）本庁及び支所設置地域毎の中核的な公共施設等
- （2）指定避難所

- (3) 災害現場
- (4) その他町長が特に指定する場所

2 医療及び助産活動

(1) 救護所における活動

ア 災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

なお、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

イ 救護所において救護班は次の業務を行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 死体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

(2) 助産活動について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わないものとする。

イ 助産の範囲

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前及び分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の給与

【資料編：6－1 町内医療施設一覧】

3 収容医療機関

(1) 受入体制の確立

町は、南宇和郡医師会と協力して、県立南宇和病院及び町内医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。また、救護所から搬送される重傷病者の収容医療機関を確保するとともに、医師や看護師等からなる病院医療救護班の編成及び収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。

また、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

(2) 収容医療機関

医療救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、収容医療機関等に収容し、次の活動を行う。

- ア 救護所へ救護班の派遣
- イ 重症者及び中等症者の収容と次の措置
- ウ 助産
- エ 死体の検案
- オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

- カ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配
- キ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。
- ク その他必要な活動

4 医療費

救護所の医療費は、原則として無料とする。
 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

5 医療品等の確保

医療実施に必要な医療品及び衛生材料等は、町の備蓄物資や当該医療救護班が携行するもののほか、不足するときは、町が、医薬品・医療用資機材取扱い業者、各医療機関等に要請するほか、南予地方局を通じて、県にあつせんを依頼する。なお、必要により、当該医療救護班が携行した医薬品及び衛生材料等を使用した場合は、その費用を町に請求する。

第5節 傷病者の搬送

1 救護所及び収容医療機関への搬送

被災現場から救護所への負傷者の搬送については、警察署、消防団並びに付近住民及び自主防災組織等の協力を得て、消防対策部が実施する。

また、救護所から収容医療機関への搬送については、医療救護班及び消防対策部が、県その他関係機関の協力を得て行う。

2 町外医療機関への搬送

救護所及び収容医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難となり、町外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車の搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

ヘリコプターの利用に当たっては、臨時離発着場までの搬送計画を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づくものとする。

【資料編：10-10 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定】

第6節 日本赤十字社愛媛県支部の医療救護活動

日本赤十字社愛媛県支部の医療救護活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者の受け入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行われる。

1 救護班

(1) 救護班の編成単位

救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。

被災の状況により、必要な救護要員を増員する。

(2) 救護班の派遣

日本赤十字社愛媛県支部は、県等から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。

日本赤十字社愛媛県支部の救護班は、医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び死体の措置等の応援を行う。

2 広域応援

(1) 日本赤十字社愛媛県支部は、災害の状況に応じ、近隣の支部に対して、救護班の派遣を要請する。

(2) 日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社に対し、必要に応じ、血液製剤の確保及び緊急輸送について援助を要請する。

(3) 日本赤十字社愛媛県支部の救護班及び血液の輸送のために必要があるときは、ヘリコプター、輸送車両の確保について、県に要請する。

3 後方医療機関への傷病者収容

日本赤十字社愛媛県支部は、負傷者を県外の医療機関に収容する必要があるときは、日本赤十字社及び近隣の支部に対し、傷病者の受け入れを要請する。

第7節 住民及び自主防災組織等の活動

- 1 軽症者については、家庭又は自主防災組織等であらかじめ準備した医療救護資機材を用い、処置する。
- 2 傷病者を最寄りの救護所又は収容医療機関に搬送する。

第8節 災害救助法の適用による医療救護基準

1 応急的医療の実施

『災害救助法』を適用した場合の医療は、災害のために医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失ったときに応急的な医療を施すものであり、原則として救護班によって実施する。

ただし、急迫した事情や、やむを得ない場合においては、病院又は診療所において医療を行う。

2 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の給与
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 医療費

医療のため支出する費用は、救護班において治療を受けたときは、使用した薬剤又は治療材料及び医療器具の破損の実費とし、一般病院、診療所においては、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

4 医療期間

医療を実施しうる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

【資料編：10-55 災害救助法の適用について】

第9節 災害救助法の適用による助産の基準

1 助産の基準及び期間

災害発生の前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者に対して行うもので、実施しうる期間は、分娩した日から7日以内とする。

2 助産の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

3 助産の費用

助産のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。

【資料編：10-55 災害救助法の適用について】

第18章 行方不明者の捜索、死体の措置・埋葬活動

(環境衛生課、防災対策課、庶務課・消防署)

災害により、行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、死体の処理及び埋葬を的確かつ迅速に実施する。

第1節 実施体制

- 1 行方不明者の捜索、死体の措置及び埋葬は町長が行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき、町長が行う。
- 2 警察又は海上保安部（海上で発見されたものに限る）は、死体の見分、検視を行う。

第2節 応急対策活動

- 1 消防対策部は、警察官及び海上保安官の協力を得て、行方不明者及び死体の捜索を行う。
- 2 救護班等は、死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。生活環境対策部は、相当期間引取り人が判明しない場合に所持品等を保管の上で火葬にする。

第3節 行方不明者及び死体の捜索

1 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の届け出の受理においては、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録するものとする。
- (2) 捜索は、消防対策部が警察又は海上保安部と協力し、捜索班を編成し実施する。また、被災の状況により、消防団及び自主防災組織等に協力を要請し、地域住民の協力を得て実施する。
- (3) 死体、行方不明者の捜索中、死体を発見したときは、救護班及び警察、海上保安部（海上で発見されたものに限る）に連絡する。
- (4) 死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には、直ちに県を通じ、海上保安部、自衛隊へ捜索の要請をする。
- (5) 町長は、必要に応じ臨時に現地捜索班を編成し、連絡所を設け、効果的な捜索活動を実施する。

第4節 死体の検案

死体の検案は、南宇和郡医師会及び日本赤十字社等に協力を要請して実施する。検案を終えた死体は、町が指定する遺体収容（安置）所に輸送する。

第5節 死体の収容、安置

1 身元確認

警察、地元自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体、所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

2 遺体収容（安置）所の開設

生活環境対策部は、寺院、公共建物又は公園等、死体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。ただし、死体収容のための適切な施設がないときは、天幕等を設置し、これを開設する。

遺体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品等必要材料を確保する。

3 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を要し、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所へ保存する。

第6節 死体の埋火葬

- 生活環境対策部は、死体について、相当期間遺族等の引取り人が無い場合又は遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、応急措置として所持品等を保管のうえ火葬・埋葬を行う。
- 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- 町営火葬場で対応できない場合は、近隣市町に要請し、火葬場を確保する。
- 死体の措置及び埋葬に要する費用及び期間は、本部第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

■ 火葬場の状況（宇和島保健所管轄）

	機関名	設置者	郵便番号	所在地	電話	処理能力※ 最大 (体/日)
1	静愁苑	宇和島市長	798-0084	宇和島市寄松甲 1438 番地	0895-27-0182	8
2	吉田斎場	宇和島市長	799-3703	宇和島市吉田町東小路乙 5 番地	0895-52-0783	4
3	広見火葬場	宇和島地区広域事務組合長	798-1332	鬼北町大字出目 3369 番地 2	0895-45-3013	5
4	日吉火葬場	鬼北町長	798-1502	鬼北町下鍵山 548 番地	0895-44-2061	2
5	御荘霊苑	愛南町長	798-4110	愛南町御荘平城 2613 番地	72-4420	6

※ 通常使用時間における処理能力を記載

第7節 県への応援要請

町長は、行方不明者及び死体の搜索、措置、火葬及び埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して、県に応援を要請する。

- 1 搜索、措置、火葬及び埋葬の別と、それぞれの対象人員
- 2 搜索地域
- 3 火葬・埋葬施設の使用可否
- 4 必要な輸送車両の数
- 5 死体措置に必要な器材及び資材の品目別数量

第8節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第9節 記録等

死体搜索、措置及び埋火葬を行ったときは、次の書類や帳簿等を整理保管しておく。

- 1 死体搜索記録簿
- 2 死体措置台帳
- 3 埋火葬台帳
- 4 死体搜索、死体措置及び埋火葬関係支払証

第10節 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町や警察に提供するよう努める。

第19章 防疫・衛生活動

(保健福祉課、国保一本松病院、環境衛生課)

災害が発生した場合において、水道の断水、家屋の浸水等による食料品の汚染、腐敗及び感染症の発生等生活環境の悪化の防止を図る。

第1節 実施体制

災害に伴う被災地の防疫・衛生活動は、保健所の指導・指示により、町長が防疫組織を設置して実施する。ただし、町のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第2節 応急対策活動

- 1 県に準じて防疫組織を設置し、対策を実施する。
- 2 県（保健所）の指導・指示を受け、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、生活用水の供給及び臨時の予防接種の実施等、迅速かつ適切に防疫活動を実施する。
- 3 塵芥、汚泥等を一次仮置場及び二次仮置場を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- 4 浸水地域においては、被災後速やかに、状況に応じた防疫活動を行う。
- 5 飲料水について、消毒及び衛生指導を行う。
- 6 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- 7 感染症が集団発生したときは、知事の指示に基づき、臨時の予防措置を行う。
- 8 災害の発生による被害のため、防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- 9 県（保健所）と協力して、保健師等による巡回相談を実施し、指定避難所等において住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と公報を行う。また、指定避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- 10 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。

第3節 防疫・衛生活動の実施

1 防疫の種別と方法

(1) 検病調査と健康診断

町は、住民の避難所、冠水地域、その他衛生条件が悪い地域を報告し、保健所が実施する検病調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、県と打ち合わせて臨時予防接種を実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項』の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、町は知事の指示に基づき、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所等の感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について、消毒を実施する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項』の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、町は知事の指示に基づき、知事が指定した区域について、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

(5) 汚染された飲食物等の物件に係る措置

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項』の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、町は知事の指示に基づき、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、消毒を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項』の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、町は知事の指示に基づき、知事が定めた期間中、生活の用に供される水を供給しなければならない。

2 食品衛生活動

(1) 食品衛生活動は、保健所の指示、指導のもとに、およそ次のような活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供
- オ 消毒薬等必要物資の配布
- カ その他食料品に起因する危害発生の防止

3 指定避難所の防疫指導

- (1) 指定避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。
- (2) 避難者に対しては、少なくとも1日1回、検病検査を実施する。
- (3) 衣服は日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒とノミ等の発生防止のため、薬剤の散布を行わせる。トイレ、炊事場、洗濯物などの消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。
- (4) 給食従事者は、健康診断を終了した者を充て、できるだけ専従する。

4 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、町が保有するものを使用して行うが、町保有分で不足するときは、県及び他の市町等関係機関に協力を要請する。

5 報告

(1) 被害状況の報告

町は、警察、消防等の諸機関及び自主防災組織等の協力を得て被害状況を把握し、その概要を電話等により、県（保健所）へ報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

町は、災害防疫活動を実施したときは、その概要を電話等により、県（保健所）へ報告する。

第4節 健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、福祉対策部が実施する。

1 健康相談の実施

(1) 町は、被災者の健康管理を行うため、宇和島保健所と協力して、保健師による巡回相談及び家庭訪問を行う。

(2) 町は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、保健所の助言に基づき、福祉関係者、医師、民生委員及び地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

2 栄養相談の実施

(1) 町は、保健所と協力して指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談を実施する。

(2) 指定避難所解消後において被災者の食の自立が困難な場合は、巡回栄養相談を継続するとともに、栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

3 心のケア

町は、災害時における被災者の精神的不安に対応するため、精神科医や保健所等と協力し、相談窓口を設置するなどして、心のケアに対する相談を実施する。

また、災害応急対応を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第5節 住民の活動

住民は、自主的に次の活動を行う。

- 1 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理する。
- 2 指定避難所等において、良好な衛生状態を保つよう注意する。
- 3 手洗い、消毒を励行する。
- 4 自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

第20章 保健衛生活動

(保健福祉課)

災害に伴う被災者の健康管理を行うため、町は、県と協力して保健衛生活動を行う。

第1節 実施体制

災害に伴う被災地の保健衛生活動は、保健所の指導・指示により、町長が実施する。ただし、町のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第2節 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

- 1 町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。
- 2 上記情報に基づき、県からの保健師等の派遣調整等の支援を受けながら、適切な保健衛生活動を行う。

第3節 被災者等への保健衛生活動

- 1 町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- 2 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

第4節 保健師等の応援・派遣受入

町及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町に対し、保健師等の応援・派遣を厚生労働省健康局を通じて要請する。

第21章 廃棄物等の処理

(環境衛生課)

大規模災害の発生によるし尿の汲取処分、大量のごみの発生等に対して、適切に処理することにより、被災地域の環境衛生の万全を図る。

第1節 実施体制

被災地における清掃業務の実施は、町長が行う。ただし、町のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第2節 し尿の収集と処理

1 応急対策活動

- (1) 生活環境対策部は生活排水処理施設及びし尿処理施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- (2) 生活環境対策部は、速やかに生活排水処理施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して、仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (3) 生活排水処理施設、し尿処理施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

2 仮設トイレの設置

生活環境対策部は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部長の指示により、貯留式仮設トイレを設置する。

設置の箇所は、生活排水処理施設使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置に当たっては、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しないような場所を選定する。

- (1) 大規模指定避難所
- (2) 集合住宅
- (3) 住宅密集地

仮設トイレの調達は業者から行うが、不足するときは、南予地方局を通じて、県の緊急援護物資の供給を要請する。

3 し尿の収集と処理

(1) し尿の収集

ア し尿の収集は、被災後必要がある場合、直ちに許可業者により行うものとする。

イ 被災地域が処理能力に比較し広範囲にわたっている場合は、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置としては、便槽内容量の1/5～1/4程度の汲取りを全戸について実施する。

(2) し尿の処理

し尿の処理は、基本的に平時と同様に宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターにおいて処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、支障が出ないように努める。支障のある場合は、県又は他の市町に処理を要請する。

仮設トイレの設置で対応できない場合又は処理施設の被害等により最終処理が困難なときは、必要に応じて、保健所長と協議して、埋立（土壌還元方式）により対応する。

4 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 水洗トイレは町から連絡があるまでは使用しないこととし、生活排水処理施設及びし尿処理施設の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、町からの指示に従う。

(2) 自主防災組織を中心に、仮設トイレの設置、消毒、管理を行う。

第3節 生活系ごみの処理

災害時における生活系ごみは、平時の家庭ごみの分別・処理方法に基づき処理することを基本とする。ただし、発生量、処理施設、収集運搬業者等の被害状況によっては、収集の停止、収集する廃棄物や収集頻度を減じる等の対応を行う。

1 ごみの収集

(1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保する。

(2) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理する。

(3) 住民によって集められたごみ置場のごみを管理し、できるだけ速やかに処理施設に運び処理する。なお、できるだけリサイクルに努める。

(4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(5) 住民に対しては、広報車等を使用し、次のような事項を広報する。

ア 収集の方法

イ 収集の日時

ウ 収集する品目

エ ごみ集積場所の位置

オ 注意事項（分別の徹底など）

2 ごみの処分

(1) ごみの処分は、ごみ焼却施設で行うほか、埋立など、環境衛生上支障のない方法で行う。

(2) 収集量に焼却量が追いつかないとき等には、場内に仮置きを検討すると同時に、可燃物は早期に他の市町等に協力を求め、不燃物は廃棄物処理業者による域外処理を考慮する。

■ 最終処分場

処分場名	所在地	電話番号	埋立開始年月	遮水工	水処理施設	埋立面積㎡	埋立容量㎥
環境衛生センター処分場	大浜1番地26	72-6955	H11.9	シート	有	9,700	55,000

3 住民及び自主防災組織等の活動

- (1) 木、竹及び草等住民自らで処理できるものは努めて処理し、又はリサイクルに努め、自ら処理できないものは、指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) ごみ排出については、分別を厳守する。
- (4) 仮集積場所のごみの整理及び流出の防止等の管理を行う。
- (5) 仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

第4節 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物処理実行計画の作成

災害発生時には、被害状況等の情報収集を行ったうえで、愛南町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量の推計、処理機関等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を作成する。

2 災害廃棄物の処理

建物や構築物等の倒壊又は倒壊建物等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物は、迅速かつ円滑に撤去を図る。

- (1) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
また、大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮置場（一次仮置場・二次仮置場）の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建設物の残骸等、持ち運びの困難なものを仮置場及び処理施設に運搬する。
- (3) 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等の規定に従い、適正な処理を行う。
- (4) 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。
- (5) 災害廃棄物は、平時の生活ごみ等と性状が異なるため、その収集に必要な能力を有する車両（ダンプトラック等）を準備する。
- (6) 収集体制が不十分な場合は、県が締結している「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」に基づき、建物の解体撤去に伴う災害廃棄物の処理等について、県に要請を行うとともに、他の市町等へ協力要請を行う。

3 仮置場の確保及び適正管理

- (1) 大規模災害発生時において、迅速に災害廃棄物への対応を行うため、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくとともに、仮置場の配置計画等を検討する。
- (2) 仮置場の運営においては、飛散防止対策や臭気・衛生対策、汚水の土壌浸透防止、発火・火災防止等の対策を行う。
- (3) 仮置場の運営管理については、建設事業者団体や廃棄物処理事業者団体等の民間事業者資機材の提供を要請する等、仮置場の周辺状況に応じて必要な対策を行う。

第22章 障害物除去活動

(水産課、建設課)

大規模災害の発生による全半壊家屋、土砂及び立木等を除去し、交通路を確保して必要な物資の輸送路を確保し、被災者の日常生活の確保に努めるものとする。

なお、道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

第1節 道路等の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無を含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努める。また、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて、警察機関、消防機関、自衛隊等の協力を得て、必要な措置を行うものとする。

除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等集積する。

この場合、優先的に障害物を除去すべき道路については、次の順位を基準に実施する。

- 1 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- 2 災害の拡大防止上重要な道路
- 3 緊急輸送を行う上で重要な道路
- 4 その他応急対策活動上重要な道路

第2節 河川の障害物の除去

河川管理者は、河川等の機能を確保するため、障害物の有無も含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、水防のために緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

第3節 港湾・海岸・漁港における障害物の除去

1 港湾・海岸

町は、港湾及び海岸の機能を確保するため、障害物の有無も含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、応急対策活動に緊急の必要があるときは、港湾及び海岸の管理者に報告するとともに、海上保安部、警察機関、消防機関、自衛隊等の協力を得て、所要の措置を講じる。

2 漁港

町は、漁港区域内の被災状況について、漁業協同組合等の協力を得て、障害物の有無も含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うとともに、漂流物等により船舶の航行が危険と認められた場合には、海上保安部等関係機関の協力を得て、所要の措置を講じる。

第4節 住宅の障害物の除去

1 実施体制

町は、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、被災地における住宅関係障害物の除去を行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

2 住宅の障害物の対象

災害によって住居又はその周辺に流入した土石、竹材等により、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去については、次に該当する者に対して行う。

- (1) 当面の日常生活を営み得ない状態にあること。
- (2) 障害物が居間、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない場所に流入しているか、又は屋敷内に流入しているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者であること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

3 住宅の障害物の除去

町は、(一社)愛媛県建設業協会南宇和支部等の協力を得て作業班を編成し、優先度の高い箇所から実施する。

4 応援の要請

町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

第5節 障害物の保管等の場所

- 1 障害物の大小によるが、原則として、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所とする。
- 2 道路交通の障害とならない場所とする。
- 3 盗難の危険のない場所とする。

第6節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第23章 動物管理活動

(農林課、環境衛生課)

大規模災害が発生した場合における動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、関係機関等の協力により、動物の保護及び危害防止を図る。

第1節 動物管理の応急対策

1 犬、猫等愛がん動物の応急対策

災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものであるが、町は、県等と協力して動物の保護及び危害防止に努める。

(1) 動物の保護及び危害防止

生活環境対策部は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

- ア 被災動物の把握を行うとともに、飼養されている動物に対する餌の配布を行う。
- イ 負傷している動物の一時収容、応急処置、保管を行う。必要に応じ、獣医師に対する負傷動物治療の協力依頼を県に要請する。
- ウ 飼養困難な動物や放浪動物の一時保護を行うため、県に設置場所のあつせんを依頼し、被災動物救護センターを開設する。なお、県等と協力し、所有者及び新しい飼い主の情報提供を行い、被災動物救護センターの早期解消に努める。
- エ 県と協力して、放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発を行う。
- オ 危険動物の逸走対策を行う。
- カ その他動物に係わる相談等の受付を行う。

(2) 町民及び民間の活動

- ア 被災動物の一時保護、応急措置及び通報を行う。
- イ ボランティア獣医師は、負傷動物の治療を行う。
- ウ 危険動物の逸走対策を行う。
- エ ボランティアは、被災動物救護センターの管理、運営等の協力を行う。

(3) へい死動物の処理

生活環境対策部は、災害によりへい死した犬、猫等について次のとおり処理する。

- ア 移動できるものは、適当な場所に集めて埋却の方法で処理する。
- イ 移動し難いものについては、当該場所で個々に処理する。

2 家畜等の応急対策

災害時の獣畜及び家きんの管理は、原則として飼養者が行うものであるが、これが困難な場合は、町は県との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

町は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

(1) 感染症等対策

- ア 感染症の発生等については、速やかに県に連絡し、県の防疫計画に基づき必要な感染症防疫対策を実施する。
- イ 一般の疾病の発生については、獣医師と協力し治療に当たる。
- ウ 感染症発生畜舎の消毒については、県の指定により実施する。なお、消毒薬品は県の負担により確保する。

(2) 飼料対策

飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数等に応じ、県に依頼して政府保管の飼料の払い下げ等を求める。

第2節 死亡した獣畜（牛、馬、豚等）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として獣畜の飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 町の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について、近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について、保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

第24章 労働力確保対策

(総務課、防災対策課)

大規模災害が発生し、町やボランティア及び関係防災機関の労働力だけでは対応が不十分な場合、県に対し、災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

第1節 労働力の確保

1 応援要請

町は、災害の規模により、ボランティア又は関係防災機関による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を示し、県に応援又は派遣の要請をする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事予定期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

第25章 応急住宅対策

(総務課、建設課、保健福祉課、高齢者支援課)

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するために応急仮設住宅を設置する。また、自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

第1節 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅の供給及び応急修理の計画の樹立並びにその実施は、町長が行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

第2節 応急的な住宅の確保

1 町営住宅

(1) 入居可能な町営住宅の確保

産業建設対策部は、速やかに入居可能な町営住宅の空き家状況の把握に努める。

(2) 町営住宅への入居

町は、入居可能な町営住宅の空き家に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、一時的に入居を認める。

2 応急借上げ住宅（みなし応急仮設住宅）の確保

町は、県等関係機関と協力し、入居可能な民間賃貸住宅の情報を収集し、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

第3節 応急仮設住宅の建設

1 設置場所

建設用地は、災害発生時に速やかな対応が可能となるよう、あらかじめ県と連携を図りながら応急仮設住宅の建設候補地を抽出し、災害の状況に応じて選定する。建設場所の選定にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 実施

県と（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、知事が実施する。

建設を県から委託された場合又は知事が必要と認めた場合は、町が関係機関の協力を得て応急仮設住宅の建設を行う。

3 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

4 入居基準

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自己の資力では、住宅を確保することができない者であること。

5 応急仮設住宅の管理

- (1) 住宅使用請書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退去手続き・維持管理を行うとともに、応急仮設住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (2) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急仮設住宅での生活に問題が発生しないよう努める。
- (3) 各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6 設置戸数

『災害救助法』が適用された場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災状況等を基に、町が被災者のニーズを把握したうえで県に要請し、知事が決定する。

7 供与期間

工事完了の日から『建築基準法第85条第4項』に規定する期間内（最高2年以内）とする。

第4節 住宅の応急修理

1 修理箇所

町は、建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、トイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

2 期間

災害発生の日から1か月以内の完了とする。

3 対象者

- (1) 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (2) 自己の資力では応急修理を行うことができない者であること。

4 町営住宅の応急修理

既設の町営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 町営住宅又は付帯施設の被害状況を早急に調査する。
- (2) 町営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保全措置を実施するとともに、危害防止のため、住民に周知を図る。

- (3) 町営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第5節 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(1) 応急仮設住宅の場合

- ア 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- イ 設置を必要とする住宅の戸数
- ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

(2) 住宅応急修理の場合

- ア 被害戸数（半焼、半壊）
- イ 修理を必要とする住宅の戸数
- ウ 修理を必要とする資機材の品名及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

第6節 災害救助法による実施基準

『災害救助法』が適用された場合は、本部第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

【資料編：10－55 災害救助法の適用について】

第26章 要配慮者に対する支援活動

(保健福祉課、高齢者支援課、防災対策課)

災害発生時において、要配慮者の安全を確保するために、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、要配慮者一人ひとりの状況に応じた的確な支援活動を行う。

第1節 情報の収集及び提供

1 情報の収集

町は県とともに、被災した要配慮者及び社会福祉施設等の状況について、迅速な把握に努める。

2 情報の提供

町は県とともに、掲示板、広報紙、ホームページ等の活用と報道機関の協力を受け、被災した要配慮者に対して、利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

第2節 避難対策

1 避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達

- (1) 町は、災害が発生するおそれがある場合に、防災行政無線、IP告知端末機等により、避難準備・高齢者等避難開始情報を周知する。
- (2) 避難準備・高齢者等避難開始情報を入手した避難行動要支援者の支援者（情報伝達係）は、支援する避難行動要支援者に連絡を取り、在宅を確認し、避難準備を促す。

2 避難誘導の実施

- (1) 避難誘導の際には、避難行動要支援者のそれぞれの災害時対応能力や身体状況、障害の程度について配慮した避難支援プランに基づき、速やかに避難誘導を行う。なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 避難準備情報を入手した避難行動要支援者の支援者（避難誘導係）は、日頃の防災訓練等で確認した手段で、あらかじめ定められた指定避難所等へ誘導する。
- (3) 道路の冠水や指定避難所の浸水等により、避難行動要支援者を避難誘導できないときは、近隣の高台や公共施設等に一時避難をし、直ちに町避難行動要支援者支援機関へその応援要請を行う。

3 安否確認情報の収集

避難行動要支援者の支援者（安否確認係）は、住所地及び指定避難所において安否の確認をとる。その場合、本人を確認できないときは、避難してきた地域住民等から、避難の状況や家屋の倒壊状況等を聞きとるなどの情報を収集し、できるだけ早く安否の確認に努めるが、応援が必要な場合は、直ちに町避難行動要支援者の支援機関へその要請を行う。

第3節 避難所の運営における支援

1 要配慮者への配慮

- (1) バリアフリー化されていない指定避難所では、出入り口等の段差を板などで解消したり、車イスが通れる通路の幅員を確保する。
- (2) 和室や空調設備のある部屋を優先的に割り当てたり、トイレに近く、段差の少ない場所を確保する。
- (3) 季節、天候に配慮した食料や生活必需品の確保と提供に努める。
- (4) 筆談用の紙や筆記用具を準備しておく。
- (5) 民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な手段で避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

2 移送の措置

- (1) 必要により、医療機関への移送のための措置を行う。
- (2) 必要により、福祉避難所や社会福祉施設等への緊急入所のための措置を行う。

第4節 福祉避難所での受入れ

1 福祉避難所の開設

災害発生時に一般的な指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の要配慮者を受入れるため、「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、必要に応じて福祉避難所を開設する。

2 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、障がいの状態や心身の健康状態等を考慮して、一般の指定避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送する。

3 福祉避難所の運営

町は、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営にあたる。なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を行う。

第5節 障がい者及び高齢者に対する支援対策

町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車イス、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。また、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第6節 児童に対する支援対策

町は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

また、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第7節 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への収容に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。また、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師及びヘルパー等を派遣し、日常生活機能の確保及び健康の維持に努める。

第8節 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障がい者に対する援助を適宜提供する。

- (1) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災障がい者の更生相談

第9節 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じ、県及び近隣市町等へ応援を要請する。

第27章 ボランティア活動対策

(保健福祉課、防災対策課)

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第1節 ボランティア支援体制

1 町災害ボランティアセンターの設置

(1) ボランティアセンターの設置

愛南町社会福祉協議会は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、町と連携し、災害対策の中核機関として愛南町災害ボランティアセンターを設置し、現地でのボランティアコーディネート等の支援を実施する。

(2) 町災害ボランティアセンターの構成メンバー

町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、町、NPO、ボランティア関係団体、ボランティアコーディネータ等で構成する。

2 町災害ボランティアセンターの任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

迅速かつ正確な情報収集と提供は、被災地復興のための重要な初期活動であることから、情報管理者の配置を行い、被災状況及び被災者ニーズの把握のためのニーズ調査を実施する。

(2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

(3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

(4) ボランティアのあっせん

被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合は、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

3 町災害ボランティアセンターに対する情報、活動拠点及び資機材の提供

町は、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を町災害ボランティアセンターに提供するとともに、町災害対策本部との連携が容易で、救援物資や資機材を収納できるスペースと車両等の活動が可能な町有施設等を提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

町、町社会福祉協議会、NPO、ボランティア関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、町内の被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整を行う。

第2節 ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの主な活動は、次のとおりである。

- 1 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- 2 救援物資の仕分及び配布
- 3 指定避難所運営の支援
- 4 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の介護及び看護補助
- 5 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対する災害直後からの生活状態の把握と見守り及び相談活動
- 6 保健医療活動、救護活動及びその支援
- 7 初期消火活動及びその支援
- 8 炊き出し、清掃、その他災害救援活動
- 9 その他ボランティアの自主的な活動

第3節 県災害救援ボランティア支援本部との連携

町災害ボランティアセンターは、県災害救援ボランティア支援本部にボランティアのあつせんを要請し、ボランティアの確保を図るなど、運営のための連携体制を確立する。

第28章 広域応援活動

(総務課、防災対策課、庶務課・消防署)

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、広範な地域に被害がおよび、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策など、多面的かつ膨大な対策を円滑に実施するため、県、他の市町等との相互協力を行う。

第1節 県に対する応援要請

1 県に対する応援の要請

町長は、町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する（『災害対策基本法第68条』）。

応援の要請又は応急措置の実施を要請する場合は、南予地方局に対して、県防災通信システム又は電話等をもって処理し、事後、速やかに文書を送付する。

要請は、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、県外での広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町の職員派遣のあつせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、『地方自治法第252条の17』の規定による職員の派遣について、あつせんを求める（『災害対策基本法第30条第2項』）。

職員の派遣のあつせんは、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3 指定地方行政機関等の職員の派遣あつせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣について、あつせんを求めるものとする（『災害対策基本法第30条第1項』）。

職員の派遣の要請は、他の市町の職員派遣のあつせんと同様に行う。

4 消防防災ヘリコプターの出動要請

町長は、災害の状況により、ヘリコプターの利用が必要であると判断したときは、県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

偵察事項は、次のとおりとする。

- ア 被害発生場所及び延焼の状況
- イ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- ウ 建築物の被害状況
- エ 公共機関及びその施設の被害状況
- オ 住民の動静及び必要と認めること。

【資料編：10－10 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定】

第2節 他の市町村長等に対する応援要請

1 他の市町村長等に対する応援の要請

町長は、町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の相互応援に関する協定を締結した他の市町村長等に対し、応援を要請する。

また、被災住民の居住場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町村等と協議する。

【資料編：10－5 宿毛市、愛南町消防相互応援協定】

【資料編：10－6 四国西南地域消防相互応援協定書】

【資料編：10－8 愛媛県消防広域相互応援協定書】

【資料編：10－11 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（篠山市）】

【資料編：10－12 四国西南サミット災害時相互応援協定】

【資料編：10－13 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定】

2 職員の派遣要請

町長は、災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長等に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求める（『地方自治法第252条の17』）。

第3節 消防機関への応援要請

町の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援を速やかに行う。

応援要請は、本部第11章「消防活動」による。

【資料編：10－5 宿毛市、愛南町消防相互応援協定】

【資料編：10－6 四国西南地域消防相互応援協定書】

【資料編：10－8 愛媛県消防広域相互応援協定書】

第4節 応援要員の受入れ体制

災害応急対策の実施に際して、町外から必要な応援要員・部隊を受け入れた場合、これらの要員・部隊の進出・活動のための拠点や施設等について、町内の公園や道の駅等の施設などの活用可能な施設を事前に想定し、可能な限り準備する。

第29章 自衛隊災害派遣要請

(総務課、防災対策課)

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、住民の生命又は財産を保護するため、災害応急対策の実施が町の組織を活用してもなお事態を收拾することが不可能又は困難であると認めるときは、自衛隊の災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な災害応急活動の実施を図る。

第1節 災害派遣要請事項

自衛隊への派遣要請は、原則として人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合に、知事が支援を要請する事項等を明らかにして、派遣を要請する。

また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- 1 車両あるいは航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導や輸送等避難のための必要があるときの援助
- 3 行方不明者や負傷者等が発生した場合の捜索援助
- 4 堤防や護岸等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関に協力して行う消火活動
- 6 道路又は水路の確保の措置
- 7 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- 8 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 9 被災者に対する給食及び給水支援
- 10 防災要員等の輸送
- 11 連絡幹部の派遣
- 12 その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続

1 災害派遣要請者

知事に対する自衛隊災害派遣の要請は、原則として町長が行う。

2 災害派遣要請手続

町長は、自衛隊に対する災害派遣を必要と認めるときは、次の事項を明らかにした文書により、南予地方局を通じて、知事に派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後、速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況、その他参考となるべき事項

ただし、通信の途絶等により、県知事に災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第14高射特科隊に連絡する。

また、通知したときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

■ 陸上自衛隊第14高射特科隊

区分		陸上自衛隊第14高射特科隊
N T T回線	T E L	089-975-0911
	F A X	089-975-0911
県防災通信システム（地上系）	T E L	6-55621、6-55622

第3節 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

項 目	救 助 活 動 の 内 容
被害状況の把握	車両、艦艇及び航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者及び傷病者等の搜索救助
水防活動	堤防及び護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路及び鉄道路線上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
人員、物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、救急患者及び医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第4節 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等の要請を待つ時間的余裕がないと認められるときは、要請を待たないで自主的に部隊を派遣することができる。

この際、措置と並行しつつ、速やかに知事及び市町災害対策本部長と連絡を確保し、災害派遣について密接に調整を行う。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- 4 その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5節 災害派遣部隊の受入れ体制

1 作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

2 派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し、宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備するものとする。

第6節 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに南予地方局を経由して、知事に対し報告する。

第7節 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策及び災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して決定する。

負担する経費の主なものは、次のとおりである。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道及び電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊、市町及び必要に応じて県が協議する。

第30章 海上保安庁の支援

(総務課、防災対策課)

大規模な海上災害が発生したとき、迅速な災害応急対策の実施が町の組織を活用してもなお事態を収拾することが不可能又は困難であると認めるときは、海上保安庁の災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な災害応急活動の実施を図る。

第1節 海上保安庁に対する支援要請

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他県及び町が行う災害応急対策の支援

2 町長の支援要請の依頼手続き

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について次の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼する。

ただし、緊急を要するとき、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を送付する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼する時間的余裕がない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 連絡先

機 関 名	電話番号	県防災行政無線	電話・FAX
宇和島海上保安部	0895-22-1256 (災害時優先電話)	554-21、554-22	0895-22-1591(管理課) 0895-22-1256(警備救難課) 0895-22-1933(交通課)

第31章 ライフライン災害応急対策

(総務課、建設課、環境衛生課、水道課)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、町は情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

第1節 水道施設

生活環境対策部は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、「災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定」に基づき、愛南町管工事協同組合に応急復旧の応援要請を行い、その協力を得て応急復旧工事を行う。

1 応急復旧の実施

- (1) 大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、住民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水及び浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水支管と給水装置の順に復旧を進め、早急な給水の再開に努める。
- (2) 宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申し込みのあったものについて行うものとするが、次に掲げるものについては、申し込みの有無にかかわらず、応急措置を実施する。
 - ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
 - (ア) 漏水が多量なものの復旧
 - (イ) 被災給水装置の閉栓
 - イ 路上漏水で、交通等に支障を及ぼすもの
 - ウ 建築物その他の施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

2 資機材、車両及び人員の確保

生活環境対策部は、備蓄資機材及び車両をもって災害対応に当たり、不足した場合は、「災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定」に基づき、愛南町管工事協同組合の応援を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

町内の一部地域を対象とする広報は、生活環境対策部が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、町防災行政無線及びIP告知端末機により行い、さらに必要に応じ報道機関の協力を得る。

4 応援要請

町及び愛南町管工事協同組合で応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、県を通じて、他の市町に応援を要請する。

第2節 生活排水処理施設

生活環境対策部は、生活排水処理施設が被災したときに、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 応急復旧の実施

(1) 処理場、ポンプ場

処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する可能性が高い。このため、本復旧までの一時的な対策として、浄化槽管理業者による処理等の応急対策を実施する。

(2) 管きょ

管きょ施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管きょ、マンホール内部の土砂の浚渫、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

(3) 排水設備

住民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

2 資機材、車両及び人員の確保

(1) 生活排水処理施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。

(2) 資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供又はその他関係業者からの調達の協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

町内の一部地域を対象とする広報は、生活環境対策部が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、町防災行政無線及びIP告知端末機により行い、さらに必要に応じ報道機関の協力を得る。

第3節 電力施設

災害に対処するため、四国電力株式会社は、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

四国電力株式会社は、災害が発生又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

四国電力株式会社は、被害状況及び復旧状況に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

- (1) 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動
- (2) 電気事故を防止するために必要な広報活動

4 対策要員等の確保

四国電力株式会社は、防災体制が発令された場合、防災計画の出動計画に基づき、対策要員を確保する。なお、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

5 広域応援体制の確立

四国電力株式会社は、対策要員等の確保、復旧資機材の確保及び電力の融通など応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

6 設備の応急復旧

四国電力株式会社は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

なお、復旧に当たり可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

- (1) 送電設備
ヘリコプターや車両等の機動力を活用し、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- (2) 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置を行う。
- (3) 配電設備
応急復旧工法標準マニュアルにより迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。
- (4) 通信設備
移動無線機や可搬型衛星通信設備等の活用により、通信回線を確保する。

第4節 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

1 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規定の定めるところによる利用制限等の実施
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱
- (4) 警察、消防及びその他の諸官庁等が設置する通信網との連携
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携
- (6) 災害救助法が適用された場合等の指定避難所等への特設公衆電話の設置
- (7) 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

2 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

3 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

4 災害時における災害用資機材の確保

- (1) 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。
- (2) 災害対策用の資機材の搬送は、ヘリコプター、車両等により行う。
- (3) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び町の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

5 設備の応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

6 災害復旧

- (1) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (2) 被災地における地域復興計画の作成・実施に当たっては、これに積極的に協力する。

第5節 ガス施設

1 応急措置及び復旧対策

- (1) LPガス事業者は、LPガス等の被災による緊急措置を行う場合、所定のヘルメット及び腕章を着用し、必要機材を携行して実施する。なお、緊急措置に関する通報又は覚知が消防機関等関係機関への通報前の場合は、必ず通報を行った後緊急措置を実施する。
- (2) LPガス事業者は、消防職員の諮問に応じ、助言する。
- (3) LPガス事業者は、ガス漏れ箇所の調査、ガス供給の閉止、容器の搬出管理及びその他災害事故未然防止上有効と認められる作業に当たる。
- (4) LPガス事業者は、ガス供給を停止した場合のその再開は、安全確認をして行う。
- (5) 避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

2 資材及び要員の確保

点検及び復旧が困難な場合は、他市町の事業者・販売店へ応援を要請し、資材及び要員の確保に努める。

3 広報の実施

LPガス事業者は、報道機関や防災関係機関に対して、被災の状況、災害復旧の現状及び見通し等について情報の提供を行い、利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等により、ガス栓の閉止と安全使用の周知徹底を図る。

第32章 公共土木施設等の確保対策

(総務課、農林課、水産課、建設課)

災害の発生により、公共土木施設等が被害を受けた場合、直ちに専門技術者により、施設、設備の調査を実施し、被害状況を把握して、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、降雨等による二次的な水害や、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、危険性の高い箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去及び仮設防御柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、(一社)愛媛県建設業協会南宇和支部等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧及び通行規制等に必要の人員、資機材の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や住民に対して、緊急物資の輸送拠点、緊急輸送道路及び公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

第1節 道路施設

- (1) 道路管理者は、道路の被害、落橋の有無及び道路上の障害物の状況等について調査し、被害状況を県に報告するとともに、状況に応じた応急措置を実施し、交通の確保に努める。
なお、迅速な救命救急や緊急支援物資などを支えるため、必要に応じて国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における応急復旧の代行を国土交通省に要請する。
- (2) 道路管理者は、通行が不能又は危険な路線・区間について、警察に通報するとともに、状況によっては通行止等の措置を講じる。また、迂回路がない場合は、仮道、仮橋の設置など、早期に通行の確保を図る。
- (3) 道路管理者は、上水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

第2節 河川管理施設

河川管理者は、堤防、護岸その他河川管理施設が被害を受けた場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害状況を県に報告するとともに、必要な措置を実施する。また、河川等の機能を確保するため、河川、排水路等の巡視を行い、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等の浮遊物や障害物の除去作業を実施する。

第3節 砂防等施設

砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の巡回パトロールを実施するほか、被災調査報告や地域住民の情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、豪雨等に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれのある場合は、危険箇所への立入禁止を行い、ビニールシートで覆うなど、必要な応急処置を実施する。

砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

第4節 海岸保全施設

海岸管理者は、堤防や護岸等の海岸保全施設が破壊、又は損壊等の被害を受けた場合は、被害状況を県に報告するとともに、浸水被害及び施設の被害の拡大を防ぐため、土のうや矢板による応急処置等を行い、被害の拡大防止に努める。

第5節 港湾施設

町は、港湾施設が被害を受けた場合は、早急に被害状況を把握し、港湾管理者へ報告することにより、二次災害の防止や施設の使用可否の決定に協力する。

御荘港は、災害時における避難、救助、緊急物資及び復旧機材の運送に利用されるなどの役割を果たす重要な施設であり、速やかな応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

第6節 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の管理者は、施設の巡回パトロールを行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に状況を連絡する。豪雨等に伴う二次災害が発生するおそれがある場合には、当該施設内への立入り禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

第7節 漁港施設

町は、漁港施設が被害を受けた場合は、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講じる。

また、深浦漁港・船越漁港は、防災拠点漁港として、災害時における避難、救助、緊急物資及び復旧機材の運送に利用されるなどの役割を果たす重要な施設であり、速やかな応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

第8節 農地、農林業施設

施設管理者は、農地や農林業施設が被害を受けた場合は、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害が拡大しないよう応急措置を実施し、この災害に起因して二次災害を誘発しないよう関係機関との連絡を密に取り、適切な措置を講じる。

また、交通や水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

第9節 情報システム

情報システム管理者は、災害発生時における情報システムの確保対策として、次のような対策を講じる。

- 1 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- 2 情報システムに障害が生じた場合は、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じる。

第33章 危険物施設等の安全確保

(庶務課・消防署)

災害により、危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第1節 火薬類の保安対策

災害により、火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は、次の応急措置を講じるとともに、直ちにその旨を警察署、消防機関又は海上保安部に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため、次の(3)に掲げる緊急措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等の爆発防止措置及び盗難防止措置を講じること。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

第2節 高圧ガスの保安対策

災害により、高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事(各地方局防災対策室又は消防防災安全課)又は警察署、消防機関若しくは海上保安部に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため、次の緊急措置を講じる。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させ、放水による冷却等適切な措置を行う。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため、町、警察署及び消防機関等相互の連絡を密にし、必要な措置を講じる。

第3節 石油類の保安対策

石油類による災害を防止するため、町、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所及び取扱い所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講じる。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱い作業を中止し、危険物を安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。

- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

第4節 毒物劇物等の保安対策

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散又は漏洩等災害が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は各業者の毒物劇物取扱い責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏洩等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講じる。

2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡を取り、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出及び避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど、万全を期する。

第34章 海上災害応急活動

(防災対策課、庶務課・消防署)

船舶の座礁、転覆、衝突により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶及び水産資源等到大規模な被害を及ぼすおそれのある場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命、船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努める。

第1節 実施責任機関

1 大規模海難事故が発生した場合

海上保安部が中心となり、町、県、警察、消防機関等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策に当たる。

2 大量流出油災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、排出原因機関（者）の対応が遅れ、沿岸海域に甚大な被害を出している事例も多発しているため、町、海上保安部、県、警察、消防機関、四国地方整備局、排出の原因者が連携の下応急対策に当たるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、宇和海地区大量排出油等防除協議会による流出油防除活動を必要とする場合は、同協議会長（宇和島海上保安部長）の要請により、各構成機関が連携し、防災活動を実施する。

また、流出油が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて町及び県は災害対策本部を設置し、関係機関の連携の下、応急対策に当たる。

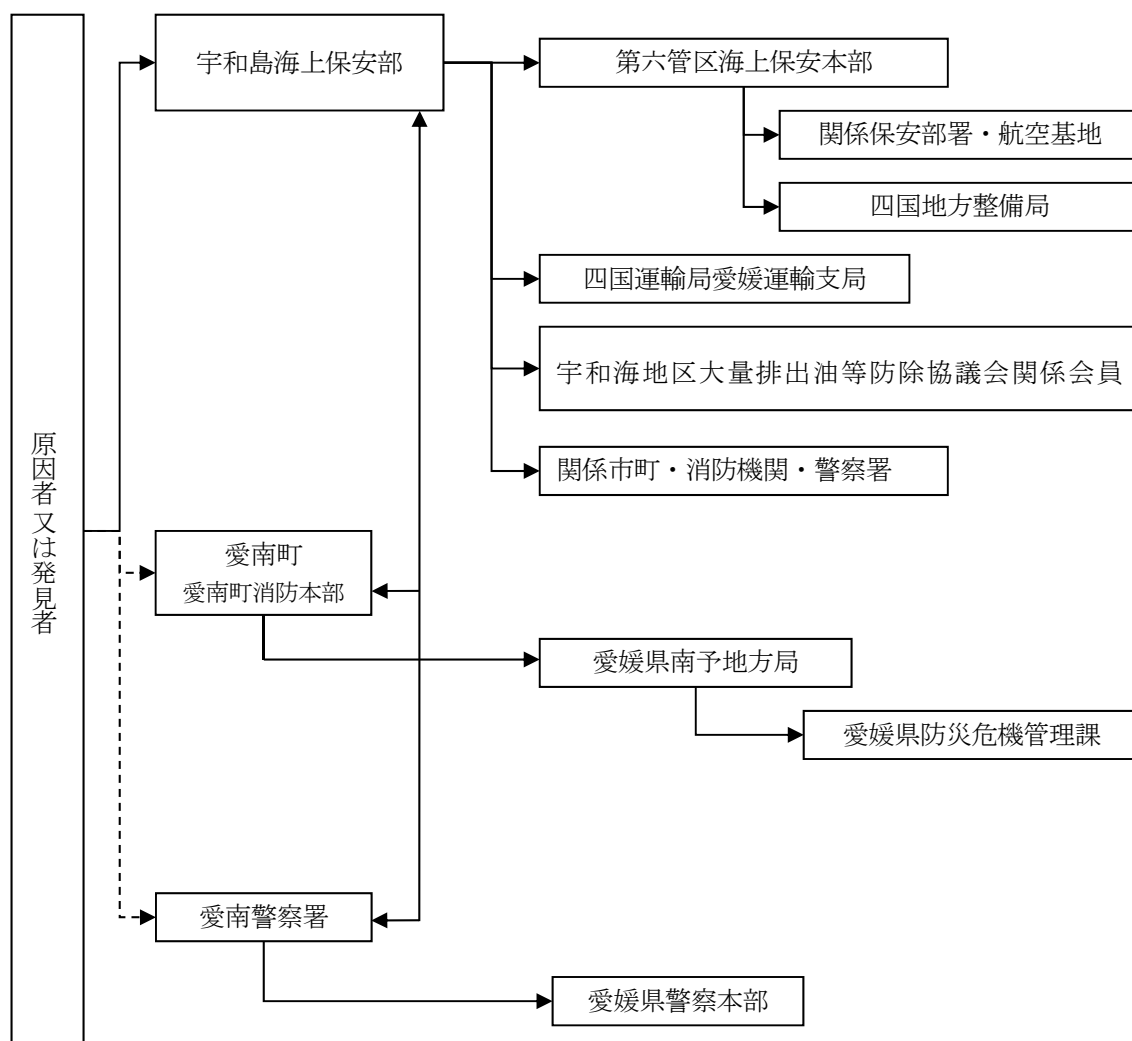
第2節 関係機関相互の通報連絡

町、県及び海上保安部等の関係機関は、次の通報連絡系統・内容に基づき、迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、別表のとおりである。

別表 情報連絡系統概要図



2 通報連絡内容

- (1) 事故発生の日時及び場所
- (2) 事故の原因と被害の状況
- (3) 応急措置の状況
- (4) 復旧見込
- (5) その他必要な事項

第3節 応急対策活動

1 町の活動

(1) 活動の内容

町は、海上災害が発生した場合、海上保安部及び県等関係機関との連絡を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。なお、流出油が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、沿岸市町や漁業協同組合等関係機関との連携の下、応急対策を実施する。

- ア 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- イ 防波堤等に係留された船舶の火災、又は陸上に延焼した火災の消火活動及び延焼防止措置
- ウ 防除作業に必要な資機材の調達
- エ 流出油の拡散防止及び除去又は処理等
- オ 沿岸住民に対する災害広報
- カ 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告又は指示
- キ 県又は他の市町に対する応援要請
- ク 災害救援ボランティアの受け入れ及び調整
- ケ 陸上における救援及び救助活動
- コ 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
- サ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- シ その他必要な事項

（２）災害対策本部の設置

災害の状況に応じ、災害対策本部を設置し、海上保安部、県及び警察等関係機関と連携を図り、応急対策を実施する。

また、国の現地調整本部又は非常災害現地対策本部及び現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携を図るため、直ちに町現地災害対策本部を設置し、現地での統一的な防災活動を実施する。

（３）流出油防除資機材の調達

流出油の防除に必要な資機材の調達に当たっては、町保有の資機材及び町内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、他市町等に応援を要請する。

- ア 油吸着マット
- イ 油処理剤
- ウ オイルフェンス
- エ 油吸収ポンプ
- オ 消火剤
- カ 空ドラム缶
- キ ひしゃく
- ク むしろ
- ケ 土のう

【資料編：８－１９ 吸着マット等保有状況】

２ 海上保安部の活動

海上における災害の発生が予想される段階から、必要に応じ職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図る。

海上における災害が発生したときは、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき、所要の体制を整備するとともに、人命の救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難待避、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行うものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

また、災害応急対策の実施に当たっては、関係機関等と緊密な連携を図る。

- (1) 情報の収集・伝達
海上における事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとり、船舶及び航空機により情報を収集するとともに、航行警報等を活用し、情報を伝達する。
- (2) 海難救助等
災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、海難救助を行う。
- (3) 流出油等の防除
船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。
 - ア 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報の提供
 - イ 防除措置義務者への指導等
 - ウ 流出油等の防除作業
 - (ア) 拡散防止措置
 - (イ) 回収措置
 - (ウ) 分散処理
 - エ 防災関係機関への協力要請
 - オ 海上災害防止センターへの指示
- (4) 緊急輸送
必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送を行う。
- (5) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等を支援する。
- (6) 海上交通安全の確保
必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行い、海上交通の安全を確保する。
- (7) 治安の維持
情報の収集に努め、必要に応じ、船舶・航空機等により、犯罪の予防・取締り及び警戒を行う。
- (8) 危険物の保安措置
必要に応じ、危険物積載船舶等の移動命令等の指導を行い、危険防止措置を講ずる。
- (9) 広報
災害発生後は、海上の安全の確保及び住民の理解と協力を図るため、関係機関等と連絡調整を図りつつ、適宜、適切な広報を実施する。

3 県の活動

県は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び関係機関への通報及び伝達
- (2) 応急対策上必要な資機材の調達並びに応急対策物資のあつせん及び運送
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (4) 関係機関との連絡調整及び応援要請
- (5) 災害救援ボランティアの受け入れ及び調整
- (6) その他応急対策活動のための必要な事項

4 警察署の活動

警察署は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集と付近住民への広報活動
- (2) 付近住民等の避難誘導
- (3) 緊急車両通行路の確保と交通規制
- (4) 沿岸警戒区域の設定と警戒警備
- (5) その他災害現場における必要な措置

5 漁業協同組合の活動

- (1) 漁民に対する情報の伝達
- (2) 油が漂流又は漂着のおそれのある漁具等の自衛措置
 - ア 漁具周辺へのオイルフェンスの展張
 - イ 漁具の移動
- (3) 漁船の出動による油の吸着、処理剤の散布等の防除作業
- (4) その他必要な事項

6 関係団体・企業等の活動

- (1) 事故の状況を海上保安部、その他関係機関に通報、連絡
- (2) 応急対策活動用資機材の備蓄及び調達
- (3) 自力による応急対策活動の実施
- (4) 海上保安部の指示に基づく応急措置の実施
- (5) その他必要な事項

7 宇和海地区大量排出油等防除協議会の活動

協議会は、宇和海地区において、大量の排出油事故が発生した場合、当協議会の各構成機関が協議し、連携して効果的に広域防災活動を推進する。

協議会が行う業務は、次のとおりである。

- (1) 排出油防除計画の策定
 - ア 情報の連絡
 - イ 人員、施設、器材の動員及び輸送
 - ウ 出動船艇相互間の通信連絡
 - エ その他必要事項
- (2) 排出油防除に必要な施設、器材の整備及び開発の推進
 - ア 排出油防除システムの開発
 - イ 排出油防除に関する研修及び訓練
 - ウ 排出油防除活動の実施の推進
 - エ 排出油処理剤の使用に関する事項
 - オ その他排出油防除に必要な事項

第35章 応急教育活動

(学校教育課、生涯学習課)

災害が発生して、学校施設等の被災及び児童、生徒及び園児の被災により、通常の実施を行うことができない場合、学校施設等の応急復旧、児童・生徒等の応急教育等必要な措置を速やかに実施する。

第1節 実施体制

- (1) 町立小中学校・幼稚園の応急教育は、教育対策部が行う。
- (2) 災害に対する町立小中学校等の応急措置については、学校長等が具体的な応急対策を立てて行う。
- (3) 学用品の給与は町長が行う。ただし、『災害救助法』が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

第2節 応急計画の作成

学校長等は、学校等の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設等の応急整備、応急教育の方法等について、計画を定めておく。

第3節 応急措置

- (1) 教育対策部は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携を取り、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設を借り上げ、又は応急仮設校舎等の建設など、速やかに授業ができるよう措置する。
なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要がある時は地域住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。
- (2) 学校長等は、災害が発生した時又は関係機関から情報を受けた時は、児童・生徒等の安全の確保を図るため、次のような措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を教育委員会へ報告する。
 - ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童、生徒、園児等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じること。
 - イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡を取り、児童、生徒、園児等の安全確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等の適切な措置を講じること。
 - ウ 災害の規模に応じて、児童、生徒、園児及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育対策部と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

第4節 応急教育の実施

1 児童、生徒及び園児の対応

災害が発生し、授業の継続が困難なとき、学校長等は、教育長等からの指示により、また、それが不可能なときは、学校長等の判断により、次の対応をとるものとする。

- (1) 児童、生徒及び園児を安全なところに避難させるとともに、教職員を動員し、被害状況等の情報を集め、明確な指示を出し、また、的確な対応をとる。
- (2) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校・幼稚園運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休校・園などの措置をとる。

児童、生徒及び園児を帰宅させる場合は、注意事項を十分周知し、必要に応じて、低学年児童及び園児に対しては教師等が地区別に付き添う。

- (4) 休校・園措置を登校・園前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線及びIP告知端末機、電話、文書等により、確実に児童、生徒、園児及びその保護者に徹底させる。

なお、休校・園の措置は、登校時間を考慮して決定する。また、災害が予想できる場合は、早期にその情報を把握し、決定する。

2 学校施設等の確保

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、町は、次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情に応じた対応に努める。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒の登下校時の安全確保に留意する。
- (6) 必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

3 教員等の被災による不足教員の確保

- (1) 被災教職員等が僅少のときは、学校長等が調整する。
- (2) 被災教職員等が多数で学校長等で調整できないときは、授業の実施状況に応じ、教育対策部が管内の学校間において調整する。
- (3) 教育対策部において調整できないときは、県教育委員会と緊急連絡を取り、教職員の確保に努める。

4 給食等の措置

教育対策部は、応急給食の必要があると認めたときは、本部第14章「食料供給活動」に準じて、応急給食を実施する。

5 保健、衛生に関する事項

(1) 被災教職員、児童、生徒及び園児の保健管理

被災の状況により、被災学校等の教職員、児童、生徒及び園児に対し、臨時予防接種や健康診断、教育相談を実施する。

(2) 被災学校等の清掃、消毒

学校等が浸水等の被害を受けた場合は、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に基づき、保健所の指示又は協力により、校舎等の清掃及び消毒を行う。

6 学校が避難所となった場合の留意事項

(1) 学校長は、避難所に供する施設及び設備の安全を確認し、町から派遣された職員に対し、その利用について必要な指示を行う。

(2) 教育対策部は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、町等と必要な協議を行う。

第5節 学用品等の調達及び給与

学用品等の給付は、『災害救助法』が適用された場合は、知事の委任に基づき、町長が行う。

1 調達方法

(1) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとに、その数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また、町内の他の学校並びに他市町に対して、使用済古本の給与を依頼する。なお、不足する場合は、県に対し、調達給与を依頼する。

(2) 学用品については、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示により、基準内で調達する。

2 給与対象者

住居が全焼、流出、半壊又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒で、教科書及び学用品を滅失又は損傷した者に対して給与する。

3 給与の方法

教育対策部は、学校長と緊密な連携を保ち、給与の対象となる児童・生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を行い、各学校長を通じて、対象者に給与する。

4 給与品目

次の3種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品等については、例示した品目以外のものでも被害状況程度等実情に応じ、適宜調達給与する。

(1) 教科書及び教材（『教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項』に規定する教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けているもの）

(2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(3) 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

5 給与の基準及び期間

教科書、文房具及び通学用品の基準及び期間は、『愛媛県災害救助法施行細則』（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表）に準じて行う。

第6節 文化財の保護

- （1）文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が災害予防に関する事項について定めるものとする。
- （2）教育対策部は、文化財の日常の維持管理、適正な時期における保存修理、周辺の環境整備について指導する。
- （3）文化財が被災した場合、所有者、管理者又は管理団体は、消防機関等に通報するとともに、速やかに教育対策部を経由して、県教育委員会に被災状況を報告協議し、復旧対策を講じる。

【資料編：8－16 文化財指定一覧】

第36章 災害警備対策

(総務課、各支所、防災対策課)

大規模災害発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して、地域社会が極度の混乱状態にあるため、町及び警察は、関係機関、団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第1節 町の活動

1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施する。

2 社会秩序の維持

町は、生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の把握に努める。

3 県に対する要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請する。

第4部 災害復旧・復興対策

災害の発生は、多数の者の生命や身体に危害を与えるのみならず、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、住民は極度に混乱する。

このため、被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら、県・町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりをめざすとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、県、町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者の参画を促進する。

第1章 公共施設等復旧対策

(全部)

公共施設等の復旧対策は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて、必要な施設の新設又は改良を行う。また、今後の災害の再発に備えて事業計画を樹立する。

第1節 実施

災害により被災した公共施設等の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目的に実施する。

第2節 災害復旧事業対策の種類

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業

- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 漁港災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
 - (1) 公園災害復旧事業
 - (2) 街路災害復旧事業
 - (3) 都市排水施設等災害復旧事業
- 4 中小企業施設災害復旧事業
- 5 上水道施設災害復旧事業
- 6 下水道施設災害復旧事業
 - (1) 災害関連農村生活環境施設災害復旧事業
 - (2) 漁港関係等災害復旧事業
 - (3) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 7 社会福祉施設災害復旧事業
- 8 公営住宅災害復旧事業
- 9 学校施設災害復旧事業
- 10 生涯教育施設災害復旧事業
- 11 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 12 その他の災害復旧事業

なお、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

第3節 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県及び町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第4節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査把握し、早期に『激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律』に基づく激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

- (1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第5節 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

第6節 海上災害復旧・復興対策

災害時には、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災地の復旧・復興に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるよう関係機関と連携を図りつつ、海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に努める。

第2章 復興計画

(全部)

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第1節 復興計画の作成

1 計画の策定

町長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、愛南町総合計画との調整を図る。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

第2節 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

- (1) 町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

第3節 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第4節 復興財源の確保

1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

3 町の役割

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

第3章 被災者等の生活再建支援

(全部)

災害により被害を受けた住民の速やかな復旧を図るため、町及び関係機関は、次のとおり被災者支援措置を講じる。

第1節 被災者に対する資金の貸付等

1 『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づく災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

町は、『町災害弔慰金の支給等に関する条例』に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象

イ 災害弔慰金を支給する遺族

(ア) 配偶者

(イ) 子

(ロ) 父母

(エ) 孫

(オ) 祖父母

ウ 災害弔慰金の額

(ア) 主たる生計維持者 500 万円

(イ) その他 250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

町は、住民が災害により負傷、又は疾病後、治癒したとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象

イ 災害障害見舞金の額

(ア) 主たる生計維持者 250 万円

(イ) その他 125 万円

ウ 支給の制限

エ 障害の程度（法別表）

(ア) 両眼が失明したもの

(イ) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

(ロ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(オ) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

(カ) 両上肢の用を全廃したもの

(キ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

(ク) 両下肢の用を全廃したもの

(ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合、当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 町は、『災害救助法』による救助の行われる災害やその他の政令で定める災害により、被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

イ 貸付限度額

(ア) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 3分の1以上の家財の損害及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| ② 3分の1以上の家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ③ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| ④ 住居が全壊した場合 | 350万円 |

(イ) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 3分の1以上の家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 | 150万円 |
| ② 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ③ 住居が全壊した場合（dの場合を除く。） | 250万円 |
| ④ 住居の全体が滅失した場合（滅失には、全壊、全焼、流出の全てを含む。） | 350万円 |

(ウ) 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合

- | | |
|--|-------|
| ① 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、住居が半壊した場合 | 350万円 |
| ② 世帯主の負傷がなく、かつ、住居が半壊した場合 | 250万円 |
| ③ 世帯主の負傷がなく、かつ、住居が全壊した場合（住居の全体が滅失した場合を除く。） | 350万円 |

ウ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

エ 償還期間

10年とし、据置期間はそのうち3年（厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、5年）

オ 利率

3%（据置期間中は無利子）

2 『被災者生活再建支援法』に基づく支援

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯主に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(1) 制度の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害で、次に掲げる被害規模の自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)

(2) 対象となる被災世帯

上記の自然災害により、次に掲げる被害を受けた被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、次に掲げる支援金の合計額。ただし、世帯人員が1人の場合は、各支給額の3/4の額

ア 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給される支援金)

(ア) 全壊 100万円

(イ) 解体 100万円

(ウ) 長期避難 100万円

(エ) 大規模半壊 50万円

イ 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給される支援金)

(ア) 建設・購入 200万円

(イ) 補修 100万円

(ウ) 賃借(公営住宅以外) 50万円

ただし、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200万円。同じく補修する場合は、合計で100万円。

(4) 支援金の支給申請

ア 申請窓口 市町村

イ 申請時の添付書面

(ア) 基礎支援金 罹災証明書、住民票等

(イ) 加算支援金 契約書(住宅の購入・賃借等)等

ウ 申請期間

(ア) 基礎支援金 災害発生日から13月以内

(イ) 加算支援金

災害発生日から37月以内

3 愛媛県による資金の貸付

県は、被災者のうち要件に該当する者に対して、町や社会福祉協議会と協力しながら、その趣旨の徹底を図り、適切な資金の融通措置を講じる。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子福祉資金
- (3) 父子福祉資金
- (4) 寡婦福祉資金

第2節 住宅の確保**1 恒久住宅対策**

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(1) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

(2) 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

(3) 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の町営住宅を供給する。

(4) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

第3節 中小企業関係融資

災害により、被害を受けた中小企業に対する主な融資制度は、次のとおりである。

- 1 国民金融公庫資金
- 2 中小企業金融公庫資金
- 3 商工組合中央金庫資金
- 4 中小企業設備近代化資金
- 5 災害復旧高度化資金
- 6 中小企業機械類貸与制度

第4節 農林漁業関係融資

災害時における主な農林漁業関係融資制度は、次のとおりである。

- 1 農林漁業金融公庫資金
- 2 農業近代化資金及び漁業近代化資金

- 3 『天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法』に基づく天災資金

第5節 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 要配慮者の支援対策

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要援護者に対して一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、指定避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

第6節 罹災証明書の発行

町長は、被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、必要があると認めるときは、被災者に罹災証明書を交付する。

第7節 義援金等の受入れ及び配分

1 義援物資の受入れ

(1) 物資受入れの基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。

ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包された物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一箇所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資は集約が困難であり、公平な配分の観点からも支障があることから、提供者に対して、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

(3) 受入体制の広報

円滑な義援物資の受入れのため、被災者のニーズを把握した上で、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先及び送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受け付けること

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、被災者のニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

2 義援金等の受付

町は、義援金の受付窓口を本庁総務対策部等に設置するとともに、銀行口座の開設を検討し、国民や企業からの義援金等を受け付ける。

3 義援金等の配分

義援金等の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ、地区及び日本赤十字社、愛媛県共同募金会等の関係団体で構成する第三者機関を設置し、公平に配分する。

第8節 雇用機会の確保

災害により、収入の途を失った者の把握に努めるとともに、公共職業安定所等関係機関と協力して、臨時職業相談窓口の設置等により、適職への早期就職の促進を図る。

第9節 生活保護

『生活保護法』に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障して生活の確保を図る。

第10節 税等の減免

国及び地方自治体は、『災害対策基本法第85条』の規定並びに法律又は条例の規定に基づき、被災者の国税、地方税その他の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予等の措置をとることができる。

第11節 生活再建支援策等の広報

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、町外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

1 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、次の事項を広報・PRする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報等

2 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

3 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、各種の調査が個別の目的を有し、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確に説明する。

